

令和8年度

教職員研修ハンドブック

～教育実践の基礎～



三重県教育委員会
研修推進課

【本書の編成と活用について】

三重県の教職員みなさんに、三重県の教育の担い手として是非とも知っておいていただきたい基礎的な内容を掲載したものです。

ただし、各項目の内容は、紙面の都合上、概略的なものでしかありません。本書を手掛かりとしながら、「三重県教育ビジョン」や、「学習指導要領」、「学習指導要領解説編」等、本文中に紹介してある参考文献や Web ページにあたりながら、各自で補充・拡充して、理解を深めていってください（なお、記載の内容は令和 8 年 2 月末時点での情報となります）。

一部の章に「🤔 考えてみよう！」のコーナーがあります。実際の場面を想定したり、自身のことに置き換えて考えたりすることで活用できるようになっています。また、他の教職員と話し合うきっかけにもしてください。

さらに、本書には、小中学校等、高等学校、特別支援学校の各校種についての記載があります。校種に合わせて活用するとともに、自身の校種のみならず、他校種のことも知り、子どもたちの学びの連続性を意識する機会にしてください。

みなさんが、この「教職員研修ハンドブック」を常に手元に置き、研修や日々の実践の場で大いに活用されることを願っています。

【本書の電子版について】

三重県総合教育センターWeb ページから、本書の電子版をダウンロードすることができます。全体を一括したものだけでなく、章ごとにダウンロードすることもできます。本文中にある「Web 資料」も掲載されています。

必要に応じてプリントアウトする、端末に保存する等、さまざまな活用ができます。ぜひ電子版もご活用ください（令和 8 年 4 月初旬よりダウンロード可能）。

ダウンロード先

三重県総合教育センターWeb ページ (<https://www.mpec.jp>)

⇒ 「6 教育情報提供」⇒ 「05 教職員研修ハンドブック」

⇒ 「1 令和 8 年度 教職員研修ハンドブック」



パスワード

khand-r08

【本書におけるページ表記について】

「pp. ○-□」は、「○ページから□ページ」を表します。

目 次

I 三重県教育ビジョン

三重県教育ビジョン	1
自己肯定感を涵養する教育	3

II 教職員の服務、研修、福利・厚生

教職員の服務等	5
教職員の研修	9
教職員としての資質の向上に関する指標	12
教職員の健康管理及び福利・厚生	21

III 学校組織と担任業務

学校マネジメント	23
地域とともにある学校づくり	26
校務分掌	28
学級経営	29
表簿等の作成	32

IV 教科等の指導

学習指導要領	35
教育課程	39
学習指導	42
教育の情報化	51
学習評価	55
学力の育成	62
総合的な学習(探究)の時間	64
道德教育	67
特別活動	72

V 生徒指導

生徒指導	74
子どもを取り巻く教育課題への対応	78
保護者との連携	91

VI 人権教育

人権教育	94
------	----

VII 特別支援教育

特別支援教育	106
--------	-----

VIII 今日的な教育課題への取組

キャリア教育	110
ESD・環境教育	113
学校図書館の利用	115
健康教育・学校保健	117
食育	124
学校安全	128
防災教育・防災対策	131
外国人児童生徒教育	133
部活動の運営	136
高校の特色化・魅力化	140
定時制・通信制	142

<Web 資料>

- 教職員向けコンプライアンス・ハンドブック
- 情報公開制度、個人情報保護制度
- 三重県個人情報適正管理指針(抜粋)
- 生徒指導、教育相談に関する教育機関、相談窓口等
- 人権学習教材・人権学習指導資料
- 人権が尊重される授業づくり等の視点例
- 人権教育を進めるための法律等
- 差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例
- 少年関係機関・人権教育に関する教育相談機関
- キャリア教育指導資料
- 食物アレルギー緊急時マニュアル

Web 資料は本書に掲載していません。また、本文中に記載のないものも含まれています。
表紙裏に記載のダウンロード先からアクセスし、ダウンロードしてください。

三重県教育ビジョン

人口減少や少子高齢化、グローバル化の進展などさまざまな社会課題が存在する中、子どもたち一人ひとりの豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展に向け、新時代における教育施策を総合的かつ計画的に推進できるよう、「三重県教育施策大綱」をふまえ、本県の教育の新しい指針として、令和6年3月に「三重県教育ビジョン」を策定しました。

1. 教育ビジョンの基本的事項

教育基本法に基づく本県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であり、学校教育を中心とした施策（公立学校教育、学校スポーツ、社会教育等）を対象範囲としています。

また、計画期間は、令和6年度から令和9年度までの4年間としています。

2. 子どもたちに育みたい力

社会の変化や展望をふまえた本県の教育のめざすべき方向性を明らかにするため、「子どもたちに育みたい力」として、自立する力、共生する力、創造する力の3つの力を示しています。

自立する力：主体的に学び、困難に向き合い、自信と誇りを持って、責任ある行動を取る力

共生する力：他者と共に支え合って生きていく力や、対立やジレンマに対処する力

創造する力：イノベーションを起こしたり、新しいアイデアや解決策を生み出したりする、新たな価値を創造する力

3. 教育ビジョンを貫く視点

一人ひとりの可能性を最大限に引き出す教育を実現する観点から、「子どもたちに育みたい力」の育成に向けて施策を展開する上で、大切にしたい横断的な視点を明示しています。

- 子どもたちの目線に立ち、個に応じた学びを大切にします
- 学年や校種を越えた連続性のある学びを実現します
- 家庭・地域と連携・協働して子どもたちを育む学校づくりを行います
- 教職員がやりがいを持って子どもたちと向き合える環境をつくります

4. 基本施策と施策

「子どもたちに育みたい力」の育成を実現するため、6つの基本施策と32の施策を体系化して示しました。

基本施策1 未来の礎となる力の育成

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| (1) 一人ひとりの自己肯定感を涵養する教育の推進 | (2) 確かな学力の育成 |
| (3) 幼児教育の推進 | (4) 人権教育の推進 |
| (5) 道徳教育の推進 | (6) 読書活動・文化芸術活動の推進 |
| (7) 健康教育・食育の推進 | (8) 体力の向上と運動部活動改革の推進 |

基本施策2 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

- (1) キャリア教育の推進
- (2) グローカル教育の推進
- (3) 新たな価値を創り出す力の育成
- (4) 主体的に社会を形成する力の育成

基本施策3 特別支援教育の推進

- (1) 一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進
- (2) 特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進

基本施策4 いじめや暴力のない学びの場づくり

- (1) いじめや暴力をなくす取組の推進
- (2) いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実
- (3) いじめに対する迅速・確実な対応の推進
- (4) いじめ対策に関する教職員の資質向上と支援体制の充実

基本施策5 誰もが安心して学べる教育の推進

- (1) 不登校の状況にある児童生徒への支援
- (2) 外国につながる児童生徒の自立に向けた力の育成
- (3) 防災教育・防災対策の推進
- (4) 子どもたちの安全・安心の確保
- (5) 学びのセーフティネットの構築・学びの継続

基本施策6 学びを支える教育環境の整備

- (1) 教職員の資質向上・人材確保とコンプライアンスの推進
- (2) 学校における働き方改革の推進
- (3) ICTを活用した教育の推進
- (4) 地域とともにある学校づくり
- (5) 学校の特色化・魅力化
- (6) 学校施設の整備
- (7) 家庭での学びの応援
- (8) 社会教育の推進と地域の教育力の向上
- (9) 文化財の保存・活用・継承

ポイント

○ 自己肯定感を涵養する教育の推進に関する施策の新設

子どもたちが、自他のかけがえのない価値を認識しながら、さまざまな分野に積極的に挑戦し、自身の可能性を伸ばすことができるよう、自己肯定感を涵養する教育の推進に関する施策を新たに設け、32 施策の筆頭に位置づけました。

○ いじめ防止に関する基本施策の新設

いじめ防止対策を積極的に進めるため、いじめ防止の取組を基本施策に位置づけ、未然防止、早期発見、事案対応、教職員への支援体制の4つの観点から施策を示しました。

【参考】「三重県教育ビジョン」（県教育委員会HP）

<https://www.pref.mie.lg.jp/KYOSEI/HP/m0202400076.htm>

「三重県教育施策大綱」（県HP）

<https://www.pref.mie.lg.jp/D1SENRYAKU/84917044502-01.htm>

自己肯定感を涵養する教育

PISA等の国際調査において、日本の子どもたちの学力が高い水準にあることが示される一方で、自己肯定感については諸外国と比べて低いという調査結果があります。また、将来の予測が困難な時代においては、自らが社会を創り出していくという視点がより重要となり、子どもたち一人ひとりが持続可能な社会の創り手となり、課題解決などを通じて、社会を維持・発展させていくことが求められます。

令和6年3月に策定された「三重県教育ビジョン」では、施策「一人ひとりの自己肯定感^{※1}を涵養する教育の推進」を32施策の筆頭に位置づけました。

めざす姿を「子どもたちが、ありのままの自分が認められているという実感を持つとともに、学校ならではの子どもたち同士や教職員と子どもたちとの関わり合いなど多様な他者と交わる活動や多様な体験活動をとおして、自己肯定感や幸福感など一人ひとりのウェルビーイング^{※2}が向上しています。」として自己肯定感を涵養する教育を推進しています。

※1 自己肯定感

ありのままの自分をかけがえのない存在として肯定的にとらえる感情をいいます。

※2 ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的によい状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものです。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的によい状態であることを含む包括的な概念です。

1. 自己肯定感の2つの側面

「三重県教育ビジョン」では、自己肯定感を以下の2つの側面からとらえることを示しています。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・自らの力の向上に向けて努力することで得られる<u>達成感や他者からの評価等によるもの</u>・自分の長所のみならず短所を含めた<u>自分らしさや個性を受け止めることによるもの</u> |
|---|

子どもたちが自他のかけがえのない価値を認識しながら、多様な人びとと協働し、さまざまな課題解決を主体的に担うことができる存在であるという認識を持って、自分の可能性を伸ばしていけるよう、自己肯定感の涵養を図ることが重要です。

2. 子どもたちの自己肯定感を涵養するために

教職員は、これからの社会を担う子どもたち一人ひとりの力を最大限に引き出し、主体的な学びを支えるために、以下の取組を行っていく必要があります。

(1) お互いを認め合い支え合う学級・学校づくり

学校においては、学級やホームルーム等が子どもたちの学習や生活の基盤であり、個が集団に埋没してしまう危険性があることをふまえ、学校生活のあらゆる場面で、子どもたちが「自分も一人の人間として大切にされている」と実感することにつながる指導を行いましょう。

また、子どもたちが安心して自分の意見を述べ、なぜそう思ったのかを皆で考え、自分の考

えを深めたり、自分に足りないことに気づいたりする授業をとおして、子どもたちが互いに認め合い・励まし合い・支え合える人間関係を創り上げましょう。

(2) 授業改善

子どもたちが学ぶ楽しさ・わかる喜びを実感することにつながるよう、個々の学習状況や興味・関心に応じた個別最適な学習と、多様な他者と関わり合う中で異なる考え方に触れながら、課題を見だし解決を考えるなどの協働的な学習を適切に組み合わせた授業づくりを行いましょう。



(3) 教職員の資質・能力の向上

教職員には「子どもたちに対する受容的・共感的な態度」、「子どもたちの実態や発達の個性や多様性を尊重する姿勢」、「丁寧な観察を通じて一人ひとりや集団の状態と心理を理解して対応する力」等が求められています。研修を通じてこれらの資質・能力を養い、子どもたち一人ひとりの自己肯定感の涵養につながる教育活動を進めていきましょう。

💡 考えてみよう！

学級や授業で取り組むことができる「子どもの自己肯定感を涵養する取組」についてアイデアを出し合ってみましょう。

3. 教職員をはじめとする学校全体のウェルビーイング

子どもたちの自己肯定感や幸福感など一人ひとりのウェルビーイングを高めるためには、教職員をはじめとする学校全体のウェルビーイングを高めることが重要です。

- 子供たちのウェルビーイングを高めるためには、教師のウェルビーイングを確保することが必要であり、学校が教師のウェルビーイングを高める場となることが重要である。子供の成長実感や保護者や地域との信頼関係があり、職場の心理的安全性が保たれ、労働環境などが良い状態であることなどが求められる。加えて、職員や支援人材など学校の全ての構成員のウェルビーイングの確保も重要である。こうしたことが学びの土壌や環境を良い状態に保ち、学習者のウェルビーイングを向上する基盤となり、結果として家庭や地域のウェルビーイングにもつながるものとなる。

〔【引用】「教育振興基本計画（令和5年6月）」文部科学省 p.10〕

💡 考えてみよう！

教職員をはじめとする学校全体のウェルビーイングを高めるために、自身ができることを考えてみましょう。



教職員の服務等

服務とは公務員がその職務に服する場合の義務をいいます。公立学校に勤務する教員は地方公務員であるとともに、教育公務員と呼ばれています。したがって、その服務に関して、地方公務員法（以下「地公法」とする）による他、教員については、その職務の特殊性から地公法に対する特別法としての教育公務員特例法（以下「教特法」とする）により規定されています。

1. 教職員の服務の基本的な姿勢

教育基本法

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

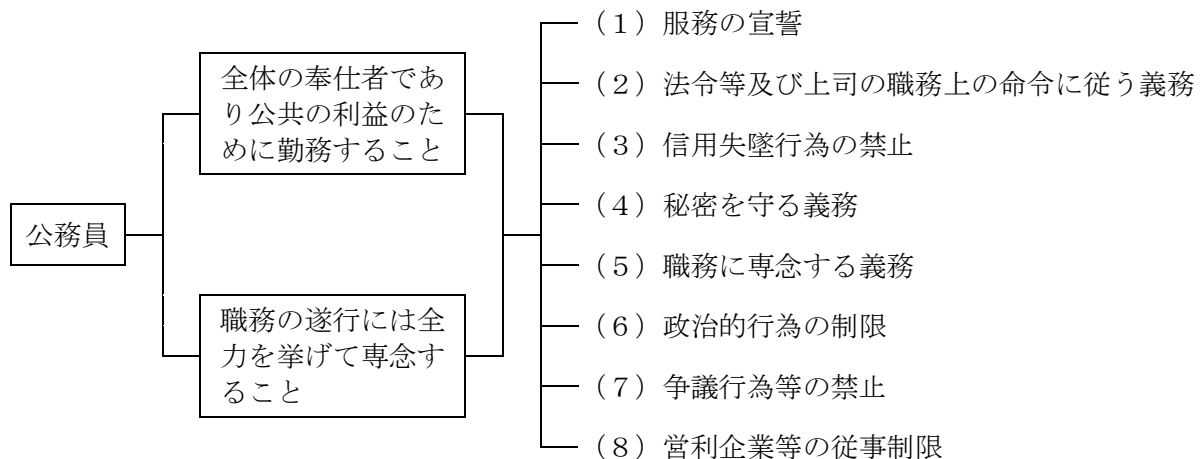
2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

地公法

第30条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

この「全体の奉仕者」「職務の遂行に全力を挙げてこれに専念する」ということについては、教職員としての第一歩を踏み出した時から常に心に留めておくことが大切です。

2. 服務に関する主な規定



(1) 服務の宣誓

新たに教職員となったときには、「宣誓」をすることになっています。これは、公務員のあり方を自覚し、誠実かつ公正に職務を執行することを住民全体に誓う行為です。

〔関係法令「地公法」第31条〕

(2) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務

職務を遂行するにあたっては、法令・条例・規則・規程に従うことはもちろん、上司（例えば校長）の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。

〔関係法令「地公法」第32条〕

（３）信用失墜行為の禁止

公務員全体の職に共通する信用とともに、教職員には公教育に携わる者として教職員特有の信用があります。そういう信用を傷つけたり、失ったりする行為をしてはなりません。

〔関係法令「地公法」第 33 条〕

（４）秘密を守る義務

教職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。退職後も同様です。児童生徒の成績を第三者に話したり、問題を漏らしたりする行為がこれに当たります。

〔関係法令「地公法」第 34 条〕

（５）職務に専念する義務

勤務時間中は職務遂行のために注意力の全てを注ぎ、その職務に専心従事しなければなりません。ただし、この義務が免除される場合が、特例として法律や条例に示されています。例えば、休暇の承認を受けた場合や所属長の承認を得て研修を行う場合等がこれにあたります。

〔関係法令「地公法」第 35 条〕

（６）政治的行為の制限

特定の政党を支持したり、反対したりするための政治教育や政治的活動、児童生徒に対する教育上の地位を利用した選挙運動等の政治的行為は、一般の地方公務員と異なり、より厳しく、全国どこにおいても行うことができません。

〔関係法令「教特法」第 18 条〕

（７）争議行為等の禁止

一般の地方公務員と同じく教職員も、使用者としての住民に対し、ストライキ、サボタージュなどの争議行為をしたり、教育活動の能率を低下させたりする怠業的行為をしてはなりません。

〔関係法令「地公法」第 37 条〕

（８）営利企業等の従事制限

公立学校の職員は、教育委員会（小中学校の場合は市町等教育委員会）の許可を受けなければ、営利を目的とする会社・団体の役員等を兼ねたり、自ら営利目的の私企業を営んだり、報酬を受けて事業や事務に従事したりしてはいけません。しかし、教員には特例があって、教育に関する他の職を兼ねたり、その事業・事務に従事したりすることが本務の遂行に支障がないと教育委員会が認める場合には、許可を得て兼職・兼業することが認められています。

〔関係法令「地公法」第 38 条、「教特法」第 17 条〕

💡 考えてみよう！

「教職員向けコンプライアンス・ハンドブック（令和 7 年 5 月改訂）」（県教育委員会）には具体的な事例や自己診断チェックシートがあります。教育現場で実際に起こった不祥事の実例を読み、自分や自分たちの学校でも類似する事例が起きていないか、起きる可能性はないか振り返ってみましょう。そして、不祥事を起こさないために自分にできることを考えてみましょう。

◆Web 資料「教職員向けコンプライアンス・ハンドブック」参照

3. 身分保障

教職員が全体の奉仕者として全力を挙げてその職務に専念し得るためには、その身分が保障されていなければなりません。

教育公務員の身分保障については、法律または条例に定める一定の事由がなければ、本人の意思に反して免職、休職等についての分限処分や懲戒処分を受けないこと、不利益処分を受けたときの救済制度があること、給与、勤務時間その他の勤務条件は条例で定めること等が地公法に定められています。

○条件付採用制度

臨時的任用又は非常勤職員の任用の場合を除き、職員の採用は、すべて条件付のものとし、その職員がその職において6月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になるものとする。この場合において、人事委員会は、条件付採用の期間を1年に至るまで延長することができる。

〔【参考】「地公法」第22条〕

公立の小学校等の教諭等は、上記の条文中「6月」を「1年」として規定を適用する。

〔【参考】「教特法」第12条第1項〕

この制度が設けられているのは、その者が職務遂行能力を有するか否かについては、実際に職務に携わってみないとわからないという面からです。条件付採用期間の教職員は、正式採用後の職員のような身分保障は一部制限され、分限処分は公正の原則に反しない範囲において、県教育委員会がその裁量によって決定することになっています。しかし、給与等他のさまざまな適用については、正式採用後の職員と同様です。

4. 学校における働き方改革について

三重県教育ビジョンでは、「学校における働き方改革の推進」を施策とし、教職員が子どもたちのための質の高い授業づくりや子どもたちと向き合う時間を確保し、日々の生活の質や教職員としての人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、より効果的な教育活動を持続的に行うことをめざす姿としています。

教職員の勤務については、各教育委員会の規則等により、時間外在校等時間の上限を月45時間、年360時間と定めています。在校等時間が長くなる場合には、一人で抱え込まず同僚や管理職に相談しましょう。

また、リフレッシュする時間を確保するため、年次有給休暇や夏季休暇等を計画的に取得しましょう。

【コラム】情報の管理・個人情報の保護について

学校は児童・生徒等に関する個人情報をたくさん保有していることから、教職員は細心の注意を払って、適切な情報の管理や個人情報の保護に努めることが必要です。

職務上作成する文書については、普段から整理・管理を適切に行い、情報公開等の請求があった場合にスムーズな対応ができるよう努めましょう。

また、個人情報保護の観点から、情報管理についても気を付けていかねばなりません。個人名が記された印刷物やデータ等、個人情報の取扱いについて細心の注意を払うとともに、教職員間で声を掛け合い、複数の目でチェックをする等の対策を日ごろから徹底してください。

残念ながら、近年も学校において多数の個人情報漏えいの事案が発生しています。次の事案の原因や対策等を参考にしながら、三重県個人情報適正管理指針を参照し、個人情報の取扱いについて、常に意識を高めておくことが大切です。

◆Web 資料「情報公開制度、個人情報保護制度」

「三重県個人情報適正管理指針（抜粋）」参照

【近年における個人情報の漏えい事例】

○進路希望先の一覧表紛失

生徒の進路希望先一覧表をズボンのポケットに入れたまま部活動等に行き、戻った時に紛失に気が付いた。搜索したが見つからず、該当の生徒及び保護者に謝罪した。

＜対策＞

- ・基本的には個人情報を持ち出さない。必要がある場合は、所属長等に報告し許可を得る。
- ・持ち出した場合は適切に管理し、必要な用務が終了したらすぐに保管場所に戻す。

○指導要録の紛失

退学した元在籍生から単位習得証明書の請求があったが、指導要録が見当たらなかった。指導要録を整理した時に誤って廃棄した可能性が高い。元在籍生に電話や文書で謝罪を行った。

＜対策＞

- ・簿冊等には保存期間を明示し、保存期間の延長等がある場合はわかりやすく表示する。
- ・廃棄する際に複数で廃棄可能かどうか確認を行う。

○Web ページの設定誤りによる個人情報漏えい

Web 上の入力フォームで受付けた申込みについて、全員が回答を共有する設定となっていたため他の申込者から氏名や電話番号等が閲覧できる状態となっていた。

＜対策＞

- ・設定時に複数人で慎重に作業を行う。

○未納金督促の電話誤りによる個人情報漏えい

学校諸費の未納者に対して督促の電話をしたところ応答がなかったため、留守番電話に学校名、保護者名、滞納金額等のメッセージを残した。後日再度電話したが応答がないため確認したところ、電話番号を書き写す際に誤って記載していたため、別人の電話に録音されていた。

＜対策＞

- ・電話番号が記載された資料を直接確認する。
- ・相手が間違いがないことを確認してから直接用件を話し、留守番電話に個人情報は残さない。

教職員の研修

「教育は人なり」と言われるように、学校教育の充実・発展は、その担い手である教職員の資質・能力にかかるところが大きいと言えます。時代の変化が大きくなる中で、教職員は絶えず研究と修養に努め、常に最新の知識・技能を学び続けていく必要があります。

1. 教育公務員としての研修

教育公務員を含む地方公務員の研修については、地方公務員法（以下「地公法」とする）に規定されているほか、教育公務員については、その職務の特殊性から教育公務員特例法（以下「教特法」とする）において教員の研修が規定されています（初任者研修は教育公務員特例法第 23 条、中堅教諭等資質向上研修は教育公務員特例法第 24 条に基づき実施します）。

※下線は、本書編集者によるものです。

法 令	条 文
地公法	第 39 条 職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。 2 前項の研修は、任命権者が行うものとする。 3 地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めるものとする。 4 人事委員会は、研修に関する計画の立案その他の研修の方法について任命権者に勧告することができる。
教特法	第 21 条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず<u>研究と修養</u>に努めなければならない。 2 教育公務員の任命権者は、教育公務員（公立の小学校等の校長及び教員（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。以下この章において同じ。）を除く。）の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。 第 22 条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。 2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。 3 教育公務員は、任命権者（第二十条第一項第一号に掲げる者については、同号に定める市町村の教育委員会。以下この章において同じ。）の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。 第 23 条 公立の小学校等の教諭等の研修実施者は、当該教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。）に対して、その採用（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。）の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（次項において「<u>初任者研修</u>」という。）を実施しなければならない。 2 指導助言者は、初任者研修を受ける者（次項において「初任者」という。）の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。 3 指導教員は、初任者に対して教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。

教特法	第24条 公立の小学校等の中堅教諭等（主務教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主務教諭を除く。））、主務保育教諭及び教諭等のうち、臨時的に任用された者その他の政令で定める者以外のものであつて、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有する者として文部科学省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の研修実施者は、当該中堅教諭等に対して、個々の能力、適性等に応じて、教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（次項において「<u>中堅教諭等資質向上研修</u>」という。）を実施しなければならない。 2 指導助言者は、中堅教諭等資質向上研修を実施するに当たり、中堅教諭等資質向上研修を受ける者の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、当該者ごとに中堅教諭等資質向上研修に関する計画書を作成しなければならない。
-----	--

2. 教職員の研修機関

任命権者である県教育委員会は、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」（以下「指標」とする）をふまえた「三重県教職員研修計画」に基づき、「指標」に示されている資質・能力を向上するための研修を実施しています。

一方、市町等教育委員会にあつては、地域の教育課題にきめ細かく対応するため「教育研究所」等を設置し、所管する学校の教職員の資質の向上と教育の振興に努めています。

3. 県内の教職員研修の実施体系(令和8年度)

		1年目		5年目		10年目		15年目		20年目		25年目		30年目		
県教委(研修担当)が実施する研修	第1ステージ 初任～ 教職経験5年次			第2ステージ 教職経験 6年次～10年次			第3ステージ 教職経験11年次～20年次			第4ステージ 教職経験20年次以降			管理職			
	初任者研修		教職2～3年次研修		教職6年次研修		中堅教諭等 資質向上研修 Ⅰ		中堅教諭等 資質向上研修 Ⅱ					新任教頭研修		
	新規採用 養護・栄養 教諭研修				養護・栄養 教諭6年次 研修		中堅養護・栄養 教諭等 資質向上研修 Ⅰ		中堅養護・栄養 教諭等 資質向上研修 Ⅱ					新任校長研修		
							新任主幹教諭研修 新任指導教諭研修									
	事務職員 主事研修			事務職員 主任研修			事務職員 主査研修			事務職員主幹研修 事務職員総括主幹研修 事務の共同実施リーダー研修						
	教科等研修・テーマ研修・教育相談研修・情報教育研修 等															
	職務・職能研修															
	学校マネジメント研修・校内研修推進研修															
	指導力支援研修															
	指導改善研修															
	ネット DE 研修(インターネットを活用した研修)															
	派遣研修(新教育大学等大学院教員派遣・社会体験研修等)															
市町等 教委等 が実施	市町等教委等が実施する研修(県教委研修担当との共催研修を含む) 校内研修、教育研究団体・グループが実施する研修、教職員個人の研修															

※これ以外に、「教職員等中央研修」や「教育課題に対応する指導者養成研修」等の国が実施する研修もあります。

4. 研修の心構え

教職員の資質・能力は、教職員になってからの絶えざる研修によって向上します。文部科学省は、「『令和の日本型学校教育』を担う 教師の養成・採用・研修等の在り方について（答申）」（令和4年12月 文部科学省）にて、「子供たちの学び（授業観・学習観）とともに教師自身の学び（研修観）を転換し、『新たな教師の学びの姿』（個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じた、『主体的・対話的で深い学び』）を実現」（令和4年12月）と記載しています。

今後の研修においても次のようなことを心がけて取り組んでいきましょう。

- ・変化を前向きに受け止め、探究心を持ちつつ自律的に学ぶという「主体的な姿勢」
- ・求められる知識技能が変わっていくことを意識した「継続的な学び」
- ・新たな領域の専門性を身につけるなど強みを伸ばすための、一人一人の教師の個性に即した「個別最適な学び」
- ・他者との対話や振り返りの機会を確保した「協働的な学び」

🗨️ 考えてみよう！

研修に際しては、何を、どのように学びたいか「主体的な姿勢」「継続的な学び」「個別最適な学び」「協働的な学び」の視点から考えてみましょう。

今後、研修を受講するうえで、以下のことも心がけましょう。

- ・研修の参加にあたっては、研修内容や研修テーマを理解したうえで、問題意識を明確にして受講しましょう。
- ・集合研修・遠隔研修に関わらず、研修にふさわしい服装で受講しましょう。
- ・研修の記録はわかりやすく整理し、その活用を心がけましょう。
- ・研修を進んで受講して自己を磨くとともに、研修の成果を所属校での実践につなげましょう。

5. 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励

研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励（以下「対話に基づく受講奨励」という。）は、教特法及び教育職員免許法の一部改正（令和4年）に伴い、教員が研修履歴を活用することにより、自らの学びを振り返るとともに、学校管理職等による対話をとおした適切な指導助言により、効果的かつ主体的に資質向上をめざすものです。

○研修履歴の活用

研修履歴を自ら記録に残すことで、蓄積してきた自らの学びを客観的に振り返ることができ、さらに伸ばしていきたい分野・領域や新たに能力開発をしたい分野・領域を見出し、主体的・自律的な目標設定やこれに基づくキャリア形成につなげましょう。

○対話に基づく受講奨励

研修履歴をもとに、学校管理職と対話する中で、自分の強みや弱み、今後伸ばすべき力、学校で果たすべき役割などを確認します。「校長及び教員としての資質向上に関する指標」や「三重県教職員研修計画」も活用し、主体的に学びをマネジメントしましょう。

教職員としての資質の向上に関する指標

1. 「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」「小中学校事務職員としての資質の向上に関する指標」（以下「指標」とする）とは

校長及び教員・事務職員が教職生活全体を俯瞰しつつ、自らの経験や職種等に応じて計画的・効果的に資質・能力の向上に努めることができるよう、各ライフステージで求められる資質・能力を示したものです。

この指標は、校長及び教員・事務職員の職務に必要な資質・能力を全て網羅しているものではなく、三重県の教職員として、特に身につけてほしい資質・能力を抽出し、整理しています。

自分が、どのライフステージにいて、どのような力を発揮する必要があるのか、次に何をめざしていけばよいのかを考え、行動するための道しるべとしてください。

2. 「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」の構成

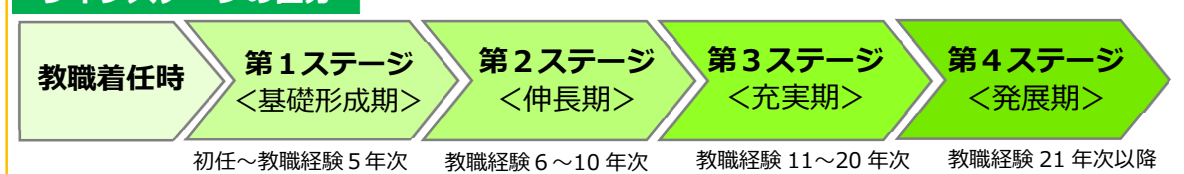
（1）対象となる学校種・職

- ① 対象となる学校種（これらの学校種に共通の指標としています）
公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校
- ② 対象となる職
 - ア 教員としての資質の向上に関する指標
校長、教頭・准校長、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭
 - イ 教頭・准校長及び校長に必要な事項
校長、教頭・准校長
 - ウ 養護教諭に必要な事項（専門領域）
養護教諭
 - エ 栄養教諭に必要な事項（専門領域）
栄養教諭

（2）ライフステージ＜横軸＞

- ① 主幹教諭、指導教諭、教諭
最初に、新規に採用する教員に求められる資質・能力として「教職着任時」の指標を示しました。これは、大学が行う教員養成の目標となるものであるとともに、教員採用後の資質向上の前提となるものです。
「教職着任時」以降は、教職の経験年次に応じて、「第1ステージ（基礎形成期）」、「第2ステージ（伸長期）」、「第3ステージ（充実期）」、「第4ステージ（発展期）」の4段階としました。特に早い段階で教員としての基礎を固め、伸長することが求められることから、第1・第2ステージについては、第3・第4ステージより短い5年としています。

ライフステージの区分



- ② 校長、教頭・准校長
管理職については、「校長」、「教頭・准校長」に区分しています。

(3) 資質・能力にかかる項目＜縦軸＞

① 主幹教諭、指導教諭、教諭

「教職に必要な素養」「学習指導」「生徒指導」「特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応」「教育課題への対応力」の5つに大別して示しています。

各項目は、一つひとつが独立したものではありません。
例えば、「学習指導」については、児童生徒の状況を的確に把握する「生徒指導『児童生徒理解』」などの側面と相互に関連していることを意識して資質・能力の向上を図る必要があります。



② 養護教諭、栄養教諭

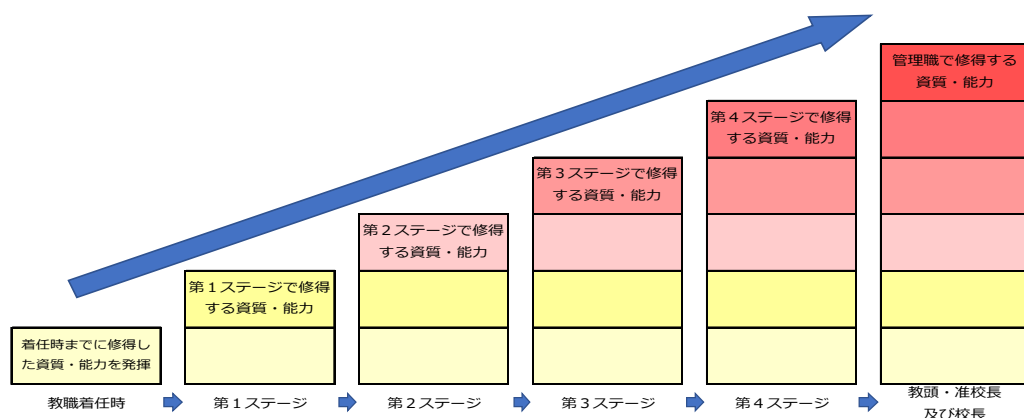
養護教諭については、保健管理や健康相談等に関する項目、栄養教諭については栄養管理や衛生管理等に関する項目が専門領域として求められることから、これら項目に関する指標を、教員としての指標に追加する指標として位置づけています。

③ 校長、教頭・准校長

管理職として必要とされるマネジメント能力を高めることを重視し、「管理職に必要な素養」「学校ビジョンの構築」「組織運営」「人材育成」の4つの項目に整理して示しています。

(4) 新たな資質・能力が積み上がるイメージ

指標は、下の図のように、ライフステージが進むにつれて、今まで修得した資質・能力の上に、新たな資質・能力が積み上がるイメージで表しています。



3. 「小中学校事務職員としての資質の向上に関する指標」の構成

(1) ライフステージ＜横軸＞

職位別に「主事」を「第1ステージ（基礎形成期）」、「主任」を「第2ステージ（伸長期）」、「主査」を「第3ステージ（充実期）」、「主幹」、「総括主幹」、「調整監」を「第4ステージ（発展・深化期）」の4段階としました。

併せて、各ステージで特につけたい力として、「自己管理能力」、「組織参画力」、「企画・提案力」、「地域連携・協働力」の4つを示し、ステージごとにその力を高めていくことを求めています。経験の浅い事務職員にもこの4つの力は必要な力ですが、本指標ではそれぞれのステージで確実につけたい重視すべき力を表しています。

（２）資質・能力にかかる項目＜縦軸＞

「小中学校事務職員として必要とされる素養」、「小中学校事務職員として必要な専門性」の２つに大別して示しています。

なお、各項目は、一つひとつが独立したものではなく、相互に関連しているものであることから、そのことを意識して力を向上させていくことが必要です。

（３）小中学校事務職員に必要とされる組織マネジメント

組織活動を推進するうえで必要なマネジメントを次の４つで示しています。

- ・自己のマネジメント
- ・人のマネジメント
- ・組織のマネジメント
- ・環境のマネジメント

組織マネジメントは、まず自己のマネジメントから始まります。自己のマネジメントに関しては、マネジメントの基礎であり、主事は、ここを固めることが何より重要ですが、人のマネジメント、組織のマネジメント、環境のマネジメントに主事の立場で、できることをするという意識を持つことが必要です。主任段階では、少し視野を広げて、同じ組織の人と人を関連させて動く、主査段階では組織と組織を、主幹、総括主幹、調整監は、学校外の他の組織や個人を関連させていくというように、段階を追って表しています。

なお、総括主幹、調整監については、学校での役割を見たときには、どちらも校長を補佐する職として同じ立ち位置で同じ役割を果たす必要があるとの認識に立って、書き分けはしていません。

ただし、共同実施組織運営においては、それぞれの職で果たす役割が異なることから、書き分けがしてあります。

4. 指標Q & A



Q 指標に示された資質・能力を身につけるためにはどうしたらいいですか。

A まず、現在の自分自身を見つめ直し、各ライフステージの短期・中期・長期において、どの資質・能力をどのように伸ばしていくべきか等、**資質・能力向上のビジョンを持つことが大切です。**その上で、県教育委員会等が実施する**研修の受講やOJT、自己啓発等の研修**を効果的に活用します。

また、**研修での学びや成長を整理し、改善に生かしましょう。**



指標は以下のURL、二次元コードからも閲覧できます。

○「校長及び教員としての資質の向上に関する指標（令和５年３月改定）」

https://www.mpec.jp/user/2021/kyo_02.pdf



○「小中学校事務職員としての資質の向上に関する指標」

https://www.mpec.jp/user/2021/jimu_02.pdf



校長及び教員としての資質の向上に関する指標

(1) 教員としての資質の向上に関する指標

ライフステージ	教職着任時	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	第4ステージ
		初任～教職経験5年次	教職経験6年次～10年次	教職経験11年次～20年次	教職経験21年次以降
		基礎形成期	伸長期	充実期	発展期
		教職に就く者として求められる基礎的な知識や技能を身につけている。	実践力を磨き、基礎・基盤を固める。	知識や経験に基づいた実践力を高める。	多様な知識と経験に基づいた実践を展開するとともに、若手教職員の指導を行い、学校の中核的役割を担う。
資質・能力にかかる項目		主幹教諭			
		関係主任と連携して管理職を補佐し、学校の管理運営に関する事項を行う。			
		指導教諭			
		高い専門性に基づき、教員の授業力向上のための指導・助言を行う。			
教職に必要な素養	教育的愛情 使命感 責任感	○児童生徒一人ひとりの力を最大限に引き出すことができる。 ○児童生徒の主体的な学びを支援する役割を果たすことができる。	○児童生徒一人ひとりの力を最大限に引き出し、主体的な学びを支援する役割を果たすとともに、児童生徒が自らをかけたがえのない存在として感じられるよう、学校全体での教育活動を推進することができる。	○児童生徒一人ひとりの力を最大限に引き出し、主体的な学びを支援する役割を果たすとともに、児童生徒が自らをかけたがえのない存在として感じられるよう、学校全体での教育活動を推進することができる。	○児童生徒一人ひとりの力を最大限に引き出し、主体的な学びを支援する役割を果たすとともに、児童生徒が自らをかけたがえのない存在として感じられるよう、学校全体での教育活動を推進することができる。
	倫理観 コンプライアンス	○教育公務員としての職務を遂行する上で必要な教育に関する基礎的な法規や理論を理解している。 ○社会の一員としての自覚と責任を持ち、自ら考え判断し、主体的に行動する力を身につけている。	○教育公務員としての自覚と規範意識を持ち、法令等の遵守を徹底できる。 ○自らの行動が学校教育に寄せる県民の信頼に与える影響を理解し、自らを厳しく律することができる。	○法令等を遵守し、他の教職員の規範となるとともに、学校全体で不祥事根絶及びコンプライアンス意識の確立に向けて取り組むことができる。	○法令等を遵守し、他の教職員の規範となるとともに、学校全体で不祥事根絶及びコンプライアンス意識の確立に向けて取り組むことができる。
	社会性 コミュニケーション力	○他者と協調し、相手を思いやる豊かな人間性を身につけている。 ○互いの人権を尊重し、多様性を認め合う豊かな人権感覚を身につけている。	○豊かな人間性と確かな人権感覚を発揮し、児童生徒や保護者、地域等との信頼関係を構築することができる。	○教職員間の円滑なコミュニケーションを促進し、多様な意見を尊重しながら組織的に取り組むとともに、人材育成の重要性をふまえ自らの経験・スキルを率先して若手教職員に伝えることができる。 ○豊かな人間性と確かな人権感覚を発揮し、児童生徒や保護者、地域等とともに連携・協力しながら課題に対処することができる。	○教職員間の円滑なコミュニケーションを促進し、多様な意見を尊重しながら組織的に取り組むとともに、人材育成の重要性をふまえ自らの経験・スキルを率先して若手教職員に伝えることができる。 ○豊かな人間性と確かな人権感覚を発揮し、児童生徒や保護者、地域等とともに連携・協力しながら課題に対処することができる。
	学び続ける意欲 探究心	○自らの強み・弱みを理解しようとするとともに、自己研鑽に励んでいる。	○自らの強み・弱みをふまえ、今後伸ばすべき能力、学校で果たすべき役割などを理解し、自己の資質・能力の向上に向けて主体的な学びをマネジメントすることができる。 ○学校教育を取り巻く環境や社会の変化に対応できるよう、新しい知識・技能を学び続けることができる。	○自己の置かれた状況に照らして、適切な現状把握と目標設定を行い、自らの実践を検証し改善し続けることができる。 ○学校教育を取り巻く環境や社会の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて探究心を持ちつつ、自律的かつ継続的に新しい知識や技能を学び続けることができる。	○自己の置かれた状況に照らして、適切な現状把握と目標設定を行い、自らの実践を検証し改善し続けることができる。 ○学校教育を取り巻く環境や社会の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて探究心を持ちつつ、自律的かつ継続的に新しい知識や技能を学び続けることができる。
	学校運営への参画	○組織の一員として、組織的に対応することの大切さを理解している。	○組織の一員としての自覚を持ち、報告・連絡・相談を確実に行うとともに、他の教職員からの理解、協力を得ながら、自らの職務を遂行することができる。 ○学校教育目標を理解して、学級経営や教科指導を実践するとともに、学校マネジメントの意義を理解し、学校運営の持続的な改善を支えられるよう、組織の中で自己の役割を果たすことができる。	○児童生徒の指導上の問題を一人で抱え込まないよう組織で対応したり、教職員間の報告・連絡・相談が円滑に行われるような職場の人間関係を構築したりして、同僚性を高めることができる。 ○学校マネジメント、カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、学校教育目標の達成、学校運営上の課題解決に向けて、中・長期的な対応策を講じることができる。	○児童生徒の指導上の問題を一人で抱え込まないよう組織で対応したり、教職員間の報告・連絡・相談が円滑に行われるような職場の人間関係を構築したりして、同僚性を高めることができる。 ○学校マネジメント、カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、学校教育目標の達成、学校運営上の課題解決に向けて、中・長期的な対応策を講じることができる。
	危機管理	○学校安全に関わる基礎的な知識を身につけているとともに、身の回りの危険を察知し、回避することができる。	○学校事故防止と安全対策等のマニュアルを理解し、教室環境や校内の安全点検を日常的に行うとともに、児童生徒の行動の観察等を行い、危機の未然防止に努めることができる。 ○危機管理に係る組織的な対応において、自己の役割を的確に果たすことができる。	○危機を予測した未然防止の取組と、危機の早期発見、早期対応に努め、学校全体の安全・防災について中核的な役割を担うことができる。 ○事故の再発防止に向け、必要な改善取組を推進できる。	○危機を予測した未然防止の取組と、危機の早期発見、早期対応に努め、学校全体の安全・防災について中核的な役割を担うことができる。 ○事故の再発防止に向け、必要な改善取組を推進できる。
学習指導	授業計画	○学習指導要領に示された教科等の目標及び内容並びに児童生徒の実態に即した授業構想の重要性を理解している。	○児童生徒の実態をふまえ、育成を目指す資質・能力を明確にした授業を計画できる。 ○授業のねらいをふまえて教材研究を行うことができる。	○学校の重点課題及び児童生徒の実態や習熟度に応じた授業を計画できる。 ○教科会や学年会で教材研究を行う時間を確保するとともに、自らの専門性を生かして若手教員に指導・助言を適切に行うことができる。	○全教育課程をとらえ、他教科等の学習内容や系統性等をふまえて授業を計画できる。 ○自らの専門性や経験を生かして他の教員に適切な指導・助言を行うとともに、学校全体の授業づくりの質を高めることができる。
	授業実践	○発問、板書、教材・教具の活用等、基本的な指導技術を身につけている。 ○授業計画に沿って授業を展開できる。	○個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、多様な授業形態を取り入れる等の工夫をすることができる。 ○指導と評価の一体化に基づいて授業を実践することができる。	○指導方法や指導形態等を工夫し、児童生徒の個別最適な学びと協働的な学びを充実させることで児童生徒の学力向上につなげることができる。 ○若手教員の指導上の課題を捉え、自らの経験を生かして授業力向上に係る指導・助言を行うことができる。	○高い専門性を身につけ、創意工夫を凝らした授業を実践するとともに、児童生徒の学習評価を適切に行うことができる。 ○若手教員の指導上の課題を捉え、自らの経験を生かして授業力向上に係る指導・助言を行うことができる。
	授業改善	○主体的・対話的で深い学びを実現するため授業改善の必要性を理解している。	○評価規準に基づく評価を行い、一人ひとりの学習状況及び自己の授業の課題を把握することができる。 ○他の教員の良いところを取り入れて、授業改善を図ることができる。	○評価規準に基づく評価を行い、一人ひとりの学習状況及び自己の授業の課題を把握し、省察をもとにした授業改善を図ることができる。 ○学習状況を多面的に評価して課題を把握し、実践的指導力の向上に努めることができる。	○学校全体の学習上の課題を把握し、授業改善を推進することができる。 ○自校における校内研修会の企画・運営、指導・助言や指導力の向上に取り組み、研究授業等のコーディネーターとしての役割を担うことができる。

ライフステージ 資質・能力 にかかる項目	教職着任時	第1ステージ		第2ステージ	第3ステージ	第4ステージ
		初任～教職経験5年次		教職経験6年次～10年次	教職経験11年次～20年次	教職経験21年次以降
		基礎形成期		伸長期	充実期	発展期
		教職に就く者ととして求められる基礎的な知識や技能を身につけている。		知識や経験に基づいた実践力を高める。	多様な知識と経験に基づいた実践を展開するとともに、若手教職員の指導を行い、学校の中核的役割を担う。	高い専門性と豊かな経験を持ち、高度な実践を展開するとともに、指導力を発揮し、学校づくりや教育活動をリードする。
		実践力を磨き、基礎・基盤を固める。				
生徒指導	児童生徒理解	○児童生徒の発達段階や個性・特性、一人ひとりの生活背景を理解することの重要性を理解している。		○児童生徒一人ひとりの実態や生活背景を理解し、受容的・共感的な態度で児童生徒に接し、信頼関係を築くことができる。	○児童生徒一人ひとりの理解に基づく信頼関係づくりを進めながら、保護者と連携することができる。	○学校全体の児童生徒の状況や課題を多面的に把握し、保護者、関係機関と連携を図りながら、組織的・計画的に児童生徒の成長を促している。
		○実態に即して個に応じた指導や集団への指導の必要性を理解している。		○日常的に児童生徒の生活状況を把握するとともに、児童生徒の発するサインを見逃すことなく、問題行動等を早期に発見し、他の教職員に報告・連絡・相談しながら迅速に対応することができる。	○児童生徒の生活状況や心情を理解し、問題行動等の背景・原因を的確に把握して必要な指導を行うことができる。また、生徒指導上の問題解決に向け具体的な方策を立て、組織的・系統的に取り組むことができる。	○学校全体の児童生徒の状況や課題を多面的に把握し、保護者、関係機関と連携を図りながら、組織的・計画的に児童生徒の成長を促している。
		○いじめの防止、早期発見の必要性を理解している。		○いじめの防止や早期発見のために、児童生徒の発するサインを察知し、適切に対応することができる。また、早期解決に向けて、管理職の指示のもと、他の教職員と連携・協力しながら組織的な対応に努めることができる。	○いじめの防止や早期発見のために、児童生徒の行動やわずかな変化を察知し、適切に対応することができる。また、早期解決に向けて、管理職をはじめ、保護者、関係機関と連携を図り、組織的な取組を推進することができる。	○いじめの防止や早期発見のために、児童生徒の行動やわずかな変化を察知し、適切に対応することができる。また、早期解決に向けて、管理職をはじめ、保護者、関係機関と連携を図り、組織的な取組を推進することができる。
	キャリア教育	○社会の動向やニーズに関心をもち、キャリア教育の重要性を理解している。		○児童生徒が学ぶことと将来のつながりを見通し、社会的・職業的に自立する力を身につける学習を展開することができる。	○児童生徒が学ぶことと将来のつながりを見通し、社会的・職業的に自立する力を身につけるための指導体制の整備を行うことができる。	○児童生徒が学ぶことと将来のつながりを見通し、社会的・職業的に自立する力を身につけるために、指導体制や実践を支える運営体制の整備を行うことができる。
特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応	特別支援教育	○特別な支援を必要とする児童生徒への指導・支援の考え方や児童生徒が互いを尊重し、共に学ぶことの大切さを理解している。		○特別な支援を必要とする児童生徒の特性や実態を把握し、適切な指導・支援を行うことができる。	○特別な支援を必要とする児童生徒の特性や実態を把握し、指導内容や指導方法を工夫して適切な指導・支援を行うことができる。	○特別な支援を必要とする児童生徒の自立と社会参加に向けて、保護者や地域と連携し、学校全体で取り組めるよう教職員に働きかけを行うことができる。
	外国人児童生徒教育	○日本語指導が必要な児童生徒に対する指導や保護者への支援の必要性を理解している。		○日本語指導が必要な児童生徒に対して、他の教職員と連携・協力しながら、適切な指導・支援を行うことができる。	○日本語指導が必要な児童生徒に対して、地域や関係機関と連携し、適切な指導・支援を行うとともに、校内の指導・支援体制づくりを推進することができる。	○日本語指導が必要な児童生徒に対して、地域や関係機関と連携し、適切な指導・支援を行うとともに、校内の指導・支援体制づくりを推進することができる。
	不登校児童生徒への支援	○児童生徒が安心して意欲的に学ぶことができる学級づくりや不登校の初期対応の必要性を理解している。		○児童生徒の居場所づくりや仲間づくりに取り組むとともに、他の教職員に報告・相談しながら不登校支援を行うことができる。	○児童生徒の居場所づくりや仲間づくりに取り組むとともに、他の教職員と連携・協力しながら、子どもや保護者の気持ちに寄り添った不登校支援を行うことができる。	○保護者や関係機関と連携しながら、個々の状況に応じた支援を組織的・計画的に進めることができる。
教育課題への対応力	ICTや情報・教育データの活用	○学校におけるICTの活用意義を理解している。		○児童生徒にどのような力をつけるのかを考え、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて重要なツールの一つとしてICTを活用することができる。	○学校内に蓄積されている様々なデータを集約、分析するとともに、その結果を他の教職員と共有し、学校全体の課題解決に向けた取組を推進することができる。	○学校内に蓄積されている様々なデータを集約、分析するとともに、その結果を他の教職員と共有し、学校全体の課題解決に向けた取組を推進することができる。
	グローバル教育	○豊かな国際感覚を持つことや、郷土を愛することの大切さを理解している。		○豊かな国際感覚や郷土を愛する心を身につける学習を展開することができる。	○地域や関係機関と連携して、豊かな国際感覚と郷土を愛する心を身につける学習を展開し、指導方法について他の教職員に適切な指導・助言を行うことができる。	○地域や関係機関と連携して、豊かな国際感覚と郷土を愛する心を身につける学習を展開し、指導方法について他の教職員に適切な指導・助言を行うことができる。
	人権教育	○差別を解消するための責務を自覚し、人権尊重の理念や人権教育の意義について理解している。		○三重県人権教育基本方針に基づき、人権教育カリキュラムに沿って人権尊重の意識と実践力を育む教育を児童生徒や地域の実態に応じて展開することができる。	○校内や家庭、地域との連携による推進体制の中核を担い、教育活動全体を通じて人権教育が行われるよう、人権教育カリキュラムを適切に運用し、組織的な取組を積極的に推進することができる。	○校内や家庭、地域との連携による推進体制の中核を担い、教育活動全体を通じて人権教育が行われるよう、人権教育カリキュラムを適切に運用し、組織的な取組を積極的に推進することができる。
	防災教育	○防災教育の重要性を理解している。		○三重県の地理的特性をふまえた防災・減災に関する理解を深め、児童生徒が自らの命を守るために必要な知識・技能を身につけさせる指導を行うことができる。	○児童生徒が自らの命を守るために必要な知識・技能を身につけ、地域の支援者として行動できるよう、家庭や地域と連携した防災・減災に関する取組を推進することができる。	○児童生徒が自らの命を守るために必要な知識・技能を身につけ、地域の支援者として行動できるよう、家庭や地域と連携した防災・減災に関する取組を推進することができる。

(2) 教頭・准校長及び校長に必要な事項

職 階 資質・能力 にかかる項目		教頭・准校長	校長
		マネジメント力の強化	マネジメント力の発揮
管理職に必要な素養		学校マネジメントにおける教頭・准校長の役割を理解し、学校教育目標の達成に向けて、教職員の共通理解を図るとともに保護者や地域等との連携・協働を進めながら、校長を補佐し学校改善を推進する。	学校マネジメントによって教職員の意識改革を図り、学校組織のリーダーとしての確かな判断や決断をしながら、学校を活性化し、魅力ある学校づくりをする。
学 校 ビ ジ ョ ン の 構 築	課題把握	○情報収集を的確に行い、それを活用できるように準備するとともに、学校評価を適切に行うことで学校活性化に努めることができる。	○情報を収集し、それを的確に活用するとともに、学校評価等を学校経営に生かし、学校の弱みを把握し、強みを生かした学校の活性化に努めることができる。
	学校ビジョンの明示	○校長の学校ビジョンを十分に理解し分かりやすく教職員に伝え、教職員の共通理解のもと、組織をまとめ動かすことができる。	○社会の動向や国、県、市町の実施策及び学校の実態や課題をふまえ、長期的な視点に立ち、魅力ある学校づくりを目指した具体的な学校ビジョンを立てることができる。また、それを教職員や保護者、地域等に明確に示すことができる。
組 織 運 営	学校運営	○校長が示す学校経営方針や学校教育目標の達成に向けて、必要な人的・物的な資源を活用するとともに、教育活動の状況を的確に把握しながら、評価及び改善を推進することができる。	○学校経営方針や学校教育目標の達成に向けて、必要な人的・物的な資源を活用するとともに、教育活動の状況を的確に把握しながら、評価及び改善を行うことができる。
	家庭・地域社会・関係機関との連携と協働	○地域等のニーズを把握するための情報収集を行い、教職員が多様な専門性を持つ地域人材等と協働していくことができるように必要な調整をすることができる。	○地域等のニーズを把握し、教職員が多様な専門性を持つ地域人材等と協働していく学校風土を醸成することができる。
	危機管理	○日常から学校事故や教職員の不祥事の未然防止に対する教職員への指導・助言を行い、危機発生時には、正確な情報を把握し、関係機関等との連絡調整を図ることができる。 ○校長が示す対応方針に沿って教職員に的確な指示を行うとともに、組織的に対処できるよう校長を補佐することができる。	○安全な環境での教育活動が展開されるよう、日常から学校の安全管理の徹底と危機管理体制を構築することができる。 ○危機発生時には、児童生徒の安全確保を最優先して、正確な情報に基づき対応方針を明確に示し、迅速かつ組織的に対応することができる。
	職場環境づくり チームワーク	○教職員が心身ともに健康な状態で業務を遂行できるよう、職場環境や業務改善及び意識の改革を図り、積極的に教職員へ働きかけることができる。 ○学校教育目標の実現に向け、教職員の能力や適性が発揮されるよう、組織の主任等に適切に指示を出し、組織の活性化を図ることができる。	○職場環境や業務の改善及び意識の改革を図り、教職員が心身ともに健康な状態で業務を遂行できるよう、組織運営を責任を持って行うことができる。 ○学校教育目標の実現に向け、校内組織の再編成や適正な人事配置を行い、学校運営がチームとして機能するよう学校体制を構築することができる。
人 材 育 成	教員の資質向上	○教職員が主体的に取り組むことができるよう、校内研修を企画・運営すること等、教職員の教育活動をリードし組織的な活動となるように調整することができる。	○教職員のロールモデルとしての役割を自覚し、教育活動をリードするとともに、教職員との対話を通して資質向上への意欲づけや意識改革、研修の受講奨励に努めている。
	人材育成	○教職員一人ひとりのキャリアや資質・能力等を把握し、ライフステージに応じた指導・助言を行い、人材育成につなげることができる。	○教職員一人ひとりのキャリアや資質・能力等を把握し、ライフステージに応じて研修履歴等を活用した指導・助言を行い、人材育成につなげることができる。

(3) 養護教諭に必要な事項（専門領域）

ライフステージ 資質・能力 にかかる項目		教職着任時 養護教諭として求められる基礎的な知識・技術を身につけている。	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	第4ステージ
			初任～教職経験5年次	教職経験6年次～10年次	教職経験11年次～20年次	教職経験21年次以降
			基礎形成期	伸長期	充実期	発展期
			実践力を磨き、基礎・基盤を固める。	知識や経験に基づいた実践力を高める。	多様な知識と経験に基づいた実践を展開するとともに、若手教員の指導を行い、学校の中核的役割を担う。	高い専門性と豊かな経験を持ち、高度な実践を展開するとともに、指導力を発揮し、学校づくりや教育活動をリードする。
養護教諭に必要な事項（専門領域）	保健管理	○学校保健安全法を理解し、保健管理に関する基礎的な知識・技術を身につけている。	○児童生徒の健康課題を把握し、教職員や関係機関と相談しながら対応にあたっている。	○児童生徒の健康課題を的確に把握し、教職員や関係機関と連携して対応にあたっている。	○保健管理に係る高い専門性を身につけ、児童生徒の心身の健康課題の解決に向け、校内において指導的な役割を担うことができる。	○保健管理に係る高い専門性を生かし、学校、家庭、地域、関係機関を連携させて、的確に対応する組織づくりを行うことができる。
	保健教育	○保健教育に係る専門性や学習指導要領に関する基礎的な知識を有している。	○児童生徒の実態から健康課題を捉え、学級担任等と連携し、専門性を生かした保健教育を行うことができる。	○児童生徒の健康課題を的確に把握し、その解決に向けた保健教育を実践するとともに、評価・改善を図ることができる。	○組織的な保健教育を推進するために、家庭や地域の実態に即して進めるとともに、連携におけるコーディネーターとしての役割を担うことができる。	○教職員や地域等、校内外の連携におけるコーディネーターとしての役割を担うとともに、養護教諭の視点を生かして教職員の実践に対し、指導・助言を行うことができる。
	保健室経営	○保健室経営における養護教諭の役割を理解するとともに、保健室経営計画を立案する知識を有している。	○学校教育目標をふまえ、児童生徒の健康課題の解決に向けた保健室経営計画を作成し、計画に沿って実践を行うことができる。	○学校教育目標をふまえ、児童生徒の健康課題の解決に向けた保健室経営計画を作成し、教職員と連携して組織的な保健室経営を行うことができる。	○学校教育目標の実現に向け、保健室経営計画に沿って実践するとともに、評価・改善を図りながら効果的に保健室経営を推進することができる。	○学校経営の観点に立って保健室経営計画を作成・実施し、学校、家庭、地域の連携のもと、計画的・組織的に保健室経営を推進することができる。
	健康相談	○学校保健安全法における健康相談の位置づけや、健康相談の基本的プロセス（課題の背景把握、支援方針・支援方法の検討、校内外の連携など）を理解している。	○児童生徒の健康課題を捉え、教職員や学校医等の専門職、保護者と連携を図りながら、適切な健康相談を実施することができる。	○児童生徒の健康課題を的確に捉え、教職員や学校医等の専門職、保護者と連携し、校内の支援体制づくりを行うことができる。	○健康相談に係る高い専門性を身につけ、児童生徒の支援体制の充実を図るために、学校内及び地域関係機関との連携におけるコーディネーターとしての役割を果たしている。	○学校内及び地域関係機関との連携におけるコーディネーターとしての役割を果たすとともに、組織的な児童生徒の支援体制づくりを行うことができる。
		○カウンセリングマインドを持って、児童生徒の相談を受けることができる。	○カウンセリングマインドを持って、他の教職員と連携し、児童生徒の実態に応じた適切な対応を行うことができる。	○カウンセリングマインドを持って、他の教職員に指導・助言を行いながら、児童生徒の実態に応じた適切な対応を行うことができる。	○カウンセリングマインドを持って、他の教職員に指導・助言を行いながら、児童生徒の実態に応じた適切な対応を行うことができる。	○カウンセリングマインドを持って、他の教職員に指導・助言を行いながら、児童生徒の実態に応じた適切な対応を行うことができる。
	保健組織活動	○保健組織活動の意義と学校保健に関する校内の協力体制の重要性を理解している。	○校内の保健組織活動の企画・運営に参画することができる。	○校内の保健組織活動において、中心的な役割を担い、組織活動の改善を図ることができる。	○保健組織活動を地域ぐるみの取組につなげるため、近隣の学校や関係機関との連携を図ることができる。	○広域的な保健組織活動の活性化に向けて、教職員や保護者、関係機関との連携を図り、指導的役割を担うことができる。

(4) 栄養教諭に必要な事項（専門領域）

ライフステージ 資質・能力 にかかわる項目			第1ステージ		第2ステージ	第3ステージ	第4ステージ
			初任～教職経験5年次		教職経験6年次～10年次	教職経験11年次～20年次	教職経験21年次以降
			基礎形成期		伸長期	充実期	発展期
			栄養教諭として求められる基礎的な知識や技能を身につけている。		知識や経験に基づいた実践力を高める。	多様な知識と経験に基づいた実践を展開するとともに、若手教員の指導を行い、学校の中核的役割を担う。	高い専門性と豊かな経験を持ち、高度な実践を展開するとともに、指導力を発揮し、学校づくりや教育活動をリードする。
栄養教諭に必要な事項（専門領域）	給食管理	栄養管理（献立作成）	○学校給食摂取基準を理解し、栄養管理、献立作成に関する基礎的な知識・技能を有している。	○学校給食摂取基準に基づき、食事状況調査、嗜好調査、残食量調査等の結果をふまえた献立を作成することができる。	○学校給食摂取基準に基づく栄養管理に加え、郷土食、地場産物を取り入れ、各教科等の食に関する指導と関連させながら、献立を作成することができる。	○栄養教諭の専門性を生かして、児童生徒の身体状況を考慮し、地域性に応じた献立作成及び栄養管理を行うことができる。	○栄養管理や献立作成に関して、他の栄養教諭を支援するなど、地域においても指導的役割を担うことができる。
		衛生管理	○学校給食衛生管理基準を理解し、衛生管理に関する基礎的な知識・技能を有している。	○学校給食衛生管理基準に基づき、日常的に施設設備、食品を管理するとともに、調理従事者と連携し適切な衛生管理のための指導・助言を行うことができる。	○学校給食衛生管理基準についての理解を深め、日常的な衛生管理に加えて、学校給食の衛生管理について教職員に対して適切な指導・助言を行うことができる。	○衛生管理に関する高い専門性を身につけ、日常的に適切な衛生管理を行うとともに、食品納入業者等、地域の学校給食関係者に対しても必要な指導・助言を行うことができる。	○学校給食における衛生管理に関して、他の栄養教諭を支援するなど、地域においても指導的役割を担うことができる。
	食に関する指導	給食の時間の指導	○給食の時間における食に関する指導について、基礎的な知識・技能を有している。	○給食の時間における食に関する指導のための資料を学級担任に提供し、連携して児童生徒への指導を行うことができる。	○給食と教科等との関連を考慮し、学級担任が年間をとおして食に関する指導が行えるよう支援するとともに、連携して児童生徒への指導を行うことができる。	○学級担任が献立計画を活用し、教科等と関連させた食に関する指導を継続的に行えるよう支援するとともに、食に関する年間指導計画を中心とって策定することができる。	○学級担任が献立計画や食に関する年間指導計画に基づいて、教科等と関連させた指導を継続的・効果的に行うための指導・助言を行うことができる。
		教科等における指導	○教科等における食に関する指導について、基礎的な知識・技能を有している。	○学級担任と連携し、栄養教諭の専門性を生かした児童生徒への指導を行うことができる。	○学校教育目標や地域性をふまえ、栄養教諭の専門性を活かして、家庭、地域と連携した食育を推進することができる。	○栄養教諭の専門性を生かし、食育推進のために教職員や地域など校内外の連携・調整の要としての役割を担うことができる。	○地域において、校種毎の学習内容に応じた系統的な食育を推進するため、中心となって連携・調整を行うとともに、他の栄養教諭に対し、指導・助言を行うことができる。
		個別的な相談指導	○カウンセリングマインドを持って、児童生徒の食に関して個別的な相談を行うことの重要性を理解している。	○食に関する健康課題や相談指導に必要なエビデンスについての最新情報の収集に努め、児童生徒の課題を的確につかみ、医療機関等と連携を図りながら教職員とともに、児童生徒に対する指導・助言や家庭への支援や働きかけを行うことができる。		○児童生徒の食に関する健康課題を総合的に判断し、児童生徒の課題に応じて養護教諭や医療機関等と連携を図りながら指導・助言をするとともに、栄養教諭の専門性を生かして教職員に対しても指導的役割を担うことができる。	

教職員の健康管理及び福利・厚生

教職員が生徒の学習活動・部活動等の指導において、その力を十分に発揮するためには、まず自分自身の心身の健康の増進を図り、教職員自らが活気ある社会生活を送っている必要があります。

教職員の安全及び衛生については、学校の設置者である県教育委員会及び各市町等教育委員会がその責務を負っています。また、福利厚生については、県教育委員会が公立学校共済組合や公立学校教職員互助会と連携して、保健事業をはじめとした各種福利厚生事業を実施しています。

1. 主な健康管理事業

(1) 健康診断等

① 定期健康診断

学校保健安全法

第 15 条 学校の設置者は、毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。

労働安全衛生法

第 66 条第 5 項 労働者は、(中略) 事業者が行なう健康診断を受けなければならない。

② 特殊健康診断（石綿健康診断、電離放射線健康診断、じん肺健康診断、有機溶剤及び特定化学物質取扱者健康診断、特定業務従事者健康診断）

③ 情報機器作業健康診断

④ B 型肝炎予防接種

(2) 安全衛生管理

① 産業医の配置、過重労働対策、学校安全衛生委員会、職場巡視等

② 健康診断の事後措置（指導区分決定、産業医による面接、事後指導）

③ 所属医薬品等配付事業（隔年（奇数年）実施）

(3) メンタルヘルス対策

① 研修

新任校長研修、新任教頭講習会、初任者研修、教職 6 年次研修、
中堅教諭等資質向上研修Ⅱ、初任者研修指導教員研修、メンタルヘルスセミナー

② ストレスチェック

③ 健康相談

メンタルヘルスカウンセリング（臨床心理士による相談）、
メンタルヘルスコンシェルジュ事業（管理職の相談）

④ 復職支援

職場復帰訓練、健康審査会、
メンタルヘルスカンファレンス（専門医による管理職への助言）、
リワーク支援（臨床心理士による復職者及び管理職への支援）

2. 福利厚生事業

(1) 教職員住宅に関する事務

(2) 児童手当事務

(3) 勤労者財産形成促進事業

一般財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄

3. 公立学校共済組合の事業

公立学校共済組合は、組合員の掛金と地方公共団体の負担金によって運営されています。組合員とその家族が健康な生活を営み、組合員が安心して職務に専念できるよう、次のような事業を行っています。

(1) 短期給付事業

組合員とその扶養家族の病気、負傷、出産、死亡、休業、災害に対して所定の給付を行っています。(公務上の災害又は交通事故などの第三者行為の場合は、原則として支給されません。)

(2) 長期給付事業

退職、障がい及び死亡に関して、組合員及びその遺族の生活の安定を図るための年金制度です。老齢厚生年金、障害厚生年金及び遺族厚生年金の給付を行っています。

(3) 福祉事業

組合員とその家族の福祉の増進に資するため、以下の事業を行っています。

- ①人間ドック等の健康管理事業（特定健康診査・特定保健指導、人間ドック、女性健診、脳ドック、胃検診、歯科健診）
- ②予防接種補助、ストレスドック、リフレッシュセミナー、電話健康相談、Web ウォーキング大会等の健康づくり事業
- ③長期給付事業（年金）と短期給付事業（医療）を補完する「福祉保険制度」
- ④公的年金制度を補完する私的年金「アイリスプラン年金コース」
- ⑤入院、交通事故等に給付金を支給する「アイリスプラン医療・日常事故コース」
- ⑥貸付事業（住宅、一般、教育、結婚、医療、災害等）
- ⑦宿泊・会議等の施設（プラザ洞津）運営及び利用補助事業
- ⑧生涯を通して充実した生活を送るためのセミナー等を開催するライフプラン事業

4. (一財) 三重県公立学校職員互助会の事業

公立学校職員互助会は、教職員の相互扶助と福祉の向上を目的として、「三重県公立学校職員の共済制度に関する条例」に基づいて設置されており、県内の公立学校の教職員全員が加入することとなっています。会員が安心して教育活動に専念できるよう、会費等をもとに、次のような事業を行っています。

- (1) 給付事業 会員・家族医療費補助金、会員入院療養付加金、療養補助金、ホームヘルパー雇用補助金、付添看護補助金、介護休暇補助金、災害見舞金、出産見舞金、入学祝金、結婚祝金、永年会員旅行補助金、永年会員特別給付金、セカンドライフ資金、死亡弔慰金・見舞金、遺児育英補助金、家族死亡弔慰金
- (2) 厚生事業 文化・スポーツ・レジャー・宿泊施設利用補助、子育て・介護・健康づくり支援、スポーツ観戦・演劇鑑賞・コンサート鑑賞等補助、地区別で行われる福利厚生活動の補助、指定宿泊施設利用補助、会員特別割引契約施設
- (3) 相談事業 法律相談室
- (4) 貸付事業 生活、奨学、結婚、自動車購入、育児休業、災害
- (5) 預金事業 積立預金
- (6) 保険事業 グループ保険、生命保険・自動車保険の団体扱い契約、自動車事故費用共済
- (7) 公益事業 子どものためのクラシックコンサート

学校マネジメント

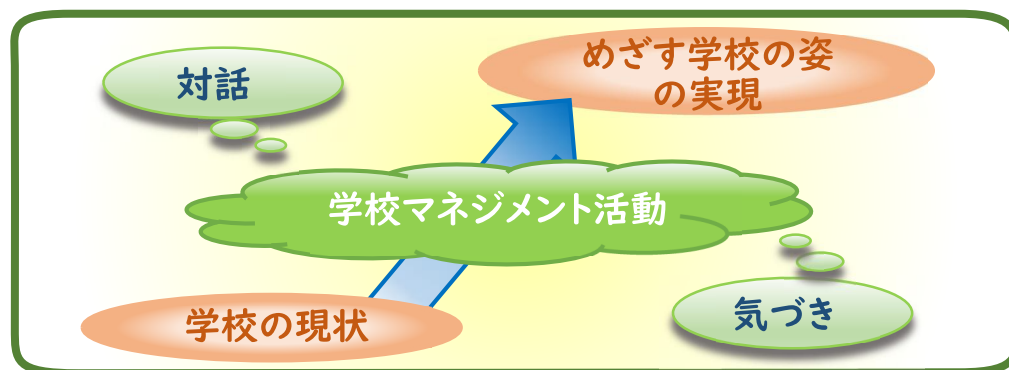
学校マネジメントとは、子どもたちや保護者、地域の方々から信頼される活力ある学校づくりに向け、学校全体で「めざす学校の姿」（「育みたい児童生徒の姿」・「ありたい教職員の姿」）と「学校の現状」とのギャップを十分に認識し、「対話」と「気づき」を大切にしながら、継続的な活動によって、そのギャップを埋め、「学校の現状」を「めざす学校の姿」に近づけるというものです。

こうした取組を進めるにあたっては、地域社会との連携・協働が不可欠です。学校内外の教育資源を最大限に活用できるような学校の組織・体制づくりを進め、「社会に開かれた教育課程」の実現をめざします。

1. 学校マネジメントとは

（１）学校マネジメントの目的

学校マネジメントとは、教職員の「対話」と「気づき」を重視しながら、学習者の視点に立って「めざす学校の姿」を描くとともに、継続的な改善を行うことによって、よりよい学校づくりを推進し、「めざす学校の姿」を実現するものです。



（２）学校マネジメントの基本理念

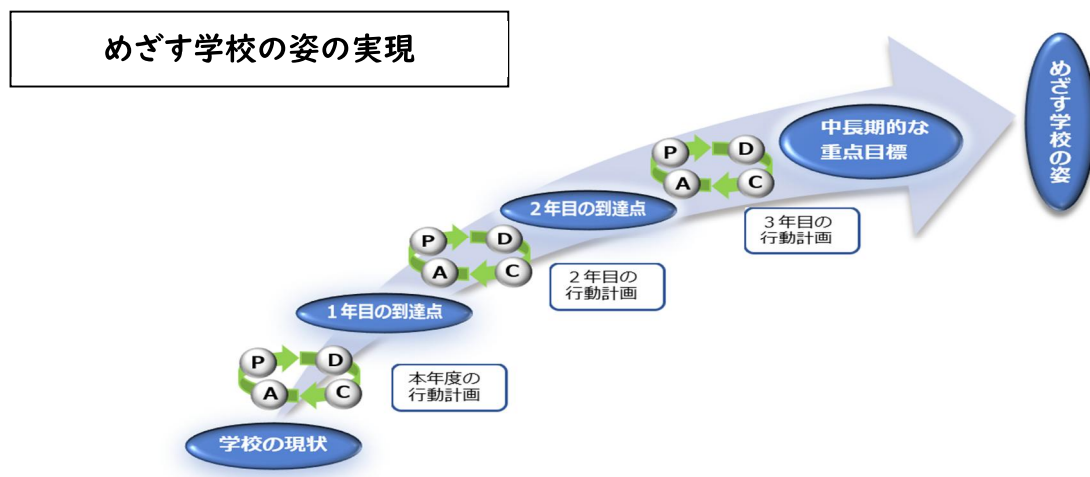
学校マネジメントの基本理念としては、「学習者本位」「教職員重視」「社会との調和」「独自能力」という4つの要素があります。これら4つの要素は、どれか1つだけが突出して優れていればいいというものではありません。4つの要素のバランスを考え、それぞれを少しずつでも着実にレベルアップしていくことが大切です。

- 学習者本位 : いつも価値の受け手である児童生徒や保護者等の視点からものを見て、行動することを大切にしていこうという考え方
- 教職員重視 : 教職員一人ひとりのやる気と元気が育まれる組織づくりを大切にしようという考え方
- 社会との調和 : 学校も地域社会の一員として、開かれた学校づくりをすすめ、地域に役立つことをめざそうという考え方
- 独自能力 : その学校の強みを伸ばして特色ある学校づくりをすすめ、教育活動の質を高める学校経営を行っていこうという考え方

2. 学校マネジメントを推進するための仕組み

学校マネジメントを推進するための仕組みとして、「学校自己評価」と「学校関係者評価」の2つが挙げられます。教職員による自己評価と保護者等による学校関係者評価は、有機的・一体的に位置づけられるものとされています。こうした仕組みによって、さらに質の高い学校改善が可能になります。

また、学校マネジメントを推進するためには、管理職だけでなく、教職員全員で「対話」と「気づき」をとおして、子どもたちのために「めざす学校の姿」を実現していくことが大切です。あなたも組織をつくる重要な一員として、学校の目標を共有し、日々の教育活動の改善に主体的に参画してください。



(1) 学校自己評価

すべての公立学校には、学校の教育活動その他の学校運営の状況について自ら評価を行う「学校自己評価」が義務付けられています。「自己評価」には、「学校マネジメントシート」「マネジメントチェックシート」の2つのツールがあります。

① 学校マネジメントシート

学校マネジメントシートは、「めざす学校の姿」と、学校の状態や取り巻く環境についての認識を教職員で共有し、それらをふまえた学校の中長期的な重点目標や当該年度の行動計画を立てるとともに、実践の進捗を管理・評価し、改善に結びつけるためのツールです。

「めざす学校の姿」を「育みたい児童生徒の姿」「ありたい教職員の姿」の2面から描くことで、より具体的なビジョンを描くことができます。また、それぞれの姿につなげるため、「教育活動」「学校運営等」の2面から現状認識や本年度の行動計画を立て、評価を行います。

これによって、学校や教職員が教育活動面に偏りがちな視点を学校運営面にもあてることになり、教育活動と学校運営両面の改善につながります。

期末には、取組の結果を記入し、学校としての改善課題を明らかにします。さらに、学校関係者評価委員会に結果を提示し、「教育活動」「学校運営等」のそれぞれについて次年度に向けた改善策を考えます。

② マネジメントチェックシート

マネジメントチェックシートは、学校組織の状態を客観的に視て、対話するためのツールです。

「めざす学校の姿」の実現という観点から、8つの視点で学校の組織をとらえます。これにより、学校の強みと弱みを把握するとともに、学校改善に取り組むにあたっての改善点を明らかにします。

《 8つの視点 》

- ・リーダーシップ
- ・人材育成と組織能力の向上
- ・情報の管理と活用
- ・学習者の理解と対応
- ・PDCAサイクル・仕事の進め方
- ・安全安心・危機管理
- ・地域連携・他校種連携
- ・社会的責任・社会貢献

(2) 学校関係者評価

学校関係者評価とは、保護者や地域住民などの学校関係者により構成された学校関係者評価委員会が、学校自己評価等を評価するものです。その主な目的は、以下の3点です。

- ①学校マネジメントの質を高め、次の改善につなげる。
- ②学校運営や教育活動への学校関係者の協力や参画を促すことにより、地域に開かれた信頼される学校づくりを進める。
- ③設置者による適切な支援につなげる。

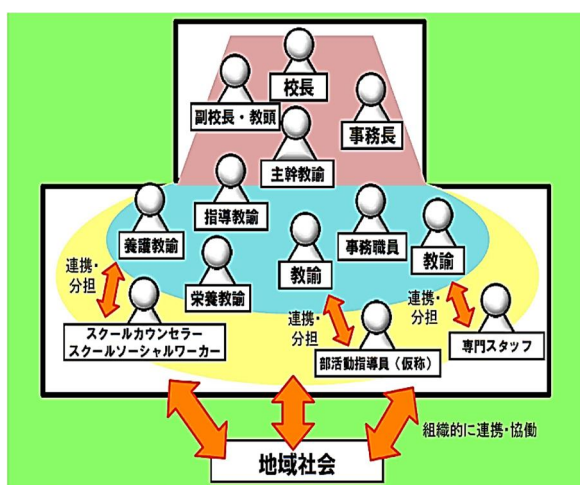
3. 学校マネジメントの充実に向けて

(1) 「連携と分担」による学校マネジメント

中央教育審議会答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～においては、「令和の日本型学校教育」の構築に向け、「学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現すること等と併せて、「連携・分担による学校マネジメントを実現する」ということが挙げられています。

これからの学校が様々な課題に対処し、学校における働き方改革を推進するためには、学校の有するリソースだけで対処するには限度があります。校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化を図るとともに、学校内、あるいは学校外との関係で、「連携と分担」による学校マネジメントを実現することが重要です。

(2) チームとしての学校



こうした流れの中で、打ち出されてきたのが「チームとしての学校」という考え方です。教員に加え、心理や福祉の専門家、事務職員等多様な専門性を持つ職員が、それぞれの専門性を生かしつつ、一つのチームとして連携・分担することができるような学校の在り方を指します。また、「チームとしての学校」においては、教員同士の関係においても、校長のリーダーシップの下、業務の適正化やミドルリーダーがリーダーシップを発揮できる組織運営等を通じて、教員が子どもとしっかり向き合えるよう、学級担任、教科担任、養護教諭や部活動顧問等の役割が適切に分担されている必要があります。

【参考】『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和3年1月26日）（文部科学省HP）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00002.htm

【図の引用・参考】「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（平成27年12月21日）（文科科学省HP）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/02/05/1365657_00.pdf

【図の引用・参考】「学校マネジメント」（県教育委員会HP）

<https://www.pref.mie.lg.jp/KYOKAI/HP/keihin/index0001.htm>



地域とともにある学校づくり

「よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創る」という目標のもと、子どもたちが変化の激しい社会を生きるために必要な資質・能力を、学校・家庭・地域が連携・協働して育んでいくことが求められています。

前章「学校マネジメント」では、連携・分担による学校マネジメントの強化を図ることの必要性が述べられていましたが、その対象は校内の職員に留まりません。学校運営に地域の人々や保護者等が参画することを通じて、学校・家庭・地域の関係者が学校の目標やビジョンを共有し、知恵を出し合い、地域ならではの特色を生かした学校づくりを進めていくことが必要です。そのためには、学校の基本方針の決定や教育活動の実践に地域の人々や保護者等の意見を反映させることも大切です。

今後、地域と学校が相互にパートナーとして地域学校協働活動^{※1}を推進していくことが国の方向性として出されています。

1. 地域とともにある学校づくりの進め方

○地域とともにある学校づくりの推進

公立学校において、学校改善活動（学校マネジメント）の手立てとして、保護者や地域の人々等の学校運営や教育活動への参画を進めることをめざし、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）や学校関係者評価などの活用と改善を進めます。

○地域で支える教育活動の推進

地域学校協働本部^{※2}と連携しながら、公立学校の学習活動等への大学生や教員経験者をはじめとする地域人材の活用を図ります。

（1）コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

公立学校の運営についての地域の人々や保護者等の意向等が多様化、高度化している状況に的確に対応し、公立学校教育に対する国民の信頼にこたえていくためには、地域住民や保護者のニーズを学校運営により一層的確に反映させる仕組みの導入が必要です。このため、校長と地域の人々、保護者等が、協働して特色のある学校づくりを行うとともに、より透明で開かれた学校運営を進め、地域に信頼される学校を実現するという観点から、各教育委員会は、地域の人々や保護者等が一定の権限を持って学校運営に参画する合議制の機関として「学校運営協議会」を設置するように努めなければならないとされています。この学校運営協議会を設置した学校がコミュニティ・スクールです。

〔関係法令「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5〕

（2）学校関係者評価（本書「学校マネジメント」も参照）

すべての公立学校には、学校の教育活動その他の学校運営の状況について自ら評価を行う「自己評価」が義務付けられています。

学校関係者評価は、保護者や地域の人々などの学校関係者等が、この自己評価の結果を評価すること等を通じて、自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、学校・家庭・地域が学校の現状と課題について共通理解を深めて相互の連携を促し、学校運営の改善への協力を促進することを目的としています（なお、県立学校においては平成24年度から学校関係者評価を義務化しています）。

教職員による自己評価と保護者や地域の人々による学校関係者評価は、有機的・一体的に

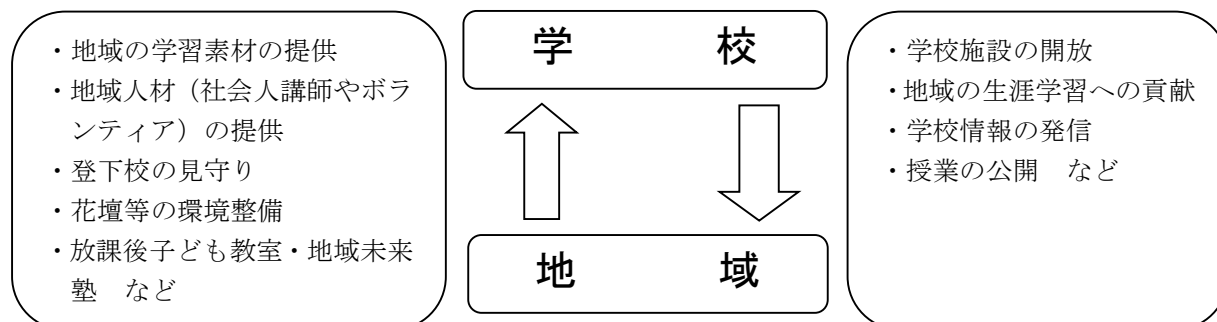
位置づけられるものとされています。

関係法令「学校教育法施行規則」 小学校（第66・67条）

＊これらの規定は、幼稚園（第39条）、中学校（第79条）にそれぞれ準用する。

2. 教育の連携

○学校と地域との関係



学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。
【引用】「学習指導要領」（小）p.26、（中）p.27

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

【引用】「学習指導要領」（小）p.15、（中）p.17

※1 地域学校協働活動

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。

※2 地域学校協働本部

多くの幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制のこと。地域学校協働本部の整備にあたっては、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」を推進し、「総合化・ネットワーク化」へと発展させていくことを前提とした上で、1. コーディネート機能、2. 多様な活動（より多くの地域住民等の参画による多様な地域学校協働活動の実施）、3. 継続的な活動（地域学校協働活動の継続的・安定的実施）の3要素を必須とすることが重要。

◎参考となる Web ページ

地域学校協働活動 学校と地域でつくる学びの未来（文部科学省HP）

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/>



💡 考えてみよう！

これまで地域と関わって行ってきた取組を振り返ってみましょう。

また、新しい取組や改善できそうなことを、話し合ってみましょう。

校務分掌

学校の教育活動が、円滑かつ効果的に進められ、教育目標を計画通りに実現させるためには、仕事の分担が合理的に行われ、一定の秩序のもとで処理されることが必要です。校務分掌は、こうした観点から学校の教育活動を遂行するための人的配置や分担を組織化したものです。そして、これは、校長が命ずることになっています。

校務分掌は、教職員一人ひとりがやりがいを持ちながら、教育活動が遂行できるよう、学校全体として、機能的な組織にすることが大切です。

1. 校務分掌とは

- 教育活動が円滑かつ効果的に遂行されるために、全教職員それぞれが校務の一部を分担します。
- 分担した校務について、内容や組織全体の中で占める位置、役割、他の分掌との関連などを十分理解し、主体的に企画・立案・運営にあたります。
- 教職員相互の理解と協力により、仕事を分け合い、補い合い、組織的・有機的に処理していきます。

2. 校務分掌の主な内容

- 学校教育の運営に関すること
- 教育課程の編成・実施・改善に関すること
- 児童生徒の指導・管理に関すること
- 児童生徒及び教職員の心身の健康に関すること
- 学校の施設・設備（教材教具等を含む）に関すること
- 地域・関係諸機関・団体等の連絡調整に関すること

3. 遂行するうえでの留意点

（１）分掌内容の理解

仕事の内容を理解するために、前任者から十分に説明を受け、前年度からの引き継ぎを適切に行いましょう（書類・帳簿・資料・前年度の実績・成果と課題等）。また、前年度の取組をふまえながら、効果的な遂行をするための創意工夫をしましょう。

（２）職員の連携

諸会議を通じて、全教職員の共通理解を図りましょう。また、分掌事務の適正な手続きのもと、効率的に進めましょう。

※校長、准校長、教頭、関連分掌担当者等への「報告」「連絡」「相談」（ホウ、レン、ソウ）を徹底し、円滑な校務運営、情報共有に努めましょう。

（３）記録

円滑な校務運営と、次年度への引き継ぎのために、今年度の成果や工夫、課題点等を記録して、その都度整理をしておくようにしましょう。

（４）その他

分担した校務の遂行には、学校の教育目標を具現化するための創意工夫が必要です。また、担当外の分掌についても深い認識と理解をもつとともに、自身の分掌と関連させて考え、学校の教育目標の具現化をめざしましょう。

💡 考えてみよう！

自分が担当する校務分掌の取組を振り返り、学校のために役立った出来事を話し合ってみましょう。また、自分の担当以外の分掌があることで助かっていることを考えてみましょう。

学級経営

学級は、学校における児童生徒の生活の単位組織としての学習の場であり、生活の場です。それは、一人ひとり持ち味の違う児童生徒で構成され、児童生徒が教職員・友だちとの「出会い」「ふれあい」「学び合い」をとおして人間関係を深め、成長していく場でもあります。学校生活の基盤となる学級にとって、担任教師が学級を営んでいく教育的な行為は重要です。

学級経営は、学級の教育目標を十分に達成するために、学習指導要領に従い、学級の児童生徒の実態をふまえ、めざす児童生徒の姿、担任の願いや考え方等を加味して計画的に行われるものです。そのため、担任教師は、学校・学年経営をふまえて、調和のとれた学級経営の目標を設定し、指導の方向及び内容を学級経営案として整える等、学級経営の全体的な構想を立てることが必要です。

学級経営では、児童生徒一人ひとりの自主的な活動ができるような環境が整備された学級づくりが重要です。さらに、児童生徒の生活全般をとおして、一人ひとりの児童生徒をよく見つめ、多面的に理解するよう努力し、よさを認め、支援することが大切です。

また、校長、教頭のリーダーシップのもと、他の教職員と連携し、家庭とも連絡・連携を図り、相互に理解し合い、ともに児童生徒を支援する集団の生活の向上を図ることも大切です。

1. 学級経営と生徒指導の充実

「学習指導要領解説 総則編」では、全ての校種で「児童生徒の発達の支援を支える指導の充実」（特別支援学校では「児童生徒の調和的な発達を支える指導の充実」）内の「学級（ホームルーム※¹）経営、児童生徒の発達の支援」と「生徒指導の充実」として以下のような内容が記載されています。学級経営が児童生徒のよりよい発达到重要な役割を果たし、また生徒指導とも密接に結びついていることから、どの校種でも重視されてきていることが分かります。

※1 高等学校、特別支援学校（高等部）では、「ホームルーム経営」と記載されています。

児童生徒の発達の支援を支える指導の充実（児童生徒の調和的な発達を支える指導の充実）
学級（ホームルーム）経営、児童生徒の発達の支援

- ・学習や生活の基盤として、教師と児童生徒との信頼関係及び児童生徒相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級（ホームルーム）経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行う「ガイダンス」と、個々の児童生徒の多様な実態を踏まえ、一人ひとりが抱える課題に個別に対応した指導を行う「カウンセリング（教育相談）」の双方により、児童生徒の発達を支援すること。

生徒指導の充実

- ・児童生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、児童生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。

【参考】「学習指導要領解説 総則編」（小）p. 96、p. 99、（中）p. 95、p. 97、
（高）p. 144、p. 147、（特小・中）p. 275、pp. 278-279、（特高）p. 192、p. 195

学級経営を行う上で重要なことは、教師が一人ひとりの児童生徒をよく見つめ、多面的に理解するとともに、学級が一人ひとりの児童生徒にとって存在感を実感できる場となるようつくりあげることです。さらに、教師の個への対応、集団への対応の双方が大切となります。

2. 学級経営の目標

学級経営を効果的に進めるためには、適切な「学級経営目標」を定めることが大切です。

それぞれの学校には、「学校教育目標」があります。この「学校教育目標」を基底にし、学校・学年経営をふまえ、児童生徒の実態等を考慮して「学級経営目標」を定め、学級経営を進めていくことが大切です。「学級経営目標」の設定にあたっては、次のようなことに留意しましょう。

- 学校・学年の経営方針、具体事項等に基づき設定すること
- 児童生徒の実態を十分に把握すること
- 「どのような学級にしたいのか」「1年後どのような児童生徒になっていてほしいのか」等の具体的なイメージ（理想像）をもつこと＝1年後のビジョンをもつこと
- 目標達成のための具体的な方法と関連づけること

【コラム】学級経営案

設定した学級経営目標を核にし、具体的な指導の方向及び内容等の全体的な構想を記載したものを「学級経営案」と言います。学級経営案の主な内容項目は以下のようなものです。

学級経営目標	めざす学級像及びその実践方向を示す端的で具体的なもの
学級の実態	在籍数、児童生徒の実態、家庭の状況、過去の編成替え等を含めた学級歴等
指導の重点	学習指導、生徒指導、健康安全等の面で特に指導を必要とする具体的なもの
教室環境	教室の掲示、学習机・いすや学級備品への配慮等

3. 学級経営の実際

よりよい学級集団は、自然発生的には生まれません。学級経営目標を達成するために、意図的・計画的に学級集団づくりを行っていく必要があります。

（1）意図的な学級集団づくり

集団づくりの核は単なる人間関係（グループ）づくりではなく、成果をあげるための集団（チーム）づくりです。

- ・グループ「群れ」…便宜的な集まりで、明確な目的や目標を持たない
- ・チーム「団」…意図的な集まりで、明確な共通の目的や目標を持ち、協働の意志を持つ

便宜的に集められた児童生徒を、意図的な集団に育てていく必要があります。「群れ」から「団」に意図的に育てるには、「学級経営目標」をもとに、一人ではできない課題を、良好な関係を構築しながら協力して解決する場面を設定します（仲良し集団から課題解決集団へ）。運動会（体育祭）や文化祭等の行事での取組、また日々の学校生活や授業等の中でもそのような場面を仕組んでいくことが必要です。

その際、児童生徒が、①協働の意味（なぜ力を合わせるのか）を理解し、②協働のスキル（協働するためにはどのような態度が必要か）を身につけ、③協働に対する肯定的な感情（力を合わせるとうれしい、楽しい）等を味わえるように日常的な支援をしていきましょう。

（2）学級集団づくりの基盤

学級集団は縦糸（教師と児童生徒の信頼関係）と横糸（児童生徒どうしの信頼関係）でできた布のようなもので、30人学級であれば、教師は30本の縦糸を構築することが重要です。

まずは縦糸をしっかりと張ってから横糸を形成します。教師と児童生徒との信頼関係づくりが学級生活・学習の基盤です（児童生徒の「安全基地」としての役割）。

そのため、「つながってくれる先生」という安心感を児童生徒に与えることが大切です。日常のコミュニケーションが生活満足度を上げる要素となりますから、日常的に一人ひとりへの声掛けをしたり、学期に1回は1対1で話す機会を作ったり、振り返りノート等での児童生徒との対話をしたりしていきましょう。また、一人ひとりの実態や課題に応じた指導を適宜行っていく必要があります。その繰り返しで児童生徒理解や生徒指導の充実につながります。

また、横系を形成するためには、学校生活で児童生徒どうしの良好な関係を築けるように、継続的に関わりができるような活動を授業で仕組んだり、学級システムに組み込んだりすることが必要です。学習規律等も明確に示し、継続的に働きかけていきましょう。

（３）学級の状態の確認と、改善に向けた働きかけの実施

学級経営についても、PDCAサイクルをうまく回すことが重要です。

学級経営は、学級経営目標（Plan）をもとに、目標達成のための指導を実際に行っていく（Do）わけですが、それに終始してしまっはいけません。

学級集団は常に変化するものなので、学級集団の現状（教師と児童生徒との関係、児童生徒どうしの関係等）を定期的に確認（Check）し、改善に向けて具体的な働きかけ（Action）を行う必要があります。

そのために、学級集団を客観的に見ることや、個別の懇談、アンケート等によって、学級における児童生徒の現状を把握しましょう。その際、管理職、学年団、生徒指導の主任、教科担任、養護教諭等、他者の視点も参考にしましょう。

また、学級経営目標と学級の現状とを照らし合わせ、目標達成のためにどのような手立てが必要か、個人、集団それぞれへの働きかけをどのように行っていくか等を「児童生徒の発達の支援」と「生徒指導の充実」の視点から定期的にアセスメントし、最適な働きかけを行っていきましょう。

問題行動など目前の問題への対応（即応的・継続的な生徒指導）に追われるのではなく、児童生徒の成長を促す指導や予防的な指導（常態的・先行的な生徒指導）で、問題行動の発生を未然に防止することも大切な視点です。

【参考】

「生徒指導提要」（令和４年１２月）文部科学省

https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf



ネットDE研修

「学級経営の基礎・基本」

「よりよい学級経営の実践に向けてー学級経営の基礎・基本 実践編ー」

<https://websv.mpec.jp/>



💡 考えてみよう！

- 自分のクラスの縦系・横系はしっかりつながっていますか。ネットDE研修「学級経営の基礎・基本」のチェックリストを活用し、振り返ってみましょう。
また、今後一層、縦系・横系がつながる活動を話し合ってみましょう。
- ネットDE研修「よりよい学級経営の実践に向けてー学級経営の基礎・基本 実践編ー」を視聴し、活用できることを書き出してみましょう。
- 「学習指導要領解説 総則編」（（小） pp.96-101、（中） pp.95-99、（高） pp.144-148、（特小・中） pp.275-280、（特高） pp.192-197）を参照して、自身の学級経営が児童生徒の発達段階に合ったものになっているか、振り返ってみましょう。

表簿等の作成

表簿等の作成については、自治体で定められているものや学校で定められているもの等、さまざまな種類があります。それぞれ、定められた期間内に適切に処理する必要があります。

1. 主な法定表簿の作成

(1) 指導要録

- ・児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要点を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるものです。
- ・記入事項は、学籍の記録、出欠の記録、各教科・科目等の学習の記録、総合的な学習（探究）の時間の記録、特別活動の記録、行動の記録、総合所見及び指導上参考となる諸事項等があります。
- ・学校表簿の中で最も重要な性格をもち、個人情報も記載することから、作成・取扱いは特に慎重に行いましょう。
- ・入学・転学年月日や校長名、学級担任名等、学籍に関する記録＜資料A＞については20年間、各教科等の評定や評価、特別活動の記録等、指導に関する記録＜資料B＞については5年間保存することとされています。

指導要録の例：小学校用の参考様式

＜資料A＞学籍に関する記録

区分	学年	1	2	3	4	5	6
学 級							
整理番号							

学 籍 の 記 録					
児 童	ふりがな		性 別	入学・編入学等	年 月 日 第 1 学年 入学 第 学年編入学
	氏 名				
	生年月日	年 月 日生	転 入 学		年 月 日 第 学年転入学
	現住所				

＜資料B＞指導に関する記録

様式2（指導に関する記録）

児 童 氏 名	学 校 名	区分	学年	1	2	3	4	5	6
		学 級							
		整理番号							

各 教 科 の 学 習 の 記 録						特 別 の 教 科 道 徳			
教科	観 点	学 年	1	2	3	4	5	6	学年
国 語	知識・技能								1
	思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度								2
	評定								
社 会	知識・技能								3
	思考・判断・表現								
	主体的に学習に取り組む態度								4
	評定								

学校教育法施行規則

第 24 条第 1 項 （指導要録の作成）

校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第 31 条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。）を作成しなければならない。

第 24 条第 2 項 （進学した場合）

校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。

第 24 条第 3 項 （転学した場合）

校長は、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し（転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録（中略）の写しを含む。）及び前項の抄本又は写しを転学先の校長（中略）に送付しなければならない。

○指導要録の記入や取扱い上、特に留意すべき事項

部外秘として慎重に取り扱い、厳重に保管します。外部からの問い合わせに対しては、即答せず、まずは管理職に相談しましょう。個人情報の保護に関する法律^{※1}、三重県情報公開条例^{※1}及び各市町の定める条例等を十分ふまえた対応をする必要があります。

※ 1 個人情報の保護に関する法律、三重県情報公開条例の概要について
Web 資料「情報公開制度、個人情報保護制度」参照

○不登校児童生徒の出席の取扱いについて、文部科学省では次のように示しています。

小中学校

「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」

2 学校等の取組の充実

（4）不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保

（前略）義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において、指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出席扱いについては、別記 1 によるものとし、（中略）また、義務教育段階の不登校児童生徒が自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席扱いについては、別記 2 によるものとする。 （後略）

（別記 1）1 趣旨

（前略）施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができる。

（別記 2）1 趣旨

（前略）一定の要件を満たした上で、自宅において教育委員会、学校、学校外の公的機関又は民間事業者が提供する ICT 等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができることとする。

高等学校等

「高等学校等における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現について（通知）」

「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」の一部改正（5 文科初第 2030 号）に関する Q & A

Q 3 自宅等で授業を受けた場合の指導要録上の出欠や単位認定についてはどのように考えれば良いか。

A 3 （前略）メディアを利用して行う授業を教育支援センターや自宅、病室等で受けた場合でも、校長は、指導要録上、出席扱いとし、かつその成果を評価に反映することが可能です。 （後略）

「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」

3. 指導要録の様式等について

(前略) また、不登校の生徒が適応指導教室等学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の将来的な社会的自立を助ける上で適切であると校長が認める場合には、出席扱いとすることができる。(後略)

【引用】

「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(令和元年10月25日) 文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm

「高等学校等における多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学びの実現について(通知)」

(令和6年2月13日) 文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1422988_00003.htm

「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」(平成21年3月12日) 文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/1309943.htm

(2) 出席簿

- ・在学する児童生徒の出席状況を管理するものです。指導要録の「指導に関する記録<資料B>」に記載する出欠の記録と整合性がとれるようにしましょう。児童生徒の卒業後、5年間保存することとされています。
- ・引き続いての欠席、その他出席状況が良好でない場合は、速やかに保護者に連絡をとり、その事由を明らかにすることが必要です。なお、保護者に正当な事由がないと認められるときは、校長が教育委員会に通知することになっています。

学校教育法施行規則

第25条 (出席簿の作成)

校長は、当該学校に在学する児童等について出席簿を作成しなければならない。

(3) 健康診断票

- ・学校では、毎学年定期的に健康診断を行い、その結果に基づいて疾病の予防処置を行うなどの適切な措置を取らなければなりません。その健康診断の記録です。
- ・5年間保存することとされています。

学校保健安全法施行規則

第8条第1項 (健康診断票の作成)

学校においては、法第十三条第一項の健康診断を行ったときは、児童生徒等の健康診断票を作成しなければならない。

第8条第2項 (進学した場合)

校長は、児童又は生徒が進学した場合においては、その作成に係る当該児童又は生徒の健康診断票を進学先の校長に送付しなければならない。

第8条第3項 (転学した場合)

校長は、児童生徒等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童生徒等の健康診断票を転学先の校長に送付しなければならない。

2. その他の表簿等

法定表簿以外にも、通知表等取扱いに気を付けるものがあります。特に、学年始めには家庭調査票、保健調査票等、個人情報を取り扱うものが多くあります。児童生徒理解、児童生徒の健康状況の把握等に努めるとともに、これらを回収した際には、校内のルールに基づいてすみやかに保管し、紛失等の不適切な事案が起こらないよう厳重に管理してください。

また、週案の作成、授業時数の計算等の教育委員会への報告に必要な事務、保護者への連絡、文書の作成等たくさんの事務があります。分からないことはそのままにせず、周囲に相談し、早め早めに処理できるように努めましょう。

学習指導要領

「学習指導要領」の項は、主に「学習指導要領解説 総則編」（以下「解説 総則編」とする）を引用または参考にして作成しています。下の各項目に「学習指導要領解説 総則編」の該当ページを付してあります。詳しくは、該当ページをご覧ください。

- ・「小学校 学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編」
- ・「中学校 学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編」
- ・「高等学校 学習指導要領（平成30年告示）解説 総則編」
- ・「特別支援学校 教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚園・小学部・中学部）平成30年3月」
- ・「特別支援学校 学習指導要領解説 総則等編（高等部）平成31年2月」

※引用部分の下線等は、本書編集者によるものです。

＜平成29・30年改訂学習指導要領の実施状況＞

- ・小学校及び特別支援学校小学部…令和2年度より全面实施
- ・中学校及び特別支援学校中学部…令和3年度より全面实施
- ・高等学校及び特別支援学校高等部…令和7年度より全面实施

1. 学習指導要領とは

- 全国どここの学校でも一定の水準の教育が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準です。およそ10年に1度、改訂されています。
- 児童生徒の教科書や時間割は、これを基に作られています。
- 学習指導要領においては、教育課程全般にわたる配慮事項や授業時数の取扱いなどが「総則」で定められています。
- 各教科等のそれぞれについて、目標、内容、内容の取扱いが大まかに規定されています。

【参考】『学習指導要領』とは？（文部科学省HP）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/idea/index.htm



2. 学習指導要領の「基準性」

- 学習指導要領に示している内容は、全ての児童生徒に対して確実に指導しなければならないものです。
- 児童生徒の学習状況などその実態等に応じて必要がある場合には、各学校の判断により、学習指導要領に示されていない内容を加えて指導することも可能です。

【参考】「解説 総則編」（小）p. 13、（中）p. 13、（高）p. 16、（特小・中）p. 162、（特高）p. 35

3. 平成29・30年改訂のポイント

- 学習指導要領等が、学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」としての役割を果たすことができるよう、次の6点にわたってその枠組みが改善されています。
- ①「何ができるようになるか」（育成を目指す資質・能力）
- ②「何を学ぶか」（教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成）
- ③「どのように学ぶか」（各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実）
- ④「子ども一人一人の発達をどのように支援するか」（子どもの発達を踏まえた指導）
- ⑤「何が身に付いたか」（学習評価の充実）
- ⑥「実施するために何が必要か」（学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策）

【参考】「解説 総則編」（小）pp. 1-7、（中）pp. 1-7、（高）pp. 1-11、（特幼・小・中）pp. 2-10、（特高）pp. 2-10

(1) 改訂の基本的な考え方

- 子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。
- その際、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する平成20・21年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。

「社会に開かれた教育課程」の3つのポイント

- ポイント① よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有します。
- ポイント② これからの社会を創り出していく子どもたちに必要な資質・能力が何かを明らかにし、それを学校教育で育成します。
- ポイント③ 地域と連携・協働しながら目指すべき学校教育を実現します。

【参考】「社会に開かれた教育課程」 文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-ics/_icsFiles/afieldfile/2020/01/28/20200128_mxt_kouhou02_03.pdf



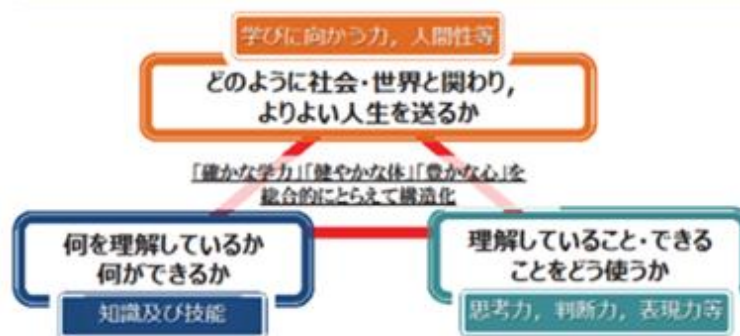
(2) 育成を目指す資質・能力の明確化

- 知・徳・体にわたる「生きる力」を子どもたちに育むために「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有。
- 全ての教科等の目標及び内容を次の三つの柱で再整理。
 - ・「知識及び技能」 ・「思考力、判断力、表現力等」 ・「学びに向かう力、人間性等」

新学習指導要領における育成を目指す資質・能力



学習する子供の視点に立ち、育成を目指す資質・能力の要素を三つの柱で整理。



【参考】学校教育法第30条第2項

生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

【参考】「育成を目指す資質・能力」については、「解説 総則編」を参照

(小) pp. 34-39、(中) pp. 34-39、(高) pp. 38-42、(特小・中) pp. 189-194、(特高) pp. 56-61

※各教科等における詳細については、「学習指導要領解説」の各教科等編を参照

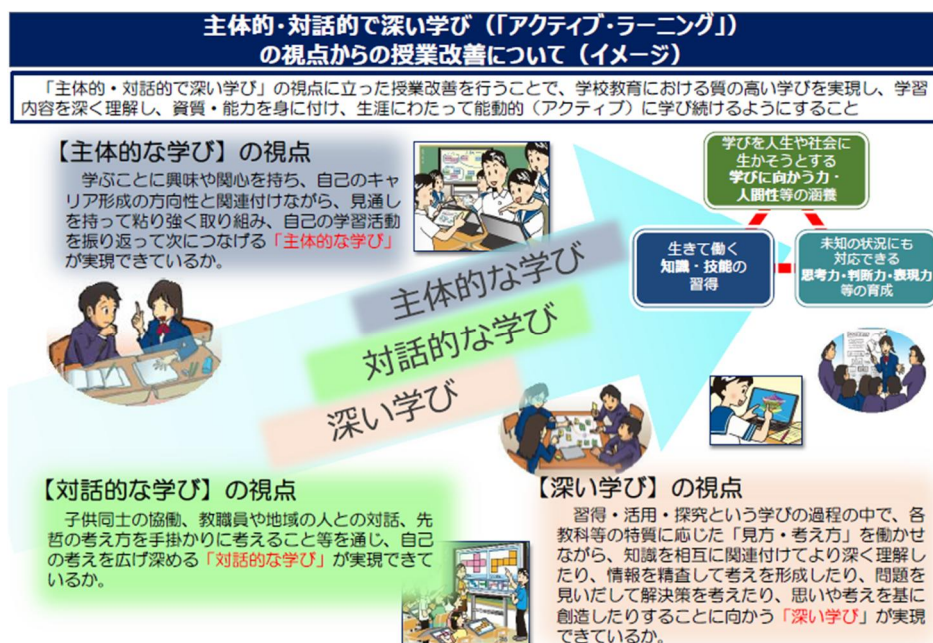
【参考】文部科学省HP

https://www.mext.go.jp/content/1421692_7.pdf



(3) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

子どもたちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、これまでの学校教育の蓄積を生かし、学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが必要。



【参考】「主体的・対話的で深い学び」については、「解説 総則編」を参照（小） pp. 76-92、（中） pp. 77-91、（高） pp. 117-129、（特小・中） pp. 250-268、（特高） pp. 157-172
※各教科等における詳細については、「学習指導要領解説」の各教科等編を参照

【参考】「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善」 文部科学省
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/_icsFiles/afieldfile/2020/01/28/20200128_mxt_kouhou02_01.pdf



(4) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

カリキュラム・マネジメントとは、「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら、組織的かつ計画的に実施・評価し、教育活動の質の向上につなげていくことです（本書「教育課程」を参照）。

(5) 教育内容等の主な改善事項

- 言語能力の確実な育成
- 理数教育の充実
- 伝統や文化に関する教育の充実
- 道徳教育の充実
- 外国語教育の充実
- 体験活動の充実（小中学校等）
- 職業教育の充実（高等学校）
- 学びの連続性を重視した対応（特別支援学校）
- 一人一人に応じた指導の充実（特別支援学校）
- 自立と社会参加に向けた教育の充実（特別支援学校）
- <その他の重要事項>
- 幼稚園教育要領「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化
- 初等中等教育の一貫した学びの充実
- 主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実
- 情報活用能力（プログラミング教育を含む）
- 子どもたちの発達の支援（障がいに応じた指導、日本語の能力等に応じた指導、不登校等）
- 部活動（本書「部活動の運営」を参照）

◎学習指導要領は、教育課程の基準です。教科等の目標や指導する内容については、「学習指導要領」やその「解説」の内容を確認して、日々の教育活動を実践しましょう！

その他、学習指導要領に関わって参考となる Web ページ
(文部科学省HP)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm

※本文中の参考図もこちらから確認できます。



(独立行政法人教職員支援機構HP)

「新学習指導要領シリーズ」

<https://www.nits.go.jp/materials/youryou/>

※文部科学省の教科調査官等による新学習指導要領についての
説明動画

幼稚園、小中学校各教科等、高等学校、特別支援学校



💡 考えてみよう！

学習指導要領解説で「教科の目標」を確認してみましょう。また、教科の「見方・考え方」を育むための日頃の取組について、話し合ってみましょう。

教育課程

「教育課程」の項は、主に「学習指導要領解説 総則編」を引用または参考にして作成しています。（※引用部分の下線等は、本書編集者によるものです。）下の各項目に「学習指導要領解説 総則編」の該当ページを付してあります。詳しくは、該当ページを確認してみましょう。

- ・「小学校 学習指導要領解説 総則編」
- ・「中学校 学習指導要領解説 総則編」
- ・「高等学校 学習指導要領解説 総則編」
- ・「特別支援学校 教育要領・学習指導要領解説 総則編」
- ・「特別支援学校 学習指導要領解説 総則等編」



https://www.next.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm

1. 教育課程とは

学校において編成する教育課程については、学校教育の目的や目標※¹を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画であると言えます。学校の教育目標の設定、指導内容の組織及び授業時数の配当が教育課程の編成の基本的な要素になってきます。

※1 学校教育の目的や目標については、教育基本法及び学校教育法に示されています。

- 【教育基本法】・教育の目的（第1条）及び目標（第2条）
 ・義務教育の目的（第5条第2項）
 ・学校教育の基本的役割（第6条第2項）

- 【学校教育法】・義務教育の目標（第21条）
 ・小学校の目的（第29条）及び目標（第30条）
 ・中学校の目的（第45条）及び目標（第46条）
 ・高等学校の目的（第50条）及び目標（第51条）
 ・特別支援学校の目的（第72条）

【参考】「解説 総則編」
 （小・中） p. 11、pp. 14-15
 （高） p. 14、pp. 17-18
 （特小・中） p. 160、pp. 163-164
 （特高） p. 24、pp. 27-29

2. 教育課程に関する基準

教育課程に関する基準は、学校教育法施行規則※²や学習指導要領に定められています。

※2 学校教育法施行規則

- ・小学校の各教科等（第50条第1項）と標準授業時数（第51条の別表第1）
- ・中学校の各教科等（第72条）と標準授業時数（第73条の別表第2）
- ・高等学校の各教科に属する科目等（第83条）
- ・高等学校の各教科に属する科目の種類（別表第3）及び卒業に必要な習得単位数（第96条）
- ・特別支援学校の教科等の種類（第126条～第128条）
- ・特別支援学校の教育課程編成の特例（第130条～第131条）

標準授業時数例：小学校

別表第一（第51条関係） ※平成29年文部科学省令第20号により改正されたもの

区分	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
各教科の授業時数						
国語	306	315	245	245	175	175
社会			70	90	100	105
算数	136	175	175	175	175	175
理科			90	105	105	105
生活	102	105				
音楽	68	70	60	60	50	50
図画工作	68	70	60	60	50	50
家庭					60	55
体育	102	105	105	105	90	90
外国語					70	70
道徳の授業時数	34	35	35	35	35	35
外国語活動の授業時数			35	35		
総合的な学習の時間の授業時数			70	70	70	70
特別活動の授業時数	34	35	35	35	35	35
総授業時数	850	910	980	1015	1015	1015

◎各教科等の標準授業時数や各教科・科目の標準単位数などを確認しましょう！

＜小学校＞「小学校学習指導要領」p. 12、pp. 18-21

＜中学校＞「中学校学習指導要領」p. 14、pp. 20-23

＜高等学校＞「高等学校学習指導要領」pp. 20-28

※令和3年度までに入学した生徒については、平成21年改訂の学習指導要領で確認

＜特別支援学校＞

「幼稚園教育要領・小学部・中学部学習指導要領」

pp. 46-50、pp. 63-69

「高等部学習指導要領」pp. 38-50

3. 教育課程の編成の主体

【参考】「解説 総則編」(小・中) p. 17、(高) p. 20、
(特小・中) p. 169、(特高) pp. 33-34

○学習指導要領では「各学校においては、……適切な教育課程を編成するものとし」と示されています。また、各学校において「創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する」ことが示されており、教育課程編成における学校の主体性を発揮する必要性が強調されています。

○教育課程は校長が責任者となって編成しますが、その編成作業は、全教職員の協力のもとに行わなければなりません。総合的な学習（探究）の時間をはじめとして、創意工夫を生かした教育課程を編成することが求められており、教科や学級、学年等の枠を超えて教師同士が連携協力することがますます重要となっています。

4. 教育課程の編成

【参考】「解説 総則編」(小・中) pp. 18-22、(高) pp. 20-25、
(特小・中) pp. 170-174、(特高) pp. 34-39

(1) 編成の原則

○次の原則を踏まえ、校長を中心として全教職員が共通理解を図りながら、学校として統一のある、しかも特色をもった教育課程を編成することが望まれます。

ア 教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従うこと

(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校)

イ 児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、児童生徒の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮すること (小学校・中学校)

イ 生徒の人間として調和のとれた育成を目指すこと (高等学校)

イ 児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校や地域の実態を十分考慮すること (特別支援学校)

ウ 生徒の心身の発達の段階や特性等を十分考慮すること (高等学校)

エ 課程や学科の特色を十分考慮すること (高等学校)

オ 学校や地域の実態を十分考慮すること (高等学校)

(2) 編成にあたっての留意点

【参考】「解説 総則編」(小) pp. 46-53、(中) pp. 47-54、
(高) pp. 51-57、(特小・中) pp. 203-210、(特高) pp. 74-81

実際の編成にあたっては、次のような点に留意しましょう。

○教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にします。

○教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるように努めます。

○各学校における総合的な学習（探究）の時間の目標との関連を図ります。

なお、各学校において教育目標を設定する際には、次のような点をふまえることが重要です。

①法律及び学習指導要領に定められた目的や目標を前提とするものであること。

②教育委員会の規則、方針等に従っていること。

③学校として育成を目指す資質・能力が明確であること。

④学校や地域の実態等に即したものであること。

⑤教育的価値が高く、継続的な実践が可能なものであること。

⑥評価が可能な具体性を有すること。

◎教科等横断的な視点に立った資質・能力

教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科横断的な視点で組み立てていくことが求められています。教科横断的な視点を持って指導のねらいを具体化したり、他の教科等における指導との関連付けを図ったりしながら、幅広い学習や生活の場面で活用できる力を育むことをめざすことが重要です。

教科横断的な視点で育成する資質・能力については、次の3つに大別されています。

- ・教科等の枠組みを踏まえて育成を目指す資質・能力
- ・学習の基盤となる資質・能力
言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む）、問題発見・解決能力等
- ・現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力

健康・安全・食に関する力、主権者として求められる力、新たな価値を生み出す豊かな創造性、グローバル化の中で多様性を尊重するとともに、現在まで受け継がれてきた我が国固有の領土や歴史について理解し、伝統や文化を尊重しつつ、多様な他者と協働しながら目標に向かって挑戦する力、地域や社会における産業の役割を理解し地域創生等に生かす力、自然環境や資源の有限性等の中で持続可能な社会をつくる力、豊かなスポーツライフを実現する力 等

◎勤務校の教育目標、めざす子どもの姿、学校経営方針やグランドデザイン等を確認し、次のことについて確認してみましょう！

- (1) アの関係法令で定められている目的や目標との関連
- (2) の編成にあたっての留意点の①～⑥をふまえているか

5. カリキュラム・マネジメントの充実

カリキュラム・マネジメントは、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施・評価し、教育活動の質の向上につなげていくことです。

カリキュラム・マネジメントの3つの側面

- 教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと
- 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと
- 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

【参考】

「解説 総則編」(小) pp. 39-45、(中) pp. 40-46、(高) pp. 45-50、(特小・中) pp. 194-202、(特高) pp. 64-73

「カリキュラム・マネジメント」 文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/_icsFiles/afieldfile/2020/01/28/20200128_mxt_kouhou02_02.pdf



💡 考えてみよう！

教科横断的な視点で扱えるテーマや教材について、アイデアを出してみましょう。

学習指導

学習指導要領のねらいをふまえた授業は、学校における教育活動の中心といえます。

授業における学習指導では、指導計画を立て、ねらいを明確にし、児童生徒の実態把握に努め、教材研究を行うことが必要です。その上で、指導方法について丁寧に検討しておきましょう。学習形態や発問はもちろん、板書、ノート指導等のほか、効果的な教材・教具の活用についても注力する必要があります。

1. 教材の研究

(1) 教材研究とは

教材研究には、教材内容の研究と指導方法の研究があります。

教材内容の研究	・単元の目標を明確にし、内容について把握しましょう。「何のために」「何を学ばせるのか」を把握しましょう。 ・目標と内容を把握したら、単元で扱う教材の教育的価値や本質、目標を達成するための教材の働きやよさを分析しましょう。 ・単元で育てたい資質や能力の系統的な位置づけや他教科との関連を把握しましょう。
指導方法の研究	指導方法について、以下のようなことを考えましょう。 ○単元計画 ○単元の評価規準 ○授業展開 ・学習形態（一斉学習、グループ学習、ペア学習、個別学習等）の使い分け ・効果的なめあての提示・振り返る活動 ・発問の工夫 ・板書 ・教材・教具の提示方法、タイミング （大型提示装置や1人1台端末の効果的な活用） ・評価の方法等

教材研究は学問的研究と同時に、児童生徒の実態の研究（児童生徒がこの単元に関わってこれまでにどのような学習をし、どれだけの知識があるか。児童生徒の全体的な傾向や興味・関心はどうか。児童生徒一人ひとりの状況はどうか。等）も十分に行うことが大切です。

教材研究により次のような成果が期待されます。

- ・授業の目標・ねらいが明らかになり、指導と評価の一体化を図ることができます。
- ・教材内容の構成が明らかになり、内容を精選したり、児童生徒のつまづきを予想したりした指導ができるようになります。
- ・できるようになることと思考を深めることの、それぞれのめざす内容の区別が明確になります。
- ・必要な教材・教具・資料を整理し、効果的に活用することが可能になります。
- ・他学年や他教科との内容の関連が明らかになり、授業の要点が押さえやすくなります。
- ・児童生徒の学習の準備状況（レディネス）に合った授業がしやすくなります。

(2) 教材研究の方法

○「学習指導要領」や「学習指導要領解説」を確認しましょう。

- ・指導する教科における単元等の目標や内容、内容の取扱いを読み、学習をとおしてどのような力を育むのかを確認しましょう。

○教科書(主たる教材 ※詳細は本項「8. 教材・教具の活用」を参照)の内容をとらえましょう。

- ・「教科書で何を教えるのか」、「教科書で何を考えさせ、何に発展させたいのか」、「写真・資料はどこに注目させ、何を発見させたいのか」というところまで考えましょう。

○指導のねらいと、その教材(「主たる教材」を補助するもの ※詳細は本項「8. 教材・教具の活用」を参照)の教育的価値を明らかにしましょう。

- ・各学校で作成した各単元の評価規準に照らして、題材、単元全体の中心的なねらいは何かを明らかにしましょう。
- ・その教材によって、どのような資質・能力の育成が期待され、それが目標とどのように関連しているかを明確にしましょう。

○児童生徒の側に立って教材を選定しましょう。

- ・各教科等の学習指導要領解説の目標や内容、内容の取扱いを読み、効果的な教材の精選に努めましょう。
- ・児童生徒が自ら学び考え、主体的に判断したり表現したりする学習活動ができるように、児童生徒が興味・関心をもって、積極的に関わっていくことができる教材を選定しましょう。
- ・児童生徒の興味・関心に応じて、地域の自然や社会等の素材を取り入れた自作教材を開発しましょう。その際、児童生徒の発達段階や実態に合った内容にすることが大切です。

○児童生徒の反応を予測しましょう。

- ・「ここでこんな発問をしたら、児童生徒はどのような反応を示すか」を予測し、対応できる準備をしておく必要があります。
- ・児童生徒に問題を提示したり、表現をさせたりする場合には、教員があらかじめ、児童生徒がつまずきそうなところを予測し、乗り越えさせる手立てを用意しておくようにしましょう。

○指導と評価の一体化が図られるよう、より効果的な指導の在り方について工夫改善を図りましょう。(本書「学習評価」を参照)

- ・評価を指導の改善に生かすという視点を一層重視し、指導の過程や評価方法を見直しましょう。
- ・教材内容、指導過程は、それぞれのクラスの児童生徒の実態によって異なるのが本来です。

2. 指導計画

指導計画とは、教育課程を実施するために、各教科(高校は各教科・科目)、道徳科(小・中学校等)、外国語活動(小学校等)、総合的な学習の時間(高校は総合的な探究の時間)及び特別活動のそれぞれについて、(小・中学校等は学年ごとあるいは学級ごと等に、)指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めた具体的な計画のことであり、学校の創意工夫を生かした、全体として調和のとれたものとすることが求められます。

〔【参考】「学習指導要領解説 総則編」 (小)pp. 67-68、(中)p. 69、(高)pp. 96-97〕

(1) 年間指導計画

年間指導計画とは、1年間にわたる教科等の指導及び評価に見通しを与え、実際に授業を行うのに必要な具体的計画を作成する場合の根幹となるものです。単元(題材)の名称、おおよその指導内容、指導時数、教材の関連・系統、準備すべき資料等、指導上の主な事項及び評価の観点が盛り込まれます。

(2) 学習指導案

学習指導案とは、単元や本時の目標を達成するための学習指導や学習支援の計画をわかりやすく示すものです。学習目標や学習内容が学習指導要領に基づいており、児童生徒の実態に即した指導過程が展開されていることが必要です。一つの単元（題材）や1単位時間分を詳細に書いたものを「細案」と呼び、簡略化したものを「略案」と称しています。

学習指導案を作成することには、主に次のような利点が考えられます。

○指導内容や手順を具体化する

年間指導計画に基づいた系統性や単元全体の目的、対象となる児童生徒の実態や課題をふまえ、どのような目標（めあて・ねらい）をもち、どのように（方法）指導・評価するかをあらかじめ構想し、児童生徒の反応等を予測することによって効果的な授業ができます。

○授業研究の質を高める

授業公開や研究協議を行う際に、授業のねらいや児童生徒の実態、当該校の研究主題等との関わり等を参加者があらかじめ理解できるので、協議の内容を焦点化しやすくなります。

学習指導案は、教員の個性が発揮されるところであり、一つの作品ともいえる性格のものです。教員（学校）それぞれが教科の特性等を考慮しながら、独自の指導案を作成し、主体的・対話的で深い学びのある授業を展開していきましょう。

学習指導案の形式例		第○学年○組 国語科学習指導案		
		指導者	教諭	○○ ○○
		令和○○年○月○日（○曜日）	第○校時	○○教室
1 単元名（または「題材名」、道徳は「主題」）				
2 単元の目標				
(1)		〔知識及び技能〕 ○(○)ア		
(2)		〔思考力、判断力、表現力等〕 ○(○)イ		
(3)		「学びに向かう力、人間性等」		
3 単元の評価規準 (例)				
知識・技能		思考・判断・表現		主体的に学習に取り組む態度
4 指導上の考察				
(1) 単元について				
(2) 児童（生徒）について				
(3) 指導について				
5 指導と評価の計画（全○時間） (例)				
時	ねらい・ 学習活動	評価規準・評価方法		
		知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
6 本時の指導				
(1) 目標				
(2) 準備物				
指導者：				
児童（生徒）：				
(3) 指導過程（○分） (例)				
学習活動・児童（生徒）の反 応		指導上の留意点		評価規準・評価方法
(4) 板書計画				

(3) 学習指導案作成の留意点

①「単元の目標」について

- ・学習指導要領の目標や内容、学習指導要領解説等をふまえて作成します。
- ・児童生徒の実態、前単元までの学習状況等をふまえて作成します。

②「単元の評価規準」の作成について

学習指導要領の内容に関する記載事項、内容の取扱い、観点の趣旨をふまえ、学習指導要領解説の記載事項を参考に、内容についてより具体的に示すよう作成します。

③「指導上の考察」について

○単元について（単元観）

十分に教材研究を行い、学習指導要領に基づいて内容の系統性やほかの単元との関連性等を捉え、対象となる児童生徒にとっての学習の価値を考えます。

○児童（生徒）について（児童観、生徒観）

児童生徒の過去の学習や生活経験と単元との関連について考え、児童生徒の実態を把握します。また、この単元で、児童生徒はどんな場面で興味・関心をもったり、つまずいたりするのかを予想しておきます。

○指導について（指導観）

学習目標や児童生徒の実態から考えて、どんな学習形態、学習方法をとるか考えます。予想されるつまずきに応じた具体的な手立てを考えます。

④「指導と評価の計画」の作成について

- ・上記①②③をふまえ、評価場面や評価方法等を計画します。
- ・単元の学習内容や展開、各所要時間を考え、本時がどこに位置づけられているのかを示します。
- ・どのような評価資料（児童生徒の反応やノート、ワークシート、作品等）を基に、「おおむね満足できる」状況（B）と評価するかを考えて例を示したり、「努力を要する」状況（C）への手立て等を考えたりします。

※指導と評価の一体化については本書「学習評価」を参照。

⑤「本時の指導」について

単元全体の目標を達成するための本時の目標と、それに対応した具体的な学習活動を設定します。次項以下も参照し、児童生徒が「どのように」学ぶのか、主体的・対話的で深い学びの視点からの学習過程を考えます。

3. 指導方法

(1) 学習形態

児童生徒が学習に主体的に取り組み、効果的に学習目標を達成できるようにするためには、学習内容や児童生徒の実態をふまえ、目的に応じて学習形態を工夫した授業を行うことが大切です。

○一斉学習

クラス全体の反応を確認しながら授業を進めることができます。教員の説明はできるだけ短くし、児童生徒主体の学習になるようにしましょう。

○グループ、ペア学習

目的に応じたグループやペアでの学習をとおして、根拠を明確にして自分の考えを表現し、互いの考えを協議・共有することで、考えを広げたり深めたりすることができます。

○個別学習

自身のペースで学習課題に取り組ませ、自力解決を図らせます。また、ほかの児童生徒の意見を聞いたうえで、個人の考えを整理し、再構築することができます。

(2) 指導形態例

①ティーム・ティーチング (T T)

複数の教員がティームを組んで児童生徒の教育にあたる指導形態です。個に応じた指導が、単独で指導するときよりも充実して展開できるとともに、それぞれの教員のよさを生かすことができます。

○ティーム・ティーチングによる指導上の留意点

- ・複数の教員が授業のねらいや本時の学習活動の流れ、指導上の留意点を事前に共有しましょう。
- ・児童生徒の様子について常に情報交換を行い、児童生徒を深く理解するように努めましょう。
- ・それぞれの教員の特性が生かせるような役割分担をしましょう。

②習熟度別少人数指導

習熟度別少人数指導は、学習集団を習熟度別に複数のグループに分けて、少人数で授業を行う指導形態です。児童生徒一人ひとりに対してきめ細かい指導を行うことが可能となり、そのことによって指導の効果を高めることをねらいとして実施するものです。

○学習集団編成をするにあたって

- ・習熟度別少人数指導を行うことで向上を図る資質・能力、及びその内容を明確にします。
- ・レディネステスト、前単元の学習状況、児童生徒へのアンケート等、多様な方法で児童生徒の実態把握をします。

○学習集団の分け方

- ・児童生徒の学習の内容に応じて、2学級3グループ、1学級2グループ等、効果的な指導が行えるように学習集団を編成します。
- ・計画的に評価を行い、単元ごとや単元の途中で学習集団の組み換えを行う等、工夫をします。
- ・児童生徒一人ひとりの特性を生かすとともに、学習効果を高めることができる学習集団の編成を行うことが重要です。

4. 効果的なめあての提示・振り返る活動

(1) 効果的なめあての提示

○めあての提示場面において

- ・適切な提示のタイミングを図ります。
- ・児童生徒が、課題解決に向けた意欲を持てるようにします。
- ・めあてをとらえさせるための手立てを講じます。

○めあての内容において

- ・本時の学習で振り返らせたい事柄や理解させたい事柄等から、遡ってめあてを設定します。
- ・学習内容の本質をついためあて、児童の学習意欲につながるめあてを設定します。

(2) 効果的な振り返る活動

- ・教員自身が、振り返る内容を明確にします。
- ・単なる感想ではなく、学習をとおして「できたこと」「わかったこと」等、学習内容での振り返りになるようにします。
- ・振り返る活動の視点を明確にします。(内容、字数、リード文、キーワード等の条件設定の工夫等)
- ・振り返る活動を行うための配慮(板書、個別指導等)をします。

5. 発問の工夫

発問は、「思考活動を深める」「思考を正確にして深化させる」「思考を発展させる」という働きを持っています。発問は、学習指導における重要なカギとなります。学習目標が達成できるよう事前に発問のねらい、形式、そのタイミング等を検討しておきましょう。

(1) 望ましい発問

- ・授業の目標や教材の核に迫ることができる発問
- ・児童生徒一人ひとりの実態に即している発問
- ・児童生徒の思考力を深める発問
- ・新たな考えを引き出すことが可能な発問
- ・多様な反応や表現が期待できる発問
- ・児童生徒がもっている観念を揺さぶる発問
(視点の転換を図る発問)

(2) 発問上の留意点

- ・事前の構想に基づき、発問の意図が児童生徒に十分伝わるよう工夫しましょう。
- ・個に応じた発問を工夫し、一部の児童生徒だけを相手にした発問にならないようにしましょう。
- ・児童生徒の思考の状況をつかみ、発問するタイミングに気をつけましょう。
- ・発問後に間を取り、十分考えさせるようにしましょう。
- ・教員主導の「一問一答式」ではなく、「一問多答式」になるよう心がけましょう。
- ・発問に対する児童生徒の応答がたとえどしくても、あるいは、期待に沿わないようなものであっても、その意味するところを受け入れ、意欲を損なわないようにしましょう。

6. 板書

板書は、指導計画を立てたり教材研究をしたりする段階で、計画をしっかりと立てておくことが大切です。一目見れば授業全体の流れがわかるような板書を心がけましょう。

(1) 板書の機能

- ・学習内容の理解と定着を図ります。
- ・学習の進行の手がかりを示します。
- ・学習集団としての思考場面をつくります。
- ・児童生徒の考えや教材の中心を示します。
- ・授業の流れを構造化し、思考の助けとなります。

(2) 板書の留意点

- ・授業の冒頭にめあてを提示する等、児童生徒が学習の見通しを立てられるように工夫をしましょう。
- ・授業の最後に、児童生徒が自己の学習に正対し、学習したことを振り返ることができるよう工夫しましょう。
- ・学習の流れ（主題、要点、その関連事項等）がよくわかるように、順序、配置等を工夫しましょう。
- ・文字ははっきり、ていねいに書きましょう。
- ・誤字、脱字、筆順、仮名遣いに注意しましょう。
- ・色チョークは意図的・効果的に使用しましょう。その際、色覚に特性のある児童生徒に配慮しましょう。
- ・児童生徒が自作資料を提示したり、自己の考え等を書いたりする等、児童生徒が板書をする機会も設けましょう。また、大型提示装置で児童生徒が自己の考えを記したノートを拡大提示したり、電子黒板に児童生徒が書き込んだりする機会を設けることも考えられます。

7. ノート指導

ノートは、児童生徒にとっての「学習記録」であると同時に、思考を促進させるものでもあります。そのため、見やすく、整理されたノートになるよう指導していくことが大切です。ノートに何を書かせ、どのように学習に役立たせるかを指導することも大切です。

(1) ノートの内容

- ・疑問に思ったこと
- ・聞いたり、話し合ったりしたこと
- ・自分の考え
- ・読みとったり、調べたりしたこと
- ・まとめや振り返り
- ・練習問題 等

(2) ノートの役割

- ・思考を助けます。
- ・思考を整理します。
- ・思考や認識の筋道を想起します。
- ・学習の定着・深化を図ります。

(3) ノート指導上の留意点

- ・学習内容や思考の過程がわかるように書かせましょう。
- ・板書を写すだけに終わるのではなく、聞いたことの要点をまとめたり、自分の考えや調べたことを記入させたりするようにしましょう。また、授業の最後に、キーワードを意識した文章化等をとおして児童生徒が学習したことを振り返ることができるよう工夫させましょう。
- ・定期的に提出させ、個別に指導しましょう。そのとき、機械的に処理するだけでなく、一人ひとりの個性を生かすために、励みや意欲につながるようなコメント等を書き加え、児童生徒の学習過程を認めていくことを大切にしましょう。また、ノートの記述について適切な評価等を行い、早く返すよう心がけましょう。なお、ノートを提出した、しなかったことをもって、「主体的に学習に取り組む態度」の評価に反映させないように、留意が必要です。
- ・児童生徒は板書をノートに写すことに意識を集中することがあります。大切な内容を説明する場面では板書をノートに写すことを一度止めさせる等、配慮が必要です。このことは、1人1台端末を活用している時も同様です。

8. 教材・教具の活用

教科書をはじめとした各種教材・教具は、日常の教育活動を展開するうえで欠かせないものです。児童生徒の学習活動における理解を助け、興味・関心を喚起し、教員の学習指導を補助するためにも、効果的な教材・教具の活用を考えましょう。

(1) 教材とは

中心的教材（法的には「主たる教材」）として教科書があります。さらに、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や、特別な配慮を必要とする児童生徒等の学習上の困難低減のため、関係法令が平成 31 年 4 月から施行されました。このことにより、これまでの紙の教科書を「主たる教材」として使用しながら、必要に応じて学習者用デジタル教科書を併用することができるようになりました。

これに加えて、テレビ、DVD・CD等の視聴覚教材、印刷物、コンピュータソフトやインターネット等の教材もあります。さらに、ある教科等の授業では欠かせない生きた動物や植物等も教材です。

一般的に教材と呼ばれるものの範囲は極めて広く、ここでは「主たる教材」を補助するものとしての教材（教具を含む）について述べることにします。

(2) 教材・教具の選定と活用

教材・教具をいつ、どこで、どのように使うかは、教育効果に大きく影響します。教材・教具を活用するにあたり、次のような流れで、より効果的なものを選定しましょう。

- ①学習指導要領等を確認し、目標を明確にする。
- ②目標や児童生徒の実態に合った教材・教具の選定や作成をする。
- ③教材・教具を活用して学習活動を行う。
- ④次のような点から学習活動の振り返りを行い、次の学習活動に生かす。
 - ・授業の目標達成に必要なものであったか。
 - ・指導のねらいや内容に合ったものであったか。
 - ・児童生徒の実態に適したものであったか。
 - ・情報量が適したものであったか。

また、教材・教具を有効、適切に活用するためには、それぞれの教材・教具の特性を理解し、指導の効果を高める方法について絶えず研究することが求められています。

(3) 教材・教具として活用したいもの

教材・教具には市販・自作を問わず、さまざまな種類のものがあります。

これまでの教育資産としての教材・教具の活用も考慮しながら、次に示したようなものの利用も考えていきましょう。なお、有償の教材の活用にあたっては、保護者の費用負担への配慮も必要です。

①地域資源

学校・家庭・地域との連携による児童生徒の育成が求められています。地域にある教材の利用も考えてみましょう。特に、地域人材をゲストティーチャーとして招く等、人的資源は積極的に活用し、教育力の向上、地域社会との連帯感の高揚を図りましょう。

○自然環境、社会環境……山、川、海、市役所等の公共施設・関係機関、公園、商店街、町並み、集落 等

○歴史・伝統文化……資料館、図書館、博物館、建造物 等

○地域の人的資源……地域の歴史に詳しい人、民話・伝承に詳しい人、地域特有の工芸等に携わっている人、地域で活躍する経営者や職業人、他国の事情に精通している人 等

②ICT（本書「教育の情報化」参照）

さまざまなICT機器（児童生徒1人1台端末）、実物投影機・書画カメラ、大型テレビ、プロジェクター、電子黒板の活用が考えられます。これらの機器と板書やノート指導を組み合わせると効果的な授業を計画する必要があります。

また、1人1台端末を、教材・教具や学習ツールの一つとして効果的に活用することにより、児童生徒の学びを広げたり深めたりして、学習指導要領が求める3つの資質・能力を育む教育活動を行っていきましょう。なお、インターネット等の情報通信ネットワークを利用する際には、情報活用能力の一つでもある「情報社会に参画する態度」（モラル・責任）についても指導する必要があります。

◎確認してみましょう！

学習形態別、教科別でのICT活用事例が示されています。参考にしてください。

- ・「ICTを効果的に活用した授業実践のためにー子どもたちの学びを広げ・深める1人1台端末活用ー」（令和2年12月） 県教育委員会
<https://www.mpec.jp/user/kensyuin/R2.ICTkatuyou.pdf>



- ・「1人1台端末の利活用事例集」（令和7年12月） 県教育委員会
<https://sites.google.com/mie-c.ed.jp/jirei/>



③各種資料

児童生徒の主体的・対話的で深い学びへとつながっていくようにするためには、必要な資料の選択が重要であり、とりわけ信頼性が高い情報や整理されている情報、正確な読み取りが必要な情報等を授業に活用していくことが必要です。

【参考】「学習指導要領解説 総則編」（小）pp.83-85、（中）pp.84-85、（高）pp.124-125、（特小・中）pp.259-260、（特高）pp.166-167

（４）教材の複写・複製について

教材の多くは、「著作権法」で保護されています。したがって、これらの教材の全部、または一部を無断で複写・複製して使用すると著作権法違反となります（教材のコピーは、見本はもちろんのこと、購入した教材も違法です。）。

ただし、一般の著作物につき、授業の過程において使用する場合に限り、必要と認められる限度においてこれを複製し、担当あるいは担任している児童生徒に限り使用させることは認められています。なお、公衆送信※¹を行う場合は学校設置者による補償金の支払いが伴う場合があります。

安易に自己判断で市販物の複写・複製をしないように留意してください。

※１ 公衆送信

放送、有線放送、インターネット送信その他の方法により、不特定の者または特定多数の者に送信すること（授業の様子を録画した動画をインターネットで配信する場合等）

著作権法

第 35 条（学校その他の教育機関における複製等）

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であって公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

２ 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

💡 考えてみよう！

めあての提示や振り返る活動をより効果的にしていくために、自分自身が工夫していることや大切にしていることについて考えてみましょう。また、他の先生の考えを聞いてみましょう。

教育の情報化

A I やビックデータ等の技術の急速な進展に伴い、急激に変化し将来の予測が難しい社会においては、情報や情報技術を主体的に選択し活用していく力が求められます。そのために、学校における教育の情報化を推進していくことは極めて重要です。

「教育の情報化」とは、次の3つの側面から構成され、これらをとおして教育の質の向上を図るものです。

- ① 児童生徒の情報活用能力の育成
- ② 教科等の指導における I C T の活用
- ③ 校務の情報化

1. 児童生徒の情報活用能力の育成

「学習指導要領 第1章 総則」では、教科等の特性を生かし、教科など横断的な視点から教育課程を編成して、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む）を育成していくこととされています。

また、情報活用能力を育成することは、情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいくために重要です。さらに、ますます身近なものとなる情報技術を手段として学習や日常生活に活用できるようにしていくことも必要です。

（1）情報活用能力とは

世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力です。

○コンピュータ等の情報手段を適切に利用し、情報を整理・比較、他者に分かりやすく発信・伝達、必要に応じて保存・共有できる力

○情報手段の基本的な操作の習得、プログラミング的思考、情報モラル等に関する資質・能力

【参考】「学習指導要領解説 総則編」（小） pp. 50-51、（中） pp. 51-52、（高） pp. 54-56、
（特小・中） pp. 207-209、（特高） pp. 78-80

（2）情報教育の目標

情報教育とは、児童生徒の情報活用能力の育成を図るものであり、情報教育の目標については、次の3つの観点に整理されています。

情報活用の実践力	情報の科学的な理解	情報社会に参画する態度
課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況等を踏まえて発信・伝達のできる能力。	情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善したりするための基礎的な理論や方法の理解。	社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度。

【参考】「教育の情報化に関する手引き」（令和元年12月）文部科学省

（3）情報モラル教育

「学習指導要領解説 総則編」では、「携帯電話・スマートフォンやSNSが子供たちにも急速に普及する中で、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、インターネット上の犯罪や違法・

有害情報の問題の深刻化、インターネット利用の長時間化等をふまえ、情報モラルについて指導することが一層重要となっている」と示されています。

①情報モラルとは

「学習指導要領解説 総則編」では、情報モラルとは、『『情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度』であり、具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解することなど」と記されています。

②情報モラルの指導

小中学校の「学習指導要領解説 総則編」では、情報モラルの指導にあたっては、以下のよう

に記されています。また、高等学校の学習指導要領でも同様な内容が記されています。
○情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動、ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味について考えさせる学習活動、情報には自他の権利があることを考えさせる学習活動、情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせる学習活動、健康を害するような行動について考えさせる学習活動などを通じて、児童生徒に情報モラルを確実に身につけさせるようにすることが必要です。その際、情報の収集、判断、処理、発信など情報を活用する各場面での情報モラルについて学習させることが重要です。

○児童生徒の発達の段階に応じて、例えば、インターネット上に発信された情報は基本的には広く公開される可能性がある、どこかに記録が残る完全には消し去ることはできないといった、情報や情報技術の特性についての理解に基づく情報モラルを身につけさせ、将来の新たな機器やサービス、あるいは危険の出現にも適切に対応できるようにすることが重要です。さらに、情報モラルに関する指導は、道徳科や特別活動のみで実施するものではなく、各教科等との連携や、さらに生徒指導との連携も図りながら実施することが重要です。

③学校や教員の役割

学校や教員の役割として、「学習指導要領解説 総則編」では、「情報技術やサービスの変化、生徒のインターネットの使い方の変化に伴い、学校や教師はその実態や影響に係る最新の情報の入手に努め、それに基づいた適切な指導に配慮することが必要である」と記されています。

【参考】「学習指導要領解説 総則編」(小)pp. 86-87、(中) pp. 85-86、(高) pp. 125-126、
(特小・中) pp. 262-263、(特高) pp. 167-169

◎確認してみましょう！

「情報モラル教育ポータルサイト」(文部科学省HP)

<https://www.mext.go.jp/zyoukatsu/moral/index.html>

文部科学大臣メッセージ

忘れてはならないことは、ICT環境の整備は手段であり目的ではないということです。子供たちが変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成していくことが必要です。その際、子供たちがICTを適切・安全に使いこなすことができるようネットリテラシーなどの情報活用能力を育成していくことも重要です。

【引用】「子供たち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現に向けて～令和時代のスタンダードとしての1人1台端末環境～」(令和元年12月19日)

2. 教科等の指導におけるICTの活用

「学習指導要領 第1章 総則」では、各種の学習活動や指導方法の充実のために、児童生徒・学校の実態に応じて、コンピュータ、情報ネットワークなどの活用を図ることとされています。

また、各教科等の「指導計画の作成と内容の取扱い」において、各教科等の実際の指導において、コンピュータなどを適切に活用できるようにすることが示されました。

（中略）情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

（小学校、小学部）

あわせて、（小学部においては、）各教科等の特質に応じて、次の学習活動を計画的に実施すること。

ア 児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動

イ 児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動

【引用】「学習指導要領」（小）p. 22、（中）p. 24、（高）p. 28、（特小・中）pp. 69-70、（特高）p. 51

3. 教師のICT活用指導力等の向上

ICT活用指導力の基準については、「教員のICT活用指導力チェックリスト」（平成30年6月改訂）として文部科学省より策定・公表されていますが、その範囲は、授業におけるICT活用の指導だけでなく情報モラルの指導ができることや、校務にICTを活用できることも含まれています。したがって、ICT活用指導力は、すべての教師に求められる基本的な資質能力なのです。

◎確認してみましょう！

「教員のICT活用指導力チェックリスト」（文部科学省HP）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416800.htm

校務においても情報化が進むことにより、教員が学校運営や学級経営に必要な情報や児童生徒の状況等を一元的に管理することが可能となり、個々の児童生徒の情報共有が図られるとともに、教員の事務作業の効率化が図られます。このことは、教員の働き方改革の推進にあたっても極めて重要です。

教師のICT活用指導力等の向上のためには、以下のような研修も活用することができます。

（１）初任者研修（ICTを活用した授業改善）

「わかる授業」「魅力ある授業」の実現に向け、ICTを活用した授業改善や情報モラルの指導等について学びます。

（２）情報教育研修講座

情報教育研修講座では受講者が「教員のICT活用指導力の基準」を達成できることを念頭におき、すべての講座に【ICT基準A・B・C・D対応】のどの項目に対応しているかを表記しています。チェックリストで、自分の得意な部分や苦手な部分をしっかり確認し、自分に合った研修で校務や授業において必要となる知識やスキルの修得をめざします。

(3) 教員 I C T 活用地域研修

市町の依頼に応じて、1人1台端末を活用した実践交流や教科指導での I C T 機器の効果的な活用方法等について研修し、教員の I C T 活用指導力の向上を図ります。

(4) 放課後 I C T 活用研修

国の示す G I G A スクール構想では、1人1台端末を活用し、従来の知識定着型学習から学習者主体の協働型学習への転換をねらいとしています。本講座は、高等学校教員向けに年間2回実施を予定し、授業での I C T 活用事例を通して、効果的な I C T 活用について学びます。

(5) ネット D E 研修講座 <https://websv.mpec.jp>

三重県教職員のためのインターネットを活用した研修講座で、全国的にも高名な講師陣による研修を「いつでも・どこでも・なんどでも」受講することができます。「I C T 活用・情報教育」をはじめ、「授業方法」「教科指導等」「学級経営」「人権教育」「生徒指導・教育相談」等、カテゴリー別に分類してあります。

(6) 教育研究所・各研究会等主催の講座

(7) 学校内研修等

◎参考となる Web ページ等

- ・「教員の I C T 活用指導力の向上」(文部科学省 H P)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369631.htm
- ・「教育の情報化に関する手引(追補版)(令和2年6月)」(文部科学省 H P)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html
- ・「StuDX Style」(文部科学省 H P・学習者用端末活用支援サイト)
<https://www.mext.go.jp/studxstyle/>
- ・「授業アイデア例」(国立教育政策研究所 H P)
<https://www.nier.go.jp/jugyourei/r03/index.htm>
- ・「リーディング DX スクール」(文部科学省事業サイト)
<https://leadingdxschool.mext.go.jp/>

【コラム】ホームページへの個人情報の掲載について

ホームページへの個人情報の掲載は、次に掲げる要件を充たす場合に可能となります。

- ・本人の同意があること
- ・本人又は第三者の権利利益を侵害する恐れがないこと
- ・改ざん等に対する適切な技術的措置が講じられていること

一方で、本人やその保護者の了解を得ていても、発信した情報が公開・拡散し、意図しない形で他人に使用される恐れもあります。画像や動画等を掲載する場合には、本人や保護者の了解はもちろん、管理職の了解を得て、個人の S N S ではなく、学校の公式ホームページ等に掲載するようにしましょう。

◆Web 資料「情報公開制度・個人情報保護制度」

「三重県個人情報適正管理指針(抜粋)」参照

学習評価

「学習評価」の項は主に次の通知等を引用または参考にして作成しています。

※引用部分の下線等は、本書編集者によるものです。

- ・「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成31年3月）（以下「改善等通知」とする）（文部科学省HP）https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1415169.htm



- ・「学習評価の在り方ハンドブック」（小・中学校編）（高等学校編）（以下「ハンドブック」とする）
- ・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料」（以下「参考資料」とする）

※「参考資料」は、小学校編、中学校編、高等学校編の各教科等別に掲載されています。確認してみましょう。

国立教育政策研究所HPに「ハンドブック」「参考資料」が掲載されています。

<https://www.nier.go.jp/kaiatsu/shidousiryou.html>



1. 学習評価の基本的な考え方

（１）学習評価とは

学習評価は、学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価するものです。

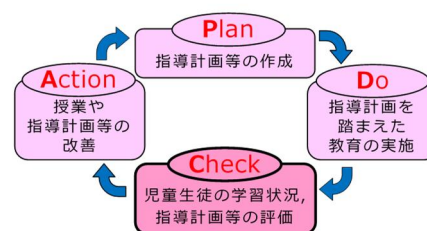
「児童生徒にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、児童生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにするためにも、学習評価の在り方が極めて重要です。

（２）カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価

「学習指導」と「学習評価」は学校の教育活動の根幹であり、「カリキュラム・マネジメント」（本書「学習指導要領」を参照）の中核的な役割を担っています。

（３）主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と評価

指導と評価の一体化の観点から、「主体的・対話的で深い学び」（本書「学習指導要領」を参照）の視点からの授業改善を通して各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っています。



Q 「指導と評価の一体化」という言葉がよく聞かれますが、これはどういう意味ですか。

A 学校においては、計画、実践、評価という一連の活動が繰り返されながら、児童生徒のよりよい成長を目指した指導が展開されています。すなわち、指導と評価とは別物ではなく、評価の結果によって後の指導を改善し、さらに新しい指導の成果を再度評価するという、指導に生かす評価を充実させることが重要です。このことを「指導と評価の一体化」と言います。

このような「指導と評価の一体化」を進めるためには、評価活動を評価のための評価に終わらせることなく、指導の改善に生かすことによって指導の質を高めることが一層重要となります。

【参考】「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料
（小学校編・中学校編）国立教育政策研究所
<https://www.nier.go.jp/kaiatsu/shidousiryou.html>

(4) 学習評価について指摘されている課題

学習評価については、次のような課題が指摘されています。

- ・学期末や学年末などの事後での評価に終始してしまうことが多く、評価の結果が児童生徒の具体的な学習改善につながっていない。
- ・以前の「関心・意欲・態度」の観点について、挙手の回数や毎時間ノートをとっているかなど、性格や行動面の傾向が一時的に表出された場面を捉える評価であるような誤解がある。
- ・教師によって評価の方針が異なり、学習改善につなげにくい。
- ・教師が評価のための「記録」に労力を割かれて、指導に注力できない。
- ・労力をかけて記述した指導要録が、次の学年や学校段階において十分に活用されていない。

(5) 学習評価の改善の基本的な方向性

次の基本的な考え方に立って、学習評価を真に意味のあるものとすることが重要です。

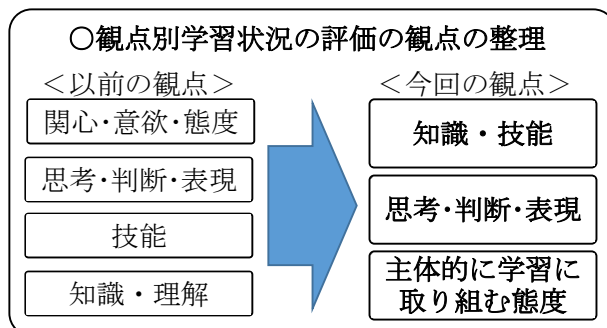
- 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと
- 教師の指導改善につながるものにしていくこと
- これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと

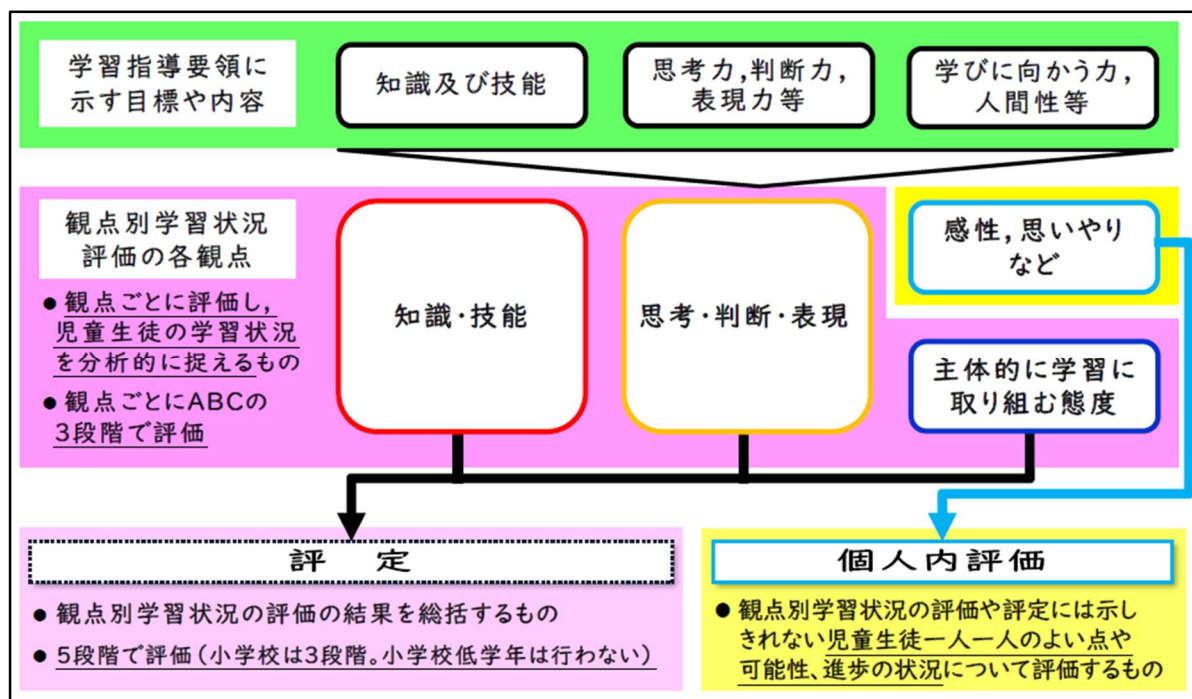
2. 学習評価の基本構造

○各教科における評価は、学習指導要領に示す各教科の目標や内容に照らして学習状況を評価するもの（目標に準拠した評価）です。

※「目標に準拠した評価」（いわゆる絶対評価）は、集団内での相対的な位置付けを評価する「集団に準拠した評価」（いわゆる相対評価）とは異なります。

○平成29・30年改訂で、学習指導要領の目標及び内容が資質・能力の三つの柱で再整理されたことをふまえ、各教科における観点別学習状況の評価の観点については、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点到整理されました。





各教科における評価の基本構造 【引用】「ハンドブック」学習評価の基本構造 より】

3. 観点別学習状況の評価と評定

○学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」と、これらを総括的に捉える「評定」の両方について、学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施します。

○「指導要録」の各教科等の学習の記録欄には、右枠内のように区分して評価を記入します。

＜観点別学習状況の評価から
評定への総括＞

○各観点とも同じ評価がそろう場合は、下枠内のように総括することが適当です。

○それ以外の場合は、各学校で定められた考え方や方法にしたがって、適切に評定することができるようにします。

◇観点別学習状況

- ・「十分満足できる」状況と判断されるもの : **A**
- ・「おおむね満足できる」状況と判断されるもの : **B**
- ・「努力を要する」状況と判断されるもの : **C**

★評定＜小学校（3年生以上）＞

- ・「十分満足できる」状況と判断されるもの : **3**
- ・「おおむね満足できる」状況と判断されるもの : **2**
- ・「努力を要する」状況と判断されるもの : **1**

★評定＜中学校、高等学校＞

- ・「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるもの : **5**
- ・「十分満足できる」状況と判断されるもの : **4**
- ・「おおむね満足できる」状況と判断されるもの : **3**
- ・「努力を要する」状況と判断されるもの : **2**
- ・「一層努力を要する」状況と判断されるもの : **1**

【参考】「改善等通知」「別紙1～3指導要録に記載する事項等」
(文部科学省HP)

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1415169.htm



＜観点別学習状況の評価から評定への総括＞

(小学校の場合)「B・B・B」であれば「2」を基本としつつ、

「A・A・A」であれば「3」、「C・C・C」であれば「1」とするのが適当

(中学校、高等学校の場合)

「B・B・B」であれば「3」を基本としつつ、「A・A・A」であれば「4」または「5」、

「C・C・C」であれば「2」または「1」とするのが適当

〔【参考】「参考資料」p. 18〕

4. 観点別学習状況の評価について

資質・能力のバランスのとれた学習評価を行っていくためには、指導と評価の一体化を図る中で、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作等といった多様な活動を評価の対象とし、ペーパーテストの結果にとどまらない、多面的・多角的な評価を行っていくことが必要です。

(1) 「知識・技能」の評価について

各教科等における学習の過程をととした知識及び技能の習得状況について評価を行うとともに、それらを既存の知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、他の学習や生活の場面でも活用できる程度に概念等を理解したり、技能を習得したりしているかについても評価します。

<具体的な評価の方法>

ペーパーテストにおいても、事実的な知識の習得を問う問題と、知識の概念的な理解を問う問題とのバランスに配慮するなどの工夫改善を図ることが必要です。また、授業で児童生徒が文章による説明をしたり、各教科等の特質に応じて観察・実験をしたり、式やグラフで表現したりするなどの知識や技能を用いる場面を設けるようにします。

(2) 「思考・判断・表現」の評価について

各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決する等のために必要な思考力、判断力、表現力等を身につけているかを評価します。

<具体的な評価の方法>

ペーパーテストのみならず、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作や表現などの多様な活動を取り入れたり、ポートフォリオを活用したりするなどの工夫をします。

(3) 「主体的に学習に取り組む態度」の評価について

<評価における留意点>

従来から重視されてきた各教科等の学習内容に関心をもつことのみならず、よりよく学ぼうとする意欲をもって学習に取り組む態度を評価するという趣旨があらためて強調されています。

「学びに向かう力、人間性等」には、次のア、イの部分があることに留意が必要です。

ア 「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分

イ 観点別学習状況の評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価を通じて見取る部分（観点別学習状況の評価の対象外）

※イの内容については、学習の意義や価値を実感できるよう、日々の教育活動の中で児童生徒に伝えることが重要です。特に、「感性や思いやり」など児童生徒のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し児童生徒に伝えることが重要です。

知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身につけたりするために、自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど自らの学習を調整しながら、学ぼうとしているかどうかという意思的な側面を評価することが重要です。

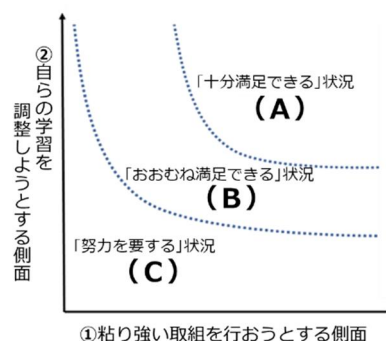
＜「主体的に学習に取り組む態度」の評価のイメージ＞

○次の①②の二つの側面から評価することが求められています。

① 知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組を行おうとする側面

② ①の粘り強い取組を行う中で、自らの学習を調整しようとする側面

○これら①②の姿は実際の教科等の学びの中では別々ではなく相互に関わり合いながら立ち現れるものと考えられます。例えば、自らの学習を全く調整しようとせず粘り強く取り組み続ける姿や、粘り強さが全くない中で自らの学習を調整する姿は一般的ではありません。



＜具体的な評価の方法＞

- ・ノートやレポート等における記述、授業中の発言、教師による行動観察
- ・児童生徒による自己評価や相互評価等の状況を教師が評価を行う際に考慮する材料の一つとして用いる。

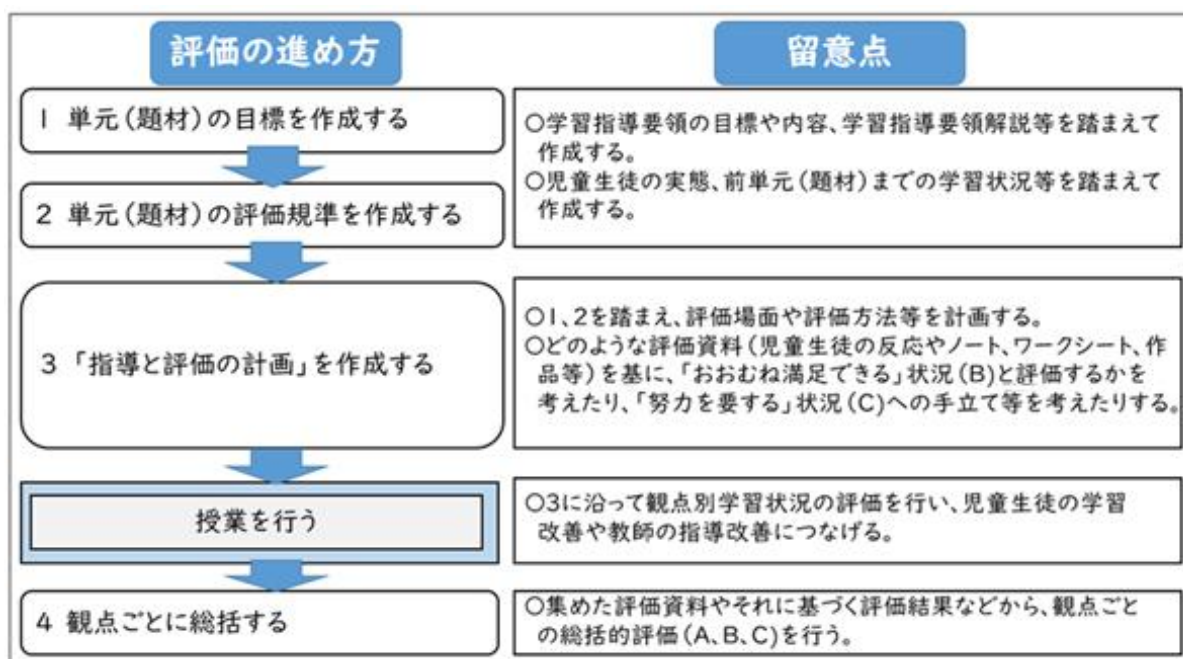
※「主体的に学習に取り組む態度」の評価は、単に継続的な行動や積極的な発言を行うなど、性格や行動面の傾向を評価するというものではありません。

＜「主体的に学習に取り組む態度」の評価方法として適さないと考えられる例＞

- ・授業中の挙手の回数
- ・板書を正しくノートに写しているか
- ・忘れ物をしていないか
- ・宿題や課題を期限までに提出したかどうか
- ・「今日の授業は面白かった」「楽しかった」など、学習内容と関連なく書かれた記述

5. 学習評価の進め方について

単元（題材）における学習評価は図のように進めますが、まずは、年間の指導と評価の計画において、本単元（題材）の位置付けを確認する必要があります。



【参考】「参考資料」第3編 第1章「内容のまとまりごとの評価規準」の考え方を踏まえた評価規準の作成をもとに作成

○単元（題材）の目標や評価規準の作成

学習指導要領の目標や内容、学習指導要領解説、観点の趣旨などをふまえて作成します。

※評価規準の作成には、次のものを参考にすることができます。

- ・「参考資料」に示されている、評価規準の作成手順や評価規準(例)
- ・教科書会社が作成している教科書に合わせた評価規準や指導と評価の計画

○「指導と評価の計画」の作成

- ・学習指導のねらいが児童生徒の学習状況として実現されたかについて、評価規準に照らして観察し、毎時間の授業で適宜指導を行うことは、育成をめざす資質・能力を児童生徒に育むためには不可欠です。
- ・そのために、いつ、どのような方法で評価をするのか、具体的に決めておく必要があります。
- ・毎時間児童生徒全員について記録をとり、総括の資料とするために蓄積することは現実的でないことから、児童生徒全員の学習状況を記録に残す場面を精選し、かつ適切に評価するための評価の計画が重要です。
- ・指導と評価の計画では、「指導に生かす評価（学習改善につなげる評価）」の場面と、総括の資料にするために「記録に残す評価」の場面に分けて考えて計画します。
- ・「記録に残す評価」は、その単元（題材）における観点別学習状況を総括する資料にするための評価として記録に残します。「指導に生かす評価（学習改善につなげる評価）」は、「記録に残す評価」として記録に残すまでに、主に「努力を要する」状況と考えられる児童の学習状況を確認し、教師の指導改善や児童生徒の学習改善を図るようにすることが大切です。

○観点ごとの総括、観点別学習状況の評価から評定への総括

- ・観点ごとの記録を総括する時期としては、単元（題材）末、学期末、学年末などの節目が考えられます。観点別学習状況の評価の観点ごとの総括を行う際、観点ごとの記録が複数ある場合は、評価結果のA、B、Cの数を基に総括する場合や、評価結果のA、B、Cを数値に置き換えて総括する場合などが考えられます。
- ・観点別学習状況の評価から評定への総括は、学期末や学年末などに行われることが多く、学年末に評定へ総括する場合には、学期末に総括した評定の結果を基にする場合と、学年末に観点ごとに総括した結果を基にする場合が考えられます。

6. 障がいのある児童生徒の学習評価について

○学習評価に関する基本的な考え方は、障がいのある児童生徒の学習評価についても変わるものではありません。

○障がいのある児童生徒については、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階に応じた指導内容や指導方法の工夫を行い、その評価を適切に行うことが必要です。

○指導内容や指導方法の工夫については、各教科の学習指導要領解説に記載の「指導計画の作成と内容の取扱い」の「指導計画作成上の配慮事項」の「障害のある児童生徒への配慮についての事項」も参考になります。

💡 考えてみよう！

児童生徒が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるための評価の仕方について、アイデアを出し合いましょう。

◎教師は、学習指導要領で定められた資質・能力が、児童生徒に確実に育成されているかを評価します。

⇒学習指導要領の目標・内容に示された、育成を目指す資質・能力を児童生徒に確実に育成することができたか、教師自身の指導の評価ともいえます。

◎その他、学習評価に関わって参考となる Web ページ

文部科学省HP

- ・「改善等通知・別紙一覧」

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/attach/1415195.htm

〔別紙 1〕 小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/attach/1415186.htm

〔別紙 2〕 中学校及び特別支援学校中学部の指導要録に記載する事項等

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/attach/1415198.htm

〔別紙 3〕 高等学校及び特別支援学校高等部の指導要録に記載する事項等

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/attach/1415199.htm



- ・「改善等通知・参考一覧」

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/attach/1415201.htm

〔参考 1〕 「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)」平成31年1月21日

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/gaiyou/1412933.htm

〔参考 2〕 指導要録に関連して文部科学省が発出した主な通知等

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/senseiounen/1414600.htm

〔参考 3〕 指導要録の「参考様式」

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/attach/1415204.htm



- ・「平成 29・30 年改訂の学習指導要領下における学習評価に関する Q & A」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/qa/1421956.htm



独立行政法人教職員支援機構HP

- ・NITS 新学習指導要領編（校内研修シリーズ）

<https://www.nits.go.jp/materials/youryou/>

※文部科学省の教科調査官等による新学習指導要領についての説明動画
小・中学校各教科等、高等学校、「障害のある児童生徒に対する指導と評価」



学力の育成

学習指導要領では、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むにあたっては、以下の3つの柱の育成が偏りなく実現できるようにすることとされています。

- ア 何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）
- イ 理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）
- ウ どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）

1. 三重県の子どもたちの学力・学習状況における現状と課題

（1）調査の概要

①実施日

- ・教科に関する調査（中学校理科以外）
令和7年4月17日（木）（調査基準日）
- ・教科に関する調査（中学校理科）、生徒質問調査
令和7年4月14日（月）～17日（木）のいずれか1日実施
※同じ日に、生徒質問調査、中学校理科の順に実施
- ・児童質問調査
令和7年4月18日（金）～30日（水）のいずれか1日で実施
- ・学校質問調査
令和7年4月1日（火）～17日（木）の期間に各学校が実施

②対象

- ・小学校第6学年および中学校第3学年の全児童生徒
- ・特別支援学校小学部第6学年および中学部第3学年の該当児童生徒

③調査の内容

- ・教科に関する調査（国語、算数・数学、理科）
- ・生活環境や学習環境等に関する質問調査（児童生徒に対する調査（以下「児童生徒質問調査」）とする）および学校に対する調査

（2）教科に関する調査結果の概要

- ・全ての教科で全国平均正答率を下回りました。
- ・中学校数学において、素数の意味や、数の性質について考察する力に、算数では、図形や割合に課題が見られます。

（3）児童生徒質問調査結果の概要

①自己肯定感等に関する状況

- ・「自分には、よいところがある」と回答した割合が年々上昇しており、自己肯定感が高まっています。また、「先生は、あなたのよいところを認めてくれている」と回答した割合も年々上昇し、全国平均より高い状況です。

②学習習慣等に関する状況

- ・小中学生とも、「平日の学習時間」「休日の学習時間」において1時間以上と回答する割合が年々低くなり、全国平均より低い状況が続いています。

2. 三重県の学力向上の取組

（1）みえの学力向上県民運動

三重県および県教育委員会では、平成24年度から学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの学力を育む「みえの学力向上県民運動」を展開しています。子どもたちが学ぶ楽しさ・わかる喜びを実感しながら学び、豊かな未来を創っていく力を身につけていけるよう、次の3つを柱とし、取組を進めています。

- 1 「主体的・協働的に学び行動する意欲」を育てます
- 2 「学びと育ちの環境づくり」を進めます
- 3 「読書をととした学び」を進めます

(2) 全学年での授業改善の推進

- ・課題があった学習内容は、何年生のどの単元で学習するのかを確認
- ・課題につながる学習内容の系統性を確認し、各学年で指導を工夫

(3) 学習内容の定着に向けた取組の推進

- ・課題があった学習内容の学び直しと、その後の同様の問題による定着状況の確認
- ・定着が不十分な児童生徒への個に応じた指導の実施

(4) 学習習慣の確立に向けた取組の推進

- ・学習習慣の確立に向け、子どもたちは「学級活動」や「総合的な学習の時間」等において、自身の生活習慣や学習習慣の長所と課題を把握・分析し、その上で課題の改善に向けた計画を立て、実践、振り返りを行い、互いに認め合いながら自己マネジメント力の向上を図る取組の推進
- ・学習習慣の確立に向け、保護者向けのチラシや動画による周知・啓発
- ・市町教育委員会や三重県PTA連合会と連携し、学校・家庭・地域が一体となった取組の推進

◎全学年での授業改善、学習内容の定着に活用できる主な資料

- ・わかる・できる育成カリキュラム※¹（割合、図形、読む力・伝える力）
- ・S－P表※²
- ・ワークシート集「三重の学－V i v a！！セット」
- ・みえスタディ・チェック関連問題（CBT）

◎学習習慣の確立に活用できる主な資料

- ・家庭学習の習慣化を～やる気を引き出し、自ら学ぶ習慣を身につけるために～（チラシ、動画）
- ・デジタル版生活習慣・読書習慣チェックシート
- ・生活習慣・読書習慣チェックシート

※1 わかる・できる育成カリキュラム

経年課題が見られる「割合」「図形」「読む力・伝える力」について、教員が各学年での学習内容のつながりを意識して授業を展開できるよう、指導のポイント及びワークシートで構成した指導資料を作成し、全小中学校に配付。（平成30年度8月「割合編」「図形編」、令和元年10月「読む力・伝える力編」）

※2 S－P表

学校や学級単位で、縦と横がそれぞれ児童生徒（S：Student）と設問（P：Problem）の正答数の多い順に並べ替えた表の中に、S曲線（点線）とP曲線（実線）を書き入れたものであり、これを活用することにより、平均正答率だけでは把握できない、学校や学級全体の課題の傾向や、個々の児童生徒が理解していない可能性が高い設問を見つけ出すことができます。

◎学力向上に係る資料・教材等の配信

「みえの学力向上県民運動HP」県教育委員会

<https://www.mie-c.ed.jp/kenminundou/>

【「先生のページ」掲載内容】

- ・「三重の学－V i v a！！セット」等、各種ワークシート
- ・教師用指導資料「育成カリキュラムたしかめプリント」
- ・「効果的な少人数指導推進ガイドブック」
- ・「S－P表・関連問題の説明資料」等



総合的な学習（探究）の時間

「総合的な学習の時間」は、学習指導要領の理念である「生きる力」を育むために、教科の枠を超えた横断的・総合的な学習が実施できる時間として、平成11年に創設されました。高等学校においては、令和元年度から名称を「総合的な探究の時間」に変更し、実施されています。

※ 「総合的な学習の時間」を中心に紹介していますが、「総合的な探究の時間」もおおむね同趣旨であり、「総合的な探究の時間」の特質や取り扱いについては、「4.『総合的な探究の時間』について」にまとめています。

※ 総合的な学習の時間の詳細については、「小学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編」（以下（小）とする）、「中学校学習指導要領解説 総合的な学習の時間編」（以下（中）とする）を、総合的な探究の時間の詳細については、「高等学校学習指導要領解説 総合的な探究の時間編」（以下（高）とする）を適宜参照してください。

1. 「総合的な学習（探究）の時間」の目標

第1 目標

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

〔【引用】「解説」（小）p. 8、（中）p. 8〕

「総合的な学習（探究）の時間」の目標は、大きく分けて二つの要素で構成されています。

一つは、総合的な学習の時間に固有な見方・考え方を働かせて、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成するという、総合的な学習の時間の特質をふまえた学習過程の在り方です。なお、高等学校における「総合的な探究の時間」については、「探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を次の通り育成することを目指す（下線は本書編集者による）」となっています。課題を解決することで、自己の在り方を考えていくのが「総合的な学習の時間」の学びですが、「総合的な探究の時間」では、自己の在り方生き方と一体的で不可分な課題を自ら発見し、解決していく学びを展開しています。課題設定の段階から、自身と課題との関係、実社会や実生活と課題との関係をはっきりさせることが大切です。

もう一つは、総合的な学習（探究）の時間を通して育成することを目指す資質・能力についてです。育成することを目指す資質・能力は、他教科等と同様に、(1)では総合的な学習（探究）の時間において育成を目指す「知識及び技能」を、(2)では「思考力、判断力、表現力等」を、(3)では「学びに向かう力、人間性等」を示しています。

各学校では、上記の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標や内容を適切に定めて、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する必要があります。

〔【引用・参考】「解説」（小）p. 8、（中）p. 8、（高）pp. 8-15〕

2. 「総合的な学習（探究）の時間」の内容

内容は、各学校が、「第1 目標」の趣旨をふまえ、地域や学校、児童生徒の実態に応じ、創意工夫を生かして定めることが期待されています。平成29・30年の改訂において、総合的な学習（探究）の時間については、内容の設定に際し、「目標を実現するにふさわしい探究課題」と「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」の二つを定める必要があるとされました。

「目標を実現するにふさわしい探究課題」については、小学校は、「現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題」、「地域や学校の特色に応じた課題」、「児童生徒の興味・関心に基づく課題」の三つが、中学校・高等学校は、小学校の三つに加え、「職業や自己の将来に関する課題」を加えた四つが、参考として挙げられています。次に挙げる表は、中学校における探究課題の例を示したものです。

○「総合的な学習の時間（中学校）」における探究課題の例

四つの課題	探究課題の例
横断的・総合的な課題（現代的な諸課題）	地域に暮らす外国人とその人たちが大切にしている文化や価値観（国際理解）
	情報化の進展とそれに伴う日常生活や消費行動の変化（情報）
	地域の自然環境とそこに起きている環境問題（環境）
	身の回りの高齢者とその暮らしを支援する仕組みや人々（福祉）
	毎日の健康な生活とストレスのある社会（健康）
	自分たちの消費生活と資源やエネルギーの問題（資源エネルギー）
	安心・安全な町づくりへの地域の取組と支援する人々（安全）
	食をめぐる問題とそれに関わる地域の農業や生産者（食）
	科学技術の進歩と社会生活の変化（科学技術）
地域や学校の特色に応じた課題	町づくりや地域活性化のために取り組んでいる人々や組織（町づくり）
	地域の伝統や文化とその継承に力を注ぐ人々（伝統文化）
	商店街の再生に向けて努力する人々と地域社会（地域経済）
	防災のための安全な町づくりとその取組（防災）
生徒の興味・関心に基づく課題	ものづくりの面白さや工夫と生活の発展（ものづくり）
	生命現象の神秘や不思議さと、そのすばらしさ（生命）
職業や自己の将来に関する課題	職業の選択と社会への貢献（職業）
	働くことの意味や働く人の夢や願い（勤労）

〔【引用・参考】「解説」（小） pp. 21-22、73-77、（中） pp. 21-22、69-74、（高） pp. 24-25、86-90〕

3. 「総合的な学習（探究）の時間」の指導のポイント

①【課題の設定】 体験活動などを通して、課題を設定し課題意識をもつ

児童生徒が自ら課題意識を持ち、その意識を連続発展させることが欠かせません。しかし、児童生徒が自ら課題をもつためには、教師はただ待つのではなく、意図的な働きかけを行い、学習対象との関わり方や出会わせ方などを工夫することが大切です。

②【情報の収集】 必要な情報を取り出したり収集したりする

課題意識や設定した課題を基に、児童生徒は、観察、実験、見学、調査、探索、追体験などを行います。問題の解決や探究活動の過程においては、児童生徒が自覚的に課題解決のための情報を収集する学習活動が展開されることが望まれます。

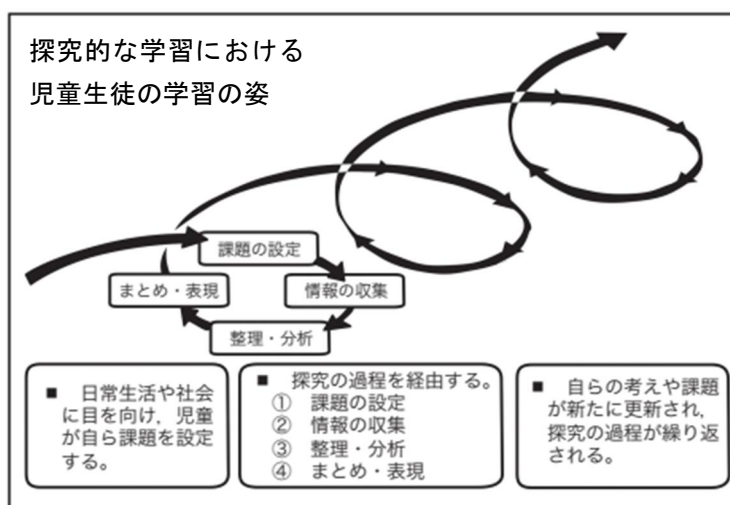
③【整理・分析】 収集した情報を、整理したり分析したりして思考する

多様な方法で収集した情報を、整理したり分析したりして、思考する活動へと高めていきます。収集した情報を種類ごとに分類したり、細分化して因果関係を導き出したり、多面的・多角的な視点で分析したりします。それが思考することであり、そうした学習活動を位置づけることが重要です。

④【まとめ・表現】 気づきや発見、自分の考えなどをまとめ、判断し、表現する

情報の整理・分析を行った後、それを他者に伝えたり、自分自身の考えとしてまとめたりする学習活動を行うことにより、一人ひとりの児童生徒の考えが明らかになったり、課題が一層鮮明になったり、新たな課題が生まれたりしてきます。このことが学習として質的に高まることであり、深まりのある探究活動を実現することにつながります。

〔【参考】「解説」（小） pp. 114-119、（中） pp. 109-115、（高） pp. 123-129〕



〔【引用】「解説」（小） p. 9、（中） p. 9、（高） p. 12〕

なお、これらの学習の過程においては、コンピュータや情報通信ネットワーク等を適切に活用した学習活動が行われるように工夫する必要があります。1人1台端末の環境を活用し、児童生徒自身が、目的に応じて、様々な情報や情報手段を主体的に選択し活用できるように配慮しましょう。

〔【参考】「解説」(小) pp. 51-54、(中) pp. 51-53、(高) pp. 52-54〕

4. 「総合的な探究の時間」について

以下は「総合的な探究の時間」の特質や取り扱いについて述べています。

(1) 「総合的な探究の時間」の特質

「総合的な探究の時間」の特質については、「探究が高度化し、自律的に行われること」「他教科・科目における探究との違いを踏まえること」等の視点が重要となります。

「探究が高度化し、自律的に行われること」について、「探究の過程が高度化する」ということは、①探究において目的と解決の方法に矛盾がない(整合性)、②探究において適切に資質・能力を活用している(効果性)、③焦点化し深く掘り下げて探究している(鋭角性)、④幅広い可能性を視野に入れながら探究している(広角性)などの姿で捉えることができ、「探究が自律的に行われる」ということは、①自分にとって関わりが深い課題になる(自己課題)、②探究の過程を見通しつつ、自分の力で進められる(運用)、③得られた知見を生かして社会に参画しようとする(社会参画)などの姿で捉えることができます。

高等学校においては、「古典探究」等、他教科においても「探究」という名称をもつ科目が設定されていますが、総合的な探究の時間で行われる探究では、①学習の対象や領域が、特定の教科・科目等に留まらず、横断的・総合的であること、②複数の教科・科目等における見方・考え方を総合的・統合的に働かせて探究するという点、③この時間における学習活動が、解決の道筋がすぐには明らかにならない課題や、唯一の正解が存在しない課題に対して、最適解や納得解を見いだすことを重視していることなどが、他教科・科目における探究との違いとなっています。

〔【参考】「解説」(高) pp. 8-10〕

(2) カリキュラム上の取り扱い

「総合的な探究の時間」は、すべての生徒が卒業までに3～6単位履修することが定められています。ただし、以下のような扱いも認められています。

- ・職業教育を主とする専門学科においては、総合的な探究の時間の履修により、農業、工業、商業、水産、家庭若しくは情報の各教科に属する「課題研究」、「看護臨地実習」又は「介護総合演習」(以下「課題研究等」とする)の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができます。また、課題研究等の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、課題研究等の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができます。
- ・理数の「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においても、「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができます。

〔【参考】「学習指導要領」(高) pp. 20-25〕

5. 特別支援学校における取り扱い

小・中・高等部とも小・中・高等学校の学習指導要領に準じますが、小学部において知的障がい者である児童を教育する場合は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、道徳、特別活動並びに自立活動によって教育課程を編成するものとします。

〔【参考】「学習指導要領」(特小・中) pp. 42-43、(特高) p. 43〕

💡 考えてみよう！

総合的な学習(探究)の時間の授業をするにあたり、児童生徒が自ら課題をもつために、意図的な働きかけをどのように行うか話し合ってみましょう。

道徳教育

道徳教育は、豊かな心を持ち、人間としての在り方や生き方の自覚を促し、道徳性を育成することをねらいとする教育活動であり、社会の変化に主体的に対応して生きていくことができる人間を育成する上で重要な役割をもっています。

1. 道徳教育の意義

○人間としてよりよく生きる一人格の基盤としての道徳性の育成－

道徳教育とは、人間としてよりよく生きたいという願いやよりよい生き方を求め実践する人間の育成をめざし、その基盤となる道徳性を養う教育活動です。

教育が「人格の完成」をめざして行われるものであることを考えれば、すべての教育活動が道徳教育と関係をもつものといえます。

○豊かな関わりと人間としての在り方や生き方の自覚

私たちが人間としての在り方を自覚し、よりよい生き方を求めていくのは、日々の生活におけるさまざまな関わりをとおしてです。その関わりは、道徳との関連において、特に自分自身や人、集団や社会、生命や自然、崇高なもの等が挙げられます。

道徳教育はこのような関わりを深めることをとおして、望ましい道徳性を育成していくことが求められます。

2. 道徳教育の目標

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の（人間としての在り方）生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う。

〔【参考】「学習指導要領」（小）p. 17、（中）p. 19、（高）p. 19、（特小・中）p. 62、（特高）p. 36〕

3. 教育活動全体を通じて行う指導

道徳教育を進めるにあたり、「道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」とする）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること」とされています。

（1）各教科における指導

- ・各教科等の目標や内容について道徳教育にかかわる側面を明確に把握します。
- ・児童生徒が学習に興味・関心を持ち、主体的に取り組む工夫をすることや、相互に学び合う思いやりのある協力的な雰囲気や人間関係をつくるように配慮することが大切です。それらは、各教科等の学習効果を高めるとともに、望ましい道徳性を育てることにつながります。
- ・日常の指導における教師の態度や行動は、児童生徒の道徳性の育成に大きな影響を与え、学級の雰囲気や環境をつくります。教師は、授業内容の指導に力を入れると同時に、道徳教育の目標や内容に示されていることを常に意識して、教育活動に取り組む必要があります。

（2）総合的な学習（探究）の時間における指導

「総合的な学習（探究）の時間」は、児童生徒が横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、現代社会の課題や、生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題、職業や自己の将来にかかわる課題などに取り組み、自己の在り方や生き方を考えていきます。そのため主体的に判断して学習活動を進めたり、粘り強く考え解決しようとしたりする資質や能力、自己の目標を実現しようとしたり、他者と協調して生活しようとしたりする態度を育てていくことになります。

（3）特別活動における指導

- ・日常生活における道徳的実践の指導に力点がかけられます。
- ・学級活動においては、児童生徒による自発的、自治的な活動や、心身ともに健康で安全な生活態度や習慣を形成する活動、現在及び将来の生き方を考える活動等をとおして、望ましい人間関係の形成やよりよい生活づくりに参画すること、心身の健康保持に努め、豊かな人間性や個性の育成を図ること、自己の生き方を見つめ、自己の目標を定めて努力すること等の指導が行われます。

- ・児童会・生徒会活動においては、児童生徒が集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画することで、児童生徒の自発的、自治的な活動を基盤とした道徳的実践力を豊かにすることができます。
- ・学校行事においては、学校生活に秩序と変化を与え、社会体験や自然体験等の学校生活の充実と発展に資する体験的な活動をとおして、思いやりの心、勤労や奉仕の精神、心身の健康、協力、責任、公德心等に関わる道徳性の育成を図ることができます。

(4) その他の教育活動における指導

- ・朝や帰りの学級の時間、休憩、給食、清掃、部活動等の授業以外の時間は、自主的、自発的な活動を行い、協力する心や責任感、やりぬく心、公共心、公德心等を育て、集団の一員としての自覚を深めたり、児童生徒相互及び児童生徒と教師との人間関係を深めたりできる時間でもあり、道徳性の育成にとって大きな役割を果たします。
- ・授業以外の教育活動の場も、道徳教育の視点から、児童生徒自らが成長を実感でき、新たな課題や目標を見つけられるよう道徳教育推進教師の助言により指導を工夫して取り組むことが必要です。

4. 特別の教科 道徳（小中学校等）（以下「道徳科」とする）

平成 23 年 10 月、大津市立の中学校に通う男子生徒が自殺する事件、また平成 24 年 7 月 4 日新聞各紙で、公表されなかったいじめの具体的な内容等に関する報道がなされたことにより、市教委が適切な対応を怠ったことが社会問題化されました。

上記の事案をふまえ、平成 25 年第 2 回教育再生実行会議で、いじめ問題の対応について討議がなされ、子どもが命の尊さを知り、人間性・社会性を育むよう、道徳を新たな枠組みによって教科化し、人間性に深く迫る教育を行うよう、提言がなされました。それを受けて小中学校では、平成 27 年 3 月に学習指導要領等の一部改正を行い、「特別の教科 道徳」を新たに位置づけました。これまでの道徳教育の指導方法から、答えが一つでない道徳的な課題に対して、一人ひとりの児童生徒が発達の段階に応じ、自分自身の問題と捉えて向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」への転換を図りました。

(1) 道徳科の目標

道徳科がめざすものは、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の目標と同様によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことです。その中で、道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう、計画的、発展的な指導を行うことが重要です。

道徳科においては、学校の全教育活動を通じて行う道徳教育の目標に基づき、道徳科以外における道徳教育と密接な関連を図りながら、以下のようなことを目標としています。

道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己（人間として）の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力^{※1}、心情^{※2}、実践意欲^{※3}と態度^{※4}を育てる。

〔【参考】「学習指導要領」（小）p.165、（中）p.154〕

※1 道徳的判断力・・・それぞれの場面で善悪を判断する能力

※2 道徳的心情・・・道徳的価値の大切さを感じ取り、善を行うことを喜び、悪を憎む感情

※3 道徳的实践意欲・・・道徳的判断力や道徳的心情を基盤とし、道徳的価値を実現しようとする意志の働き

※4 道徳的態度・・・道徳的判断力や道徳的心情に裏付けられた具体的な道徳的行為への身構え

道徳的諸様相（道徳的な判断力、心情、実践意欲、態度）には、特に序列や段階があるということではない。一人一人の児童生徒が道徳的価値を自覚し、自己の生き方についての考えを深め、日常生活や今後出会うであろう様々な場面や状況において、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質を意味している。

〔【参考】「学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」（小）p.20、（中）p.18〕

(2) 道徳科の内容

道徳科の内容は、以下の各項目（以下「内容項目」とする）です（全 22 項目）。

【小学校】

A 主として自分自身に関すること

「善悪の判断、自律、自由と責任」「正直、誠実」「節度、節制」「個性の伸長」
「希望と勇気、努力と強い意志」「真理の探究」

B 主として人との関わりに関すること

「親切、思いやり」「感謝」「礼儀」「友情、信頼」「相互理解、寛容」

C 主として集団や社会との関わりに関すること

「規則の尊重」「公正、公平、社会正義」「勤労、公共の精神」「家族愛、家庭生活の充実」
「よりよい学校生活、集団生活の充実」「伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度」
「国際理解、国際親善」

D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

「生命の尊さ」「自然愛護」「感動、畏敬の念」「よりよく生きる喜び」

【中学校】

A 主として自分自身に関すること

「自主、自律、自由と責任」「節度、節制」「向上心、個性の伸長」
「希望と勇気、克己と強い意志」「真理の探究、創造」

B 主として人との関わりに関すること

「思いやり、感謝」「礼儀」「友情、信頼」「相互理解、寛容」

C 主として集団や社会との関わりに関すること

「遵法精神、公德心」「公正、公平、社会正義」「社会参画、公共の精神」「勤労」
「家族愛、家庭生活の充実」「よりよい学校生活、集団生活の充実」
「郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度」「我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度」
「国際理解、国際貢献」

D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

「生命の尊さ」「自然愛護」「感動、畏敬の念」「よりよく生きる喜び」

これらの内容項目は、関連的、発展的に捉え、年間指導計画の作成や指導に際して重点的な扱いを工夫することで、その効果を高めることができます。

〔【参考】「学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」（小）p. 26、（中）p. 25〕

(3) 道徳科の指導

①道徳科においては、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な連携を図りながら、年間指導計画に基づき、児童生徒や学級の実態に即して、人間味あふれる適切な指導を展開していきましょう。そのため、次の点に心がけましょう。

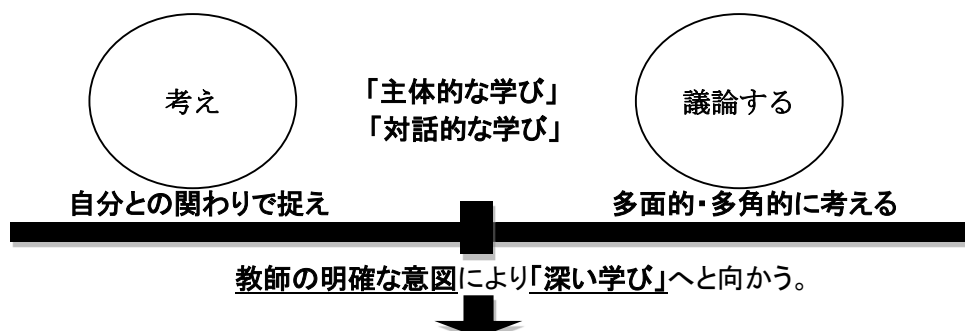
- ・ 道徳科の特質を理解しましょう。
- ・ 信頼関係や温かい人間関係を基盤に置きましょう。
- ・ 児童生徒が自己への問いかけを深め、未来に夢や希望をもてるようにしましょう。
- ・ 児童生徒の発達段階や個に応じた指導方法を工夫しましょう。
- ・ 道徳科が道徳的価値の自覚を深める要となるよう工夫しましょう。
（体験活動を生かすなど多様な指導方法の工夫、他の教育活動との連携を図る工夫）
- ・ 児童生徒と共に考え、悩み・感動を共有し学び合うという姿勢をもちましょう。

②これまでの道徳の時間の授業の課題として、指導が以下のようなものに終始限定されてしまう傾向があったということが指摘されています。

- ・ 主題やねらいの設定が不十分な単なる生活体験の話し合いに終始する指導
- ・ 読み物教材の登場人物の心情理解のみに終始する指導
- ・ 望ましいとわかっていることを言わせたり書かせたりすることに終始する指導

③これからの道徳科の授業は、答えが一つでない道徳的な課題を一人ひとりの児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「**考え、議論する道徳**」の実現が重要です。道徳科の授業においても、他教科と同様「**主体的・対話的で深い学び**」の実現が求められます。また、授業において、児童生徒に深く考えさせたい内容項目及び内容項目が含まれる道徳的価値に留意する必要があります。

「道徳科における主体的・対話的で深い学び」



様々な場面、状況において、道徳的価値を実現するための問題状況を把握し、適切な行為を主体的に選択し、実践できるような資質・能力を育てる学習とする。

〔【引用】NITS 校内研修シリーズ No23 「道徳科の授業の充実を図るために」 浅見 哲也

(独立行政法人教職員支援機構HP) <https://www.nits.go.jp/materials/intramural/023.html>〕

④深い学びにつながる指導方法の例として、以下のものが挙げられます。

・読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習

教材の登場人物の判断と心情を自分との関わりにおいて多面的・多角的に考えることを通し、道徳的価値の理解を深めること

・問題解決的な学習

児童生徒の考えの根拠を問う発問や、問題場面を自分に当てはめて考えてみることを促す発問などを通じて、問題場面における道徳的価値の意味を考えさせること

・道徳的行為に関する体験的な学習

疑似体験的な活動（役割演技など）を通して、実際の問題場面を実感を伴って理解することで、様々な問題や課題を主体的に解決するために必要な資質・能力を養うこと

〔【引用】NITS 校内研修シリーズ No23 「道徳科の授業の充実を図るために」 浅見 哲也〕

（４）道徳科の教材に求められる内容の観点

○道徳科の指導を行うにあたっては「主たる教材」として教科書を使用しなければならないのは言うまでもありません。

○道徳教育の特性から、各地域に根ざした地域教材など、多様な教材を併せて活用することが重要となります。

・さまざまな題材で郷土の特色が生かせる教材は、児童生徒にとって特に身近なものに感じられ、教材に親しみながら、ねらいとする道徳的価値について考えを深めることができるので、地域教材の開発や活用に努めましょう。

・ほかにも、例えば、古典、随想、民話、詩歌などの教材、実話、写真、劇、紙芝居などの多彩な形式の教材など、多様なものが考えられます。

○道徳科に用いられる教材の具備する要件は以下のとおりです。

・児童生徒の発達の段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであること。

・人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、児童生徒が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること。

・多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること。

〔【引用】「学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」（小）pp.104-106、（中）pp.106-108〕

（５）国や県が作成している参考となる資料の活用

○「私たちの道徳」文部科学省作成

学習指導要領に定める道徳の内容をわかりやすく表し、学校・家庭・地域において、道徳的価値について活用することをねらいとした児童生徒用の道徳教育の教材。

なお、平成28年度用「私たちの道徳」からは、平成27年3月27日の学習指導要領一部改正等をふまえ、各冊子の巻末に、学習指導要領に新たに加わった内容項目や問題解決的な学習、現代的な課題に関する教材の追加等を行っています。

○「読み物資料集」文部科学省作成

学習指導要領をふまえ、新設された内容項目、指導内容の重点項目及び情報モラルなどに関する読み物資料及び活用例が掲載されています。また、授業映像等の実践例も見ることができます。

○「三重県 心のノート」県教育委員会作成

郷土教育用教材「三重の文化」の題材を基にした道徳教材を作成し、各小中学校等に配付するとともに県HPに掲載しています。

○「道徳科の指導資料集」県教育委員会作成

- ・学習指導要領に基づいた道徳科の目標等の解説
- ・県内の実践等をもとにした学習指導案の例

◎確認してみましょう！

「道徳教育アーカイブ」(文部科学省HP)

<https://doutoku.mext.go.jp/>

「三重県心のノート」(県教育委員会HP)

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/04/ci600002322.htm>

「道徳科の指導資料集」(県教育委員会HP)

<https://www.pref.mie.lg.jp/GAKOKYO/HP/m0205100063.htm>



5. 高等学校における道徳教育

(1) 道徳教育の全体計画

高等学校においては、小・中学校における「特別の教科 道徳」の学習等を通じた道徳的諸価値の理解を基にしながら、さまざまな体験や思索の機会等をととして、人間としての在り方生き方についての考えを深めていくことが求められます。指導にあたっては、人間としての在り方生き方について多面的・多角的に考察し、生徒が自ら考え、自覚を深められるようにすることが必要となります。

道徳教育の全体計画の作成に当たっては、生徒や学校の実態に応じ、指導の方針や重点を明らかにして、各教科・科目等との関係を明らかにすること。その際、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮すること。

〔【引用】「高等学校学習指導要領解説 総則編」p.178〕

(2) 「公共」について

「公共」は公民科の必修科目です。人間と社会の在り方についての見方・考え方を働かせ、現代の諸課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を次のとおり育成することをめざします。

- ① 現代の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論について理解するとともに、諸資料から、倫理的主体などとして活動するために必要となる情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- ② 現実社会の諸課題の解決に向けて、選択・判断の手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理を活用して、事実を基に多面的・多角的に考察し公正に判断する力や、合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論する力を養う。
- ③ よりよい社会の実現を視野に、現代の諸課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される、現代社会に生きる人間としての在り方生き方についての自覚や、公共的な空間に生き国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことの大切さについての自覚などを深める。

〔【引用】「高等学校学習指導要領解説 公民編」pp.30-33〕

💡 考えてみよう！

担当する児童生徒の道徳性を養うために、教育活動全体をととして行っている取組について話し合ってみましょう。

特別活動

特別活動とは、さまざまな集団活動をととして、課題の発見や解決を行い、よりよい集団や学校生活をめざして行われる活動の総体です。また、身近な社会である学校において各教科等で育成した資質・能力について、実践的な活動を通して、社会生活に生きて働く汎用的な力として育成する教育活動でもあります。特別活動は、全教育活動をととして行われる人間形成の統合的な時間として教育課程に位置づけられています。

1. 特別活動の目標

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
(小中学校等)
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己(人間として)の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。
(高等学校)
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、主体的に集団や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

※特別支援学校は、小・中・高等学校の目標に準じます。

○学習指導要領における目標のポイント

- ① 合意形成、意思決定という学習過程を大事にします。
- ② 社会参画、人間関係形成、自己実現という3つの視点を基盤に取り組みます。
 - ・社会参画 : よりよい学級・学校生活づくりなど、集団や社会に参画し様々な問題を主体的に解決しようとするという視点
 - ・人間関係形成 : 集団の中で、人間関係を自主的、実践的によりよいものへと形成するという視点
 - ・自己実現 : 集団の中で、現在及び将来の自己の生活の課題を発見し、よりよく改善しようとする視点

【参考】「学習指導要領解説 特別活動編」(小) pp. 11-13、(中) pp. 11-13、(高) pp. 11-13、「学習指導要領解説 各教科等編」(特小・中) pp. 548-549、「学習指導要領解説 総則等編」(特高) pp. 286-288

2. 特別活動の内容

特別活動には、学級(ホームルーム)活動、児童会(生徒会)活動、クラブ活動(小学校等)、学校行事があります。

学級(ホームルーム)活動	共に生活や学習に取り組む同年齢の児童(生徒)で構成される集団である「学級(ホームルーム)」において行われる活動である。
児童会活動(小学校等)	学校全体の生活を共に楽しく豊かにするために学校の全児童をもって組織する異年齢集団の児童会による自発的、自治的な活動である。
生徒会活動(中・高等学校)	全校の生徒をもって組織する生徒会において、学校における自分たちの生活の充実・発展や学校生活の改善・向上を目指すために、生徒の立場から自発的、自治的に行われる活動である。
クラブ活動(小学校等)	主として第4学年以上の児童で組織される学年や学級が異なる同好の児童の集団によって行われる活動である。
学校行事	全校又は学年(又はそれらに準ずる集団)という大きな集団を単位として行われる活動である。 儀式的行事 文化的行事 健康安全・体育的行事 遠足・集団宿泊的行事(旅行・集団宿泊的行事) 勤労生産・奉仕的行事

3. 指導における留意事項

- (1) 特別活動は、学校教育全体をとおして行うキャリア教育の要としても位置づけられています。小学校、中学校、高等学校のつながりを考慮しながら、学級（ホームルーム）活動を行います。

※本書「キャリア教育」を参照。

- (2) 特別活動は、各教科等で育成した資質・能力を、集団や自己の課題の解決に向けた実践の中で活用することにより、実生活で活用できるものにする役割を果たすものです。各教科等の指導との関連を図り、児童生徒の自主的、実践的な活動が助長されるようにする必要があります。
- (3) 学級（ホームルーム）活動における児童生徒の自発的、自治的な活動を中心として、学級（ホームルーム）経営の充実を図ります。その際、特に、いじめの未然防止等を含めた生徒指導との関連を図るようにします。

【参考】「学習指導要領解説 特別活動編」（小） pp. 58-60、pp. 140-142、p. 145、
（中） pp. 57-59、pp. 117-118、pp. 121-122、（高） pp. 52-54、pp. 108-109、pp. 111-112

【コラム】高等学校における特別活動の評価について

従前、高等学校等における特別活動において行った生徒の活動の状況については、主な事実及び所見を文章で記述することとされてきたところ、文章記述を改め、各学校が設定した観点を記入した上で、活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入することとしています。

評価の観点については、特別活動の特質と学校の創意工夫を生かすということから、設置者ではなく、各学校が評価の観点を定めることとしています。その際、学習指導要領等に示す特別活動の目標や学校として重点化した内容を踏まえ、例えば以下のように、具体的に観点を示すことが考えられます。

特別活動の記録						
内容	観点	学年	1	2	3	4
ホームルーム活動	よりよい生活や社会を構築するための知識・技能		○		○	
生徒会活動	集団や社会の形成者としての思考・判断・表現			○		
学校行事	主体的に生活や社会,人間関係をよりよく構築しようとする態度			○	○	

高等学校生徒指導要録(参考様式)様式2の記入例 (3年生の例)

各学校で定めた観点を記入した上で、内容ごとに、十分満足できる状況にあると判断される場合に、○印を記入します。
○印をつけた具体的な活動の状況等については、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に簡潔に記述することで、評価の根拠を記録に残すことができます。

なお、特別活動は、ホームルーム担任以外の教師が指導することも多いことから、評価体制を確立し、共通理解を図って、生徒のよさや可能性を多面的・総合的に評価するとともに、指導の改善に生かすことが求められます。

【引用】「学習評価の在り方ハンドブック(高等学校編)」文部科学省
https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/gakushuhyouka_R010613-02.pdf

💡 考えてみよう！

学校行事をとおして、児童生徒にどのような資質・能力を身につけさせたいか話し合ってみましょう。また、教職員の役割についても話し合ってみましょう。

生徒指導

生徒指導の実践に際し、教員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として、小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等を、時代の変化に即して網羅的にまとめたものが「生徒指導提要」です。

「生徒指導提要」は、令和4年12月に改訂され、第Ⅰ部で「生徒指導の基本的な進め方」として生徒指導の意義や生徒指導の構造、教育課程との関係、生徒指導を支える組織体制について整理した上で、第Ⅱ部において、「個別の課題に対する生徒指導」として、関連法規や対応の基本方針に照らしながら、未然防止や早期発見・対応といった観点から、指導にあたっての基本的な考え方や留意すべき事項等について示されています。

1. 生徒指導の定義

「生徒指導提要」では、生徒指導の定義について以下のとおりとしています。

生徒指導の定義

生徒指導とは、児童生徒が社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

【引用】「生徒指導提要」（令和4年12月）p.12 文部科学省

https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf

生徒指導は、児童生徒が自身を個性的存在として認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気づき、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付けることを支える働き（機能）です。したがって、生徒指導は学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つものと言えます。

2. 生徒指導の目的

生徒指導の目的については、以下のように記載されています。

生徒指導の目的

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

【引用】「生徒指導提要」（令和4年12月）p.13 文部科学省

生徒指導において発達を支えるとは、児童生徒の心理面の発達のみならず、学習面、社会面、進路面、健康面の発達を含む包括的なものです。

また、生徒指導の目的を達成するためには、児童生徒が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力、すなわち、「自己指導能力」を獲得することがめざされます。

3. 生徒指導の構造

改訂された「生徒指導提要」では、生徒指導の構造について整理されています。特に、課題予防、早期対応といった課題に着目した側面のみならず、学校教育目標の実現に向けて児童生徒の発達を支えるような生徒指導の在り方や考え方について説明を加えています。

1.2.1 2軸3類4層構造

生徒指導は、児童生徒の課題への対応を時間軸や対象、課題性の高低という観点から類別することで、構造化することができます。生徒指導の分類を示すと、図1のようになります。

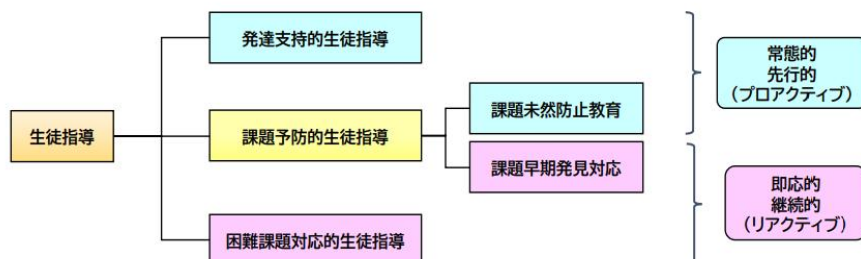


図1 生徒指導の分類

（1）生徒指導の2軸

児童生徒の課題への対応の時間軸に着目すると、図1の右端のように2分されます。

①常態的・先行的（プロアクティブ）生徒指導

日常の生徒指導を基盤とする発達支持的生徒指導（→1.2.2発達支持的生徒指導）と組織的・計画的な課題未然防止教育（→1.2.3課題予防的生徒指導：課題未然防止教育）は、積極的な先手型の常態的・先行的（プロアクティブ）生徒指導と言えます。

②即応的・継続的（リアクティブ）生徒指導

課題の予兆的段階や初期状態における指導・援助を行う課題早期発見対応（→1.2.4課題予防的生徒指導：課題早期発見対応）と、深刻な課題への切れ目のない指導・援助を行う困難課題対応的生徒指導（1.2.5困難課題対応的生徒指導）は、事後対応型の即応的・継続的（リアクティブ）生徒指導と言えます。

（2）生徒指導の3類

生徒指導の課題性（「高い」・「低い」）と課題への対応の種類から分類すると、図1のように以下の3類になります。

①発達支持的生徒指導：全ての児童生徒の発達を支えます。

②課題予防的生徒指導：全ての児童生徒を対象とした課題の未然防止教育と、課題の前兆行動が見られる一部の児童生徒を対象とした課題の早期発見と対応を含みます。

③困難課題対応的生徒指導：深刻な課題を抱えている特定の児童生徒への指導・援助を行います。

（3）生徒指導の4層

図2は、図1の2軸3類に加えて、生徒指導の対象となる児童生徒の範囲から、全ての児童生徒を対象とした第1層「発達支持的生徒指導」と第2層「課題予防的生徒指導：課題未然防止教育」、一部の児童生徒を対象とした第3層「課題予防的生徒指導：課題早期発見対応」、そして、特定の生徒を対象とした第4層「困難課題対応的生徒指導」の4層から成る生徒指導の重層的支援構造を示したものです。

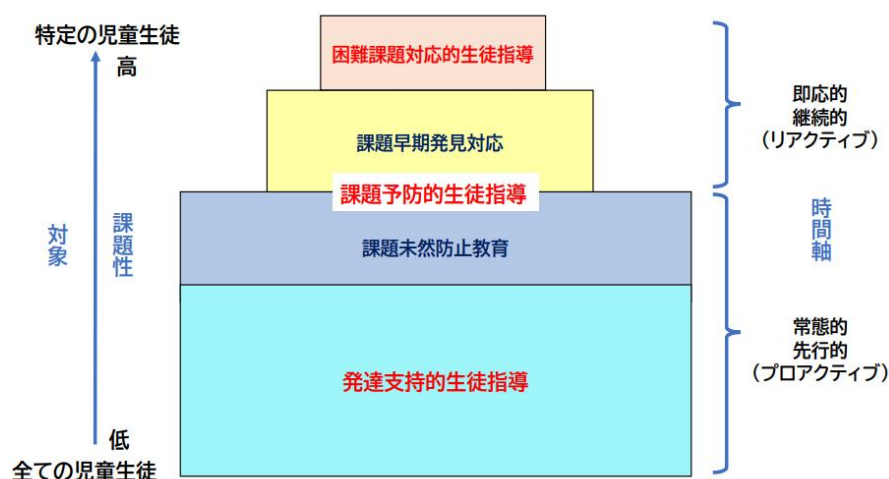


図2 生徒指導の重層的支援構造

1.2.2 発達支持的生徒指導

発達支持的生徒指導は、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものです。発達支持的というのは、児童生徒に向き合う際の基本的な立ち位置を示しています。すなわち、あくまでも児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことが尊重され、その発達過程を学校や教職員がいかに支えていくかという視点に立っています。すなわち、教職員は、児童生徒の「個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支える」ように働きかけます。

発達支持的生徒指導では、日々の教職員の児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び、授業や行事等を通じた個と集団への働きかけが大切になります。（以下中略）

1.2.3 課題予防的生徒指導：課題未然防止教育

課題予防的生徒指導は、課題未然防止教育と課題早期発見対応から構成されます。課題未然防止教育は、全ての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラムの実施です。

具体的には、いじめ防止教育、SOSの出し方教育を含む自殺予防教育、薬物乱用防止教育、情報モラル教育、非行防止教室等が該当します。（中略）

1.2.4 課題予防的生徒指導：課題早期発見対応

課題早期発見対応では、課題の予兆行動が見られたり、問題行動のリスクが高まったりするなど、気になる一部の児童生徒を対象に、深刻な問題に発展しないように、初期の段階で諸課題を発見し、対応します。例えば、ある時期に成績が急落する、遅刻・早退・欠席が増える、身だしなみに変化が生じたりする児童生徒に対して、いじめや不登校、自殺などの深刻な事態に至らないように、早期に教育相談や家庭訪問などを行い、実態に応じて迅速に対応します。（中略）

1.2.5 困難課題対応的生徒指導

いじめ、不登校、少年非行、児童虐待など特別な指導・援助を必要とする特定の児童生徒を対象に、校内の教職員（教員、SC、SSW等）だけでなく、校外の教育委員会等（小中高等学校又は特別支援学校を設置する国公立大学法人、学校法人、大学を設置する地方公共団体の長及び学校設置会社を含む。）、警察、病院、児童相談所、NPO等の関係機関との連携・協働による課題対応を行うのが、困難課題対応的生徒指導です。困難課題対応的生徒指導においては、学級・ホームルーム担任による個別の支援や学校単独では対応が困難な場合に、生徒指導主事や教育相談コーディネーターを中心にした校内連携型支援チームを編成したり、校外の専門家を有する関係機関と連携・協働したネットワーク型支援チームを編成したりして対応します。

〔【引用】「生徒指導提要」（令和4年12月）pp.17-22 文部科学省〕

4. 生徒指導提要の内容

令和4年12月の改訂では、課題予防・早期対応といった課題対応の側面のみならず、児童生徒の発達を支えるような生徒指導の側面に着目し、その指導の在り方や考え方について説明を加えています。自身の業務の中で、気にかかること、迷うことがあれば、まずは参照してみましょう。



章	章 題
第1章	生徒指導の基礎
第2章	生徒指導と教育課程
第3章	チーム学校による生徒指導体制
第4章	いじめ
第5章	暴力行為
第6章	少年非行
第7章	児童虐待
第8章	自殺
第9章	中途退学
第10章	不登校
第11章	インターネット・携帯電話に関わる問題
第12章	性に関する課題
第13章	多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導

💡 考えてみよう！

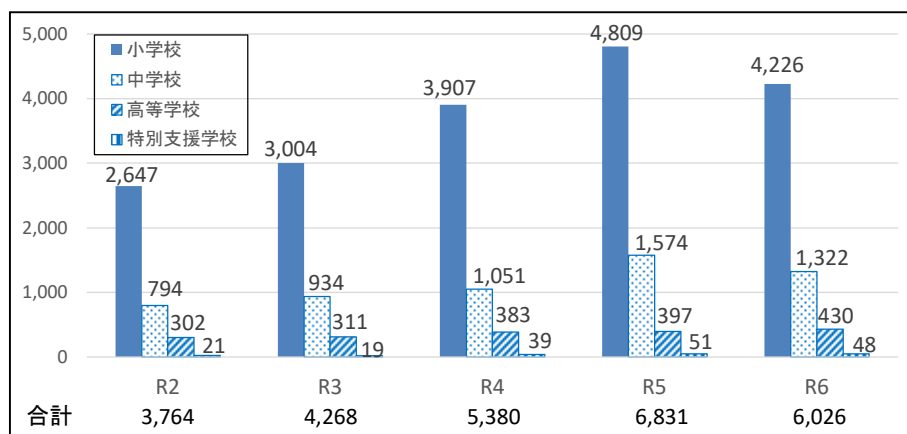
- ・常態的・先行的（プロアクティブ）生徒指導としてどのような声かけや活動が考えられるでしょうか。学校におけるめざす子どもの姿と照らし合わせて考えてみましょう。
- ・クラスや校内の気になる子どもについて、どのような支援が必要か、生徒指導の4層に分けて整理しながら話し合ってみましょう。

子どもを取り巻く教育課題への対応

全ての人の人権が尊重され、誰もが個性や能力を発揮していきいきとした人生を送ることができる共生社会の実現に向けて、一人ひとりが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重することが大切です。いじめや不登校、子どもの自死等、生徒指導上の課題に対応するとともに、子どもたち一人ひとりが自己実現に向けた成長が図れるよう、全ての子どもの学びを保障することが重要です。

1. いじめの問題への対応

【校種別いじめの認知件数】



【参考】「令和6年度『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』結果（三重県）について」（令和7年10月）（県教育委員会HP）

<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0045700150.htm>



三重県は、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めました。その中で、いじめの定義について以下のとおり記されています。

三重県いじめ防止条例

第2条（定義） この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 いじめ 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（二～六 略）

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

【引用】「三重県いじめ防止基本方針」（平成26年1月）（最終改訂令和5年3月31日）（県教育委員会HP）

<https://www.pref.mie.lg.jp/SEISHI/HP/m0206900146.htm>



（１）いじめの問題に対する基本的な認識

- ・ いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こりうる」問題であることを十分認識し、被害者の被害性に着目した積極的な認知が必要です。
- ・ いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるという強い認識をもつことが必要です。
- ・ 児童生徒がいじめを行わない、かついじめを傍観しないよう、いじめの問題を主体的に考え行動することができるよう指導することが必要です。
- ・ いじめは、ひとりの教職員が抱え込まず、学校いじめ対策組織で共有し、学校・家庭・地域住民等が一体となり、早期から組織的にそれぞれの役割や責任を果たしていくことが必要です。
- ・ 「三重県いじめ防止条例」や県および各市町、各学校が策定した「いじめ防止基本方針」に基づき具体的な取組を進めていくことが大切です。

（２）いじめの初期対応 ３つのポイント

○ポイント１

原則として、いじめを発見または情報を得たその日のうちに校長と関係教職員が情報共有し、当面の対応を決定して直ちに取り組みます。

《留意点》

- ① 当面の対応について、速やかな事実確認が難しい場合は、見守りを行うなど、被害を訴える児童生徒の心情に寄り添います。
- ② いじめか否かは、被害を訴える児童生徒の受け止め方により判断するものであり、加害とされる児童生徒がどのような意図で行ったかで判断するものではないことに留意します。
- ③ 児童生徒からの相談や訴えは、直接的にいじめを訴えるのではなく、部活動や進路の変更などの内容である場合があり、踏み込んで確認する必要があります。

○ポイント２

学校がいじめの情報を得たら、速やかに事実確認するとともに、事実確認に時間を要する場合には被害児童生徒や保護者に状況を丁寧に伝え、必要な対応を行います。

《留意点》

- ① 事実関係が曖昧などの理由で担任や顧問だけで対応した結果、対応が遅れてしまうことがあるため、当初から組織的に対応します。
- ② 的確に対応するためには、聴き取り等により正確な事実関係を把握することが重要です。被害児童生徒、加害児童生徒だけでなく、目撃者や関係教職員などから組織的に聴き取り、具体的な対応方針を決定します。
- ③ 事実関係の把握に時間を要して対応が遅れてしまうことのないよう、事実確認の間も被害児童生徒や保護者に寄り添って対応します。

○ポイント３

学校が把握した状況や事実関係、それらをふまえた対応方針について、的確かつ速やかに保護者に説明します。

《留意点》

- ① 保護者への説明は、十分な意思疎通を図るため、また学校の姿勢を示すという意味でも、できるだけ対面で行います。
- ② 被害児童生徒から、保護者に伝えないで欲しいと要望があったとしても、見守り体制を強化する

などして被害児童生徒を全力で守ることを約束のうえ、保護者にも状況を共有することの必要性を被害児童生徒に十分に説明し、理解を得たうえで、保護者に伝えます。学校が把握した事実を包み隠さず説明しないと不信を招く場合があります。

- ③学校は、いつ、誰が、どのように対応する予定か、または対応したかをわかりやすく保護者に伝えるとともに、スクールカウンセラー等の専門人材も積極的に活用し、児童生徒や保護者の心のケアを図ります。

（３）いじめの内容に応じた対応の留意点

○ケース１ SNS上でのいじめの場合

《留意点》

- ①SNS上での誹謗中傷や画像の投稿等は拡散防止のため、加害児童生徒に確実に削除を求めたり、削除要請を行ったりするなど速やかに二次被害防止に努めると同時に、被害側の協力を得てスクリーンショットや接写により証拠を保全します。書き込みの内容により警察にも相談します。
- ②誰に向けたものかわからない書き込み等に対する被害申告であっても、早計に判断せず、被害側の話をよく聴いて調査します。
- ③学校の調査で加害児童生徒を特定できなくても、状況に応じて削除要請や全体指導など、被害側と協議して、できる対応を検討します。

○ケース２ どちらも被害児童生徒であり加害児童生徒である場合

《留意点》

- ①いじめの被害児童生徒と加害児童生徒の関係は一面的でないことも多く、双方から行為に至った経緯や背景を十分に聴き取ります。
- ②必ずしも「被害児童生徒」「加害児童生徒」と区別して整理する必要はなく、双方に必要な対応を検討して行います。
- ③被害加害が区別できなくとも、心身の苦痛を感じていれば「いじめ」であり、双方が苦痛を感じている場合には「双方向のいじめ」として対応します。

○ケース３ 行為の内容や日常の人間関係などからいじめ認知の判断が難しい場合

《留意点》

- ①行為の内容や加害児童生徒の意図に依らず、当該行為により被害児童生徒が心身の苦痛を感じているかどうかで、いじめか否かを判断します。
- ②加害児童生徒が「遊んでいる」、被害児童生徒が「友人関係の一環」と捉えていたとしても、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていると想定しうる場合は、いじめとして認知します。
- ③日常の人間関係の中で、「ふざけ合い」、「じゃれ合い」等が常態化していると、いじめが目の前で行われていても気づかなくなってしまうため、学級や学年全体への生徒指導のあり方を検討します。

○ケース４ 被害側が加害側への聴き取りや対応を拒む場合

《留意点》

- ①被害側が調査を望まない場合には、まず、その理由を把握します。
- ②理由を把握したうえで、見守り体制を強化するなどして被害児童生徒を全力で守ることを約束のうえ、どのような調査を行うことができるか、被害側と協議します。
- ③被害児童生徒と保護者の意向が一致しない場合があるため、保護者だけでなく、調査に対する被害児童生徒の意向を確認する機会を確保します。

○ケース5 重大事態と認定すべき場合

《留意点》

- ①被害児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合は、事実関係の確定を待たずに重大事態と認定し、調査を開始します。
- ②不登校重大事態は、欠席日数が年間 30 日を目安にしていますが、児童生徒の状況に応じて、欠席日数が 30 日を超えるのを待たずに重大事態と認定します。
- ③児童生徒が退学、転学、休学等を申し出た場合には、児童生徒からその理由を丁寧に聴き取るとともに、いじめやいじめの疑いがある場合は、重大事態に該当する可能性があるため、直ちに学校の設置者に報告します。
- ④被害児童生徒や保護者には、学校の対応について丁寧に説明するとともに、スクールカウンセラーによる心のケアなど、十分な心理的支援を行います。

(4) いじめ早期発見のための気づきリスト

以下は県教育委員会が作成した「(改訂版) いじめ早期発見のための気づきリスト(学校用)」です。県教育委員会HPからもダウンロードできます。同じ場所に保護者用の気づきリストも公開されています。

【引用】

「いじめ早期発見のための気づきリスト(学校用)」

※「いじめ早期発見のための気づきリスト(保護者用)」もあります。

https://www.pref.mie.lg.jp/SEISHI/HP/m0206900039_00001.htm



【改訂版】いじめ早期発見のための気づきリスト(学校用)

(本気づきリストの活用例)

- ・ 個別面談や長期休業明け、子どもの様子が気になった時に、担任等が子どもの変化を具体的に把握するために使用
- ・ 定期的に子どもの様子を確認し、記録として残すことで兆候を把握

対象児童生徒名: _____
記入日: _____ 年 _____ 月 _____ 日 ()

子どもの様子

【学校生活】

- ☐ 遅刻や早退、欠席が増えた
- ☐ 体調不良を訴えて保健室に行くことが増えた
- ☐ 授業中に寝るなど集中していないことが増えたり、成績が下がったりした
- ☐ 忘れ物をしたり、物を失くすことが増えた
- ☐ 昼食を食べなかったり、残したりしている
- ☐ 部活動を休んだり「やめたい」と言ったり、「進路変更したい」と言ったりする

【友人関係】

- ☐ 一緒に過ごす友人が変わった
- ☐ 休み時間に1人で過ごすことが増えた
- ☐ 周囲の人の様子を気にするようになった

【本人の様子】

- ☐ 落ち込んだり、はしゃいだり、感情の起伏が激しくなった
- ☐ 何かと教職員に寄ってくるようになった
- ☐ 頻りに持ち物が替わるようになった
- ☐ スマートフォンやSNSをひどく気にするようになった
- ☐ 服が汚れていたり、理由のはっきりしないあざや擦り傷があったりする

【その他気になること】

例: 過去に受けた友人からの嫌な言葉や行為を思い出し、心身の不調を訴えるようになった。など

[]

子どもの様子が気になったら

1. 学校内で共有し、様々な立場の教職員が本人の様子を丁寧に観察する。
2. 本人の様子を保護者に伝え、家庭でも見守りを依頼して状況を共有する。
3. 本人との面談を行い、悩みや不安、いじめについて聞き取って確認する。
4. 本人との信頼関係保持に配慮しつつ、面談の様子について保護者と共有する。
5. 面談等でいじめの被害申告があったり、いじめの情報を得たりした場合には、原則として、その日のうちに校長と関係教職員が情報共有し、当面の対応を決定して直ちに取り組む。

※なお、本リストは、虐待や抑うつ状態の兆候とも重複する可能性があります。

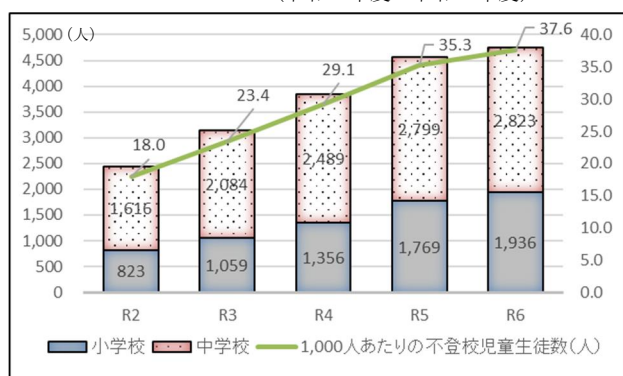
2. 不登校児童生徒への支援

(1) 留意すべき基本的事項

- ・ 不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないように配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要です。
- ・ 児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意することが必要です。
- ・ 不登校は、児童生徒自身が自己肯定をしにくい状態であること、学びにくい状態であることをふまえて、保護者とともに支援していくことが必要です。
- ・ 自己肯定感を育む取組や誰もが安心して過ごすことのできる環境づくりなど、魅力ある学校づくりをめざすことで、不登校の未然防止につながります。
- ・ 不登校となる前兆を見逃さないよう、常日頃から児童生徒の様子や変化を観察することが大切です。
- ・ 変化に気づいたときは、速やかに教職員間で情報共有するなどして、ひとりで抱え込まず、組織で適切に支援する必要があります。
- ・ 不登校児童生徒の意思を尊重した支援を行うことが大切であり、児童生徒の発達段階、不登校の態様、期間などに応じて、支援の方法やポイントが異なることに注意する必要があります。
- ・ 支援を行う際には、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどと組織的に連携することも大切です。
- ・ 不登校児童生徒の状況によっては、教育支援センターや民間施設（フリースクール等）と連携しながら、児童生徒の将来の社会的自立に向けて、当該児童生徒にとって何が「最善の利益」であるかという視点に立って、教職員間の共通理解を図りながら組織的に支援を行うことが重要です。
- ・ 不登校児童生徒の学習活動等の状況については、訪問による対面指導や ICT を活用したオンラインでの相談・指導等を通じて、定期的・継続的に把握するとともに、不登校児童生徒との間に適切な関わりを維持できるようにすることが重要です。
- ・ 不登校児童生徒が学校以外の施設（教育支援センターやフリースクール等）で相談・指導を受けている場合に一定の要件を満たせば、学校以外での施設において相談・指導を受けた日数を、校長が教育委員会と十分な連携をとったうえで、指導要録上出席扱いとすることができます。
- ・ 学校に通うことができなくとも、学校外の機関や自宅等で学習を続けている不登校児童生徒の努力を評価することは大切です。一定の要件を満たす場合は、成績に反映することができます。

三重県の公立小中学校不登校生徒数の推移

(令和2年度～令和6年度)



三重県の県立高等学校不登校生徒数の推移

(令和2年度～令和6年度)



（２）支援における連携

不登校児童生徒への支援においては、校内での協力体制はもちろん、校外の機関との連携も必要になります。チームとしての対応を心がけましょう。

学校：管理職も含めたチームで対応し、必要に応じてＳＣやＳＳＷ、さまざまな機関と連携をとる

スクールカウンセラー（ＳＣ）

児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識および経験を有する者（臨床心理士等）

スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）

教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者（社会福祉士、精神保健福祉士等）

クリニック・病院

フリースクール等民間施設

各 相 談 機 関

教育支援センター

学校外に設置されており、不登校の子どもの居場所づくりや社会的自立に向けた具体的な援助を中心に行います。

県総合教育センター

不登校をはじめ、子どもの心やからだの問題について、臨床心理士や教職経験者が相談を行います。

児童相談センター

児童相談所は県内に６カ所設置されており、児童福祉法のもと、児童（１８歳未満の子ども）についての諸問題に対する相談を受け、指導・治療・一時保護等を行います。

○各種相談窓口

- ・児童生徒向けリーフレット「ひとりで悩まず相談しよう」（県教育委員会ＨＰ）

<https://www.stopijime.pref.mie.lg.jp/information/contact/>

- ◆Web 資料「生徒指導、教育相談に係る教育機関、相談窓口等」



【コラム】県立みえ四葉ヶ咲中学校が開校しました

不登校生徒の学びの機会確保を目的として、令和７年４月に県立みえ四葉ヶ咲中学校が、学びの多様化学校※・夜間中学として開校しました。

学びの多様化学校とは不登校児童生徒の実態に配慮した特別な教育を行う学校です。

また、夜間中学とは、様々な事情により十分な教育を受けられないまま学齢期を終了した人たちの学びの機会を確保するための学校です。

住所：津市柳山津興 1239 （県立みえ夢学園高等学校敷地内）

※ 文部科学省ＨＰ参照

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1387008.htm

3. 子どもの自死への対応

(1) はじめに

県教育委員会では、「自殺」という表記ではなく、「自死」という表記にしています。国の法律などでは、「自殺」という表記が用いられていますが、県教育委員会では、大切な家族を失ったご遺族の心情をふまえて、「自殺」ではなく、「自死」という表記としています。

(2) 令和6年中における自死の概況

図3.1に示す全国の自死者数の年次推移は、平成15年の3万4,427人をピークとして、過去5年はおおよそ2万人台前半で推移しています。令和元年を境に微増傾向にありましたが、令和6年は前年と比べ1,517人減少し、統計開始以降2番目に少ない数値となりました。長期で見ると、平成15年をピークとして大幅に減少しています。

一方、図3.2に示す小中高生の自死者数の年次推移は、年々増加しており、令和6年には529人と過去最多となりました。

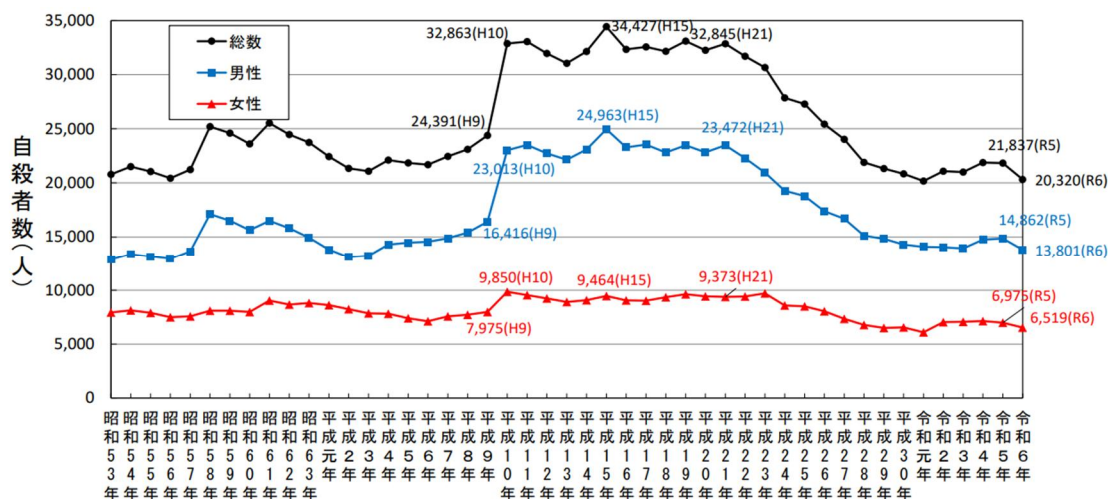


図3.1 全国の自死者数の年次推移

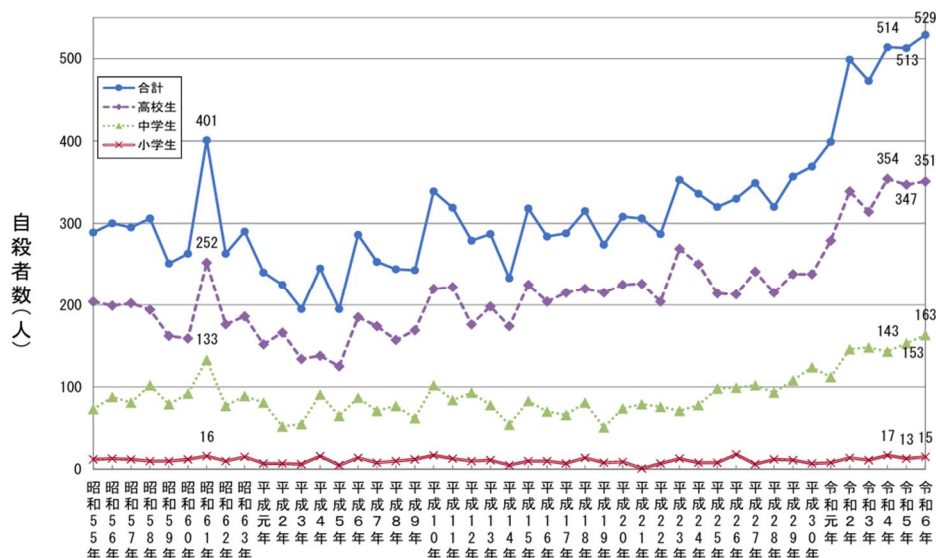


図3.2 小中高生の自死者数の年次推移

【引用】「令和6年中における自殺の状況(警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成 令和7年3月28日)」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001464717.pdf>

(3) 自死予防の学校の取組

自死予防に向けて、学校に求められる取組として、生徒指導の基本書である文部科学省の「生徒指導提要」では、「学校には、生涯にわたる精神保健の観点から全ての児童生徒を対象とする『自殺予防教育』と、自死の危険の高い児童生徒への直接的支援としての『危機介入』を並行して進めることが求められる。」と記載されています。図 3.3 で示すように、一般に自死予防は、大きく 3 つの段階に分けられます。自死を未然に防ぐための日常の相談活動や自死予防教育などの「予防活動」(プリベンション)、自死の危険にいち早く気づき対処する「危機介入」(インターベンション)、不幸にして自死が起きてしまったときの「事後対応」(ポストベンション) の 3 段階です。

段階	内容	対象者	学校の対応	具体的な取組例
予防活動 プリベンション	各教職員研修	全ての教職員	校内研修会等の実施	教職員向けゲートキーパー研修
	自殺予防教育及び児童生徒の心の安定	全ての児童生徒	授業の実施(SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育、及び自殺予防につながる教科等での学習) 日常的教育相談活動	・自殺予防教育 ・生と死の教育 ・ストレスマネジメント教育 ・教育相談週間 ・アンケート
	保護者への普及啓発	全ての保護者	研修会等の実施	保護者向けゲートキーパー研修
危機介入 インターベンション	自殺の危機の早期発見とリスクの軽減	自殺の危機が高いと考えられる児童生徒	校内連携型危機対応チーム(必要に応じて教育委員会等への支援要請)	・緊急ケース会議(アセスメントと対応) ・本人の安全確保と心のケア
	自殺未遂後の対応	自殺未遂者と影響を受ける児童生徒	校内連携型危機対応チーム(教育委員会等への支援要請は必須)、若しくは、状況に応じて(校内で発生、目撃者多数などの場合)ネットワーク型緊急支援チーム	・緊急ケース会議 ・心のケア会議 ・本人及び周囲の児童生徒への心のケア
事後対応 ポストベンション	自殺発生後の危機対応・危機管理と遺された周囲の者への心のケア	遺族と影響を受ける児童生徒・教職員	ネットワーク型緊急支援チーム(校内連携型危機対応チーム、教育委員会等、関係機関の連携・協働による危機管理態勢の構築)	・ネットワーク型緊急支援会議 ・心のケア会議 ・遺族、周囲の児童生徒、教職員への心のケア ・保護者会

図 3.3 学校における自殺予防の 3 段階

【引用】「生徒指導提要」(令和 4 年 12 月改訂) 文部科学省
https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf

(4) 自死の未然防止教育の展開

右の図は、自死の未然防止をめざす自死予防教育の目標と学習内容について示した概念図です。「安全・安心な学校環境」を整えたいうえで、小学校から「下地づくりの授業」を積み上げ、基本的には中学・高校において「核となる授業」を展開するという構造になっています。

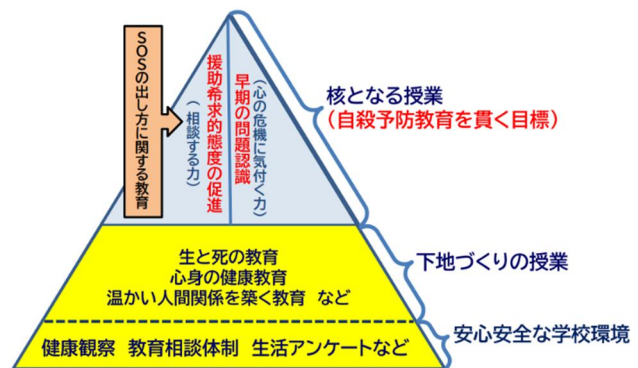


図 3.4 SOS の出し方に関する教育を含む自殺予防教育の構造

○安全・安心な学校環境(発達支持的生徒指導)

困ったときに相談できる児童生徒と教職員との信頼関係づくりや、保健室や相談室などを気軽に利用できる場とする居場所づくり、教育相談体制の整備等。

○下地づくりの授業(発達支持的生徒指導)

各学校で既に取り組まれている「生命尊重に関する教育」や「心身の健康の保持増進に関する教育」、「温かい人間関係を築く教育」等。

○核となる授業(課題未然防止教育)

「子供に伝えたい自殺予防(平成 26 年 文部科学省)」においては、自死予防教育の目標として示されている、「早期の問題認識(心の危機に気付く力)」と「援助希求的態度の促進(相談する力)」の 2 点に焦点化して取り組む授業を「核となる授業」として、自死予防教育の中核をなすものとして位置づけています。

（５）子どもの自死予防のための動画教材の活用について（中高生対象）

県教育委員会では、悩みを抱える子どもとその保護者が決して孤立せず、周囲にいる大人や子どもの誰もがＳＯＳに気づき寄り添うことができるよう、中高生、教職員、保護者向けの子どもの自死予防のための動画教材を作成し、令和７年７月１日に県ＨＰに公開しました。

○動画教材の内容

県立こころの医療センター監修のもと、中高生、教職員、保護者のそれぞれが自死予防について学ぶことができる内容となっています。

※動画教材については、県教育委員会ＨＰおよび生徒指導課「ＳＴＯＰ！いじめポータルサイト」から視聴できます。

※授業用指導案、授業で使用するワークシート、配布資料等も併せてダウンロードできます。

https://www.pref.mie.lg.jp/SEISHI/HP/m0206900039_000010002.htm



①中高生向け授業用動画（４０分）

- ・悩みを抱えたときに、家族や教職員など身近な大人にＳＯＳを出すことができるようにするとともに、友人のＳＯＳに気づいたときにも、一人で抱え込まずに大人につなぐことを学ぶ。
- ・授業での活用を想定。動画のシーンをもとに生徒同士が意見交換し、他者の意見から新たな気づきを得たり、より理解を深めたりできる構成となっている。

②教職員向け研修動画（４０分）

- ・中高生の自死の原因や動機を知り、子どものＳＯＳに気づく感度を高めるとともに、医療機関や児童相談所、警察などの関係機関と連携した対応を学ぶ。
- ・教職員研修での活用を想定。教職員がねらいに沿った授業ができるよう、授業用指導書やワークシート等も提供する。

③保護者向け啓発動画（１５分）

- ・子どもの悩みについて知るとともに、ＳＯＳに気づいたときに家族で抱え込まず、学校や医療機関等に相談することを学ぶ。
- ・保護者等が自宅で動画を見たり、ＰＴＡ総会等での啓発に活用したりすることを想定。また、県教育委員会ＨＰから補助資料のダウンロードもできる。

○活用方法

- ・ＬＨＲの時間に、クラス単位で授業を実施する。担任が指導案に沿って授業を実施。
- ・保健体育、家庭科等、授業の中で予防教育を実施。
- ・学年単位で集合し、生徒指導担当が授業を実施。（学校の実情に応じて授業方法を決定）

○留意事項

- ・可能であれば、中高生向け授業を実施する前に、「教職員向け研修」を実施する。なぜ今、自死予防教育が必要であるのかを学校の中で話し合って、実施についての合意形成を図る。
- ・ハイリスクの生徒へのフォローアップを行う。学校、家庭、地域の専門機関（児童相談所、警察、医療機関、保健所等）が協力して子どもを支える体制の確認を行う。
 - ※ハイリスク生徒例…身近な人の自死を経験したことがある
 - 心の病のために治療中である
 - 以前に自死未遂に及んだことがある
 - 事後アンケートに気になる記載がある
- ・保護者に対して、前もって自死予防教育を実施することを連絡し、保護者から相談があれば誠実に対応する。
- ・自死予防教育実施直後の生徒一人ひとりの様子が把握できるよう、面談週間の前に自死予防教育を実施するなど授業後のフォローも含めて計画する。

(6) 自死の危険の高まった児童生徒への気づきと関わり

児童生徒の自死の特徴は、死を求める気持ちと生を願う気持ちとの間で激しく揺れ動く両価性にあると言われています。心の危機の叫びとして発せられる自死のサインに気付くには、表面的な言動だけにとらわれず、笑顔の奥にある絶望を見抜く必要があります。学校における自死予防は気づき、共有、支援となっており、具体的には 図 3.5 に示します。

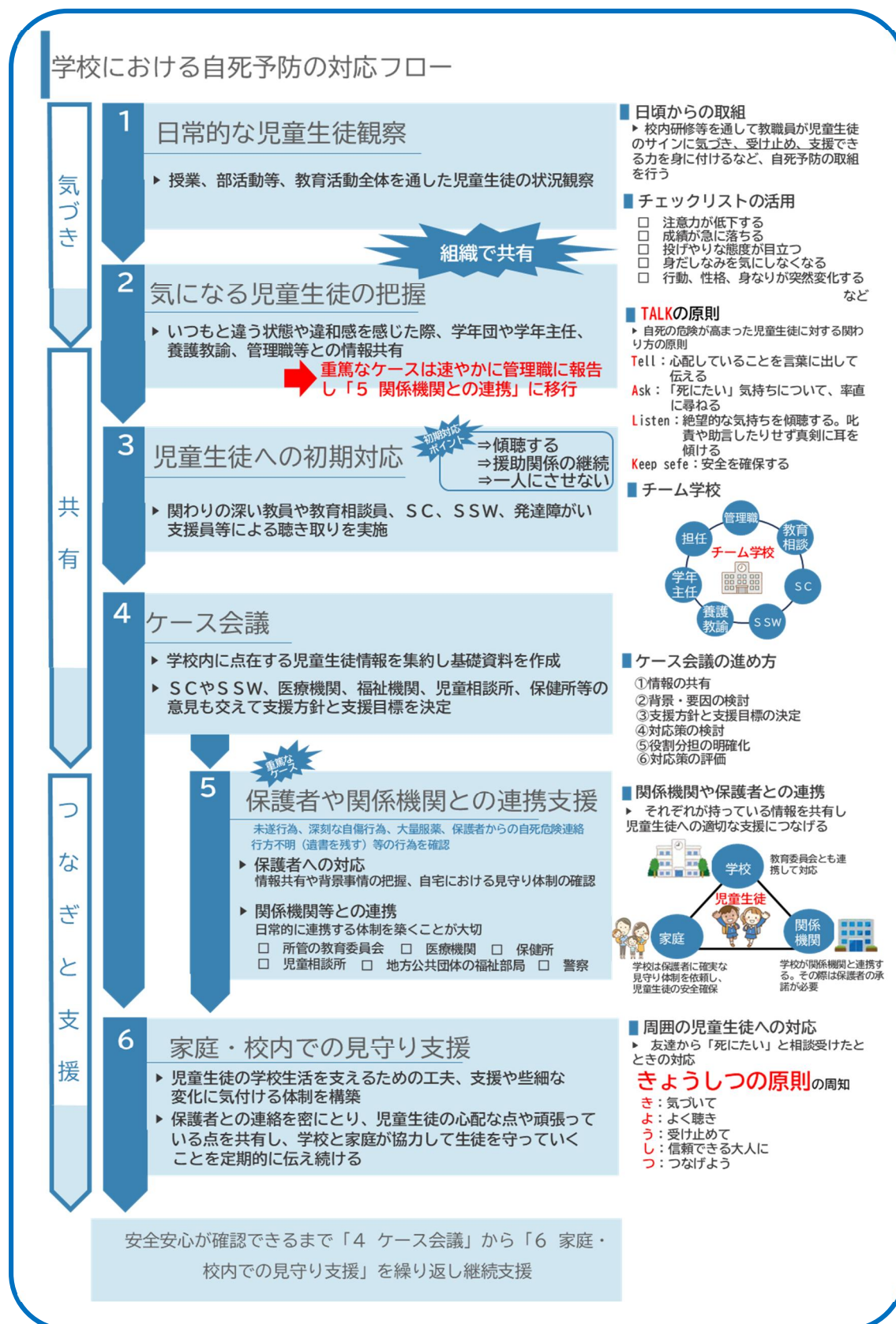


図 3.5 学校における自死予防の対応フロー

自死直前のサイン例

- ☐ これまでに関心のあった事柄に対して興味を失う
- ☐ 注意が集中できなくなる
- ☐ いつもなら楽々とできるような課題が達成できなくなる
- ☐ 成績が急に落ちる
- ☐ 不安やイライラが増し、落ち着きがなくなる
- ☐ 投げやりな態度が目立つ
- ☐ 身だしなみを気にしなくなる
- ☐ 行動、性格、身なりが突然変化する
- ☐ 健康や自己管理がおろそかになる
- ☐ 不眠、食欲不振、体重減少など身体の不調を訴える
- ☐ 自分より年下の子どもや動物を虐待する
- ☐ 引きこもりがちになる
- ☐ 家出や放浪をする
- ☐ 乱れた性行動に及ぶ
- ☐ 過度に危険な行為に及ぶ
- ☐ アルコールや薬物を乱用する
- ☐ 自傷行為が深刻化する
- ☐ 重要な人の自殺を経験する
- ☐ 自殺をほのめかす
- ☐ 自殺についての文章を書いたり、自殺についての絵を描いたりする
- ☐ 自殺計画の準備を進める
- ☐ 別れの用意をする（整理整頓、大切なものをあげる）



【参考】「生徒指導提要」（令和 4 年 12 月改訂） 文部科学省
「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（平成 21 年 3 月） 文部科学省

◎その他、参考となる Web ページ

- 「生徒指導提要」（令和 4 年 12 月改訂） 文部科学省
https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf
- 「自殺総合対策大綱」（令和 4 年 10 月閣議決定） 厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/taikou_r041014.html
- 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（平成 21 年 3 月） 文部科学省
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm
- 「子供に伝えたい自殺予防」（平成 26 年 7 月） 文部科学省
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1408017.htm
- 「ゲートキーパーになろう！」 厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/gatekeeper2.html

4. 児童虐待の早期発見と通告

(1) 通告義務について

学校の教職員には、児童虐待に関わって次の義務があります。

- ・発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努める義務
- ・児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、速やかに通告する義務

児童虐待が疑われる場合には、まず速やかに校内で情報共有を図ってください。保護者との関係悪化を懸念して、通告をためらってはけません。通告は、児童生徒と保護者の双方の支援に資するものであると認識してください。

児童虐待の防止等に関する法律（最終改正 令和7年6月1日施行）

(児童虐待の定義)

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(児童虐待の早期発見等)

第5条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、女性相談支援員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 第一項に規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。
- 4 前項の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第二項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するよう努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。
- 5 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項の規定による通告は、児童福祉法第二十五条第一項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。（※下線筆者）

💡 考えてみよう！

児童生徒が相談しやすい教職員となるために自身がどのようなことができるか、話し合ってみましょう。

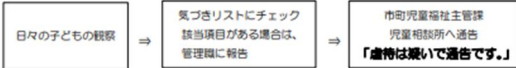
(2) 「児童虐待気づきリスト」

以下は、「児童虐待気づきリスト」(令和5年12月改訂)(県教育委員会)です。対応の参考にしてください。

児童虐待気づきリスト

三重県教育委員会(令和5年12月改訂)

すべての教職員が『児童虐待の防止等に関する法律』の趣旨を理解し、子どもの様子は、「いつもと違う」「何か不自然だ」というサインを見逃すことのないよう、早期発見に努め、安全・安心な学校づくりをめざすことが大切です。



- 児童相談の第一義的な窓口である市町(児童福祉主管課)へ、緊急性が認められる場合は、児童相談所等への通告をお願いします。
- 市町児童福祉主管課、児童相談所等への通告については、小・中学校は市町教育委員会へ、県立学校は県教育委員会へご連絡ください。
- 要保護児童(※)について、市町児童福祉主管課又は児童相談所から、対象となる児童の照会等があった場合は、要請に応じた頻度で、児童本人との対面を基本とする安全確認を実施するとともに、児童の家庭や通学状況等に変化があった際は速やかに市町(児童福祉主管課)等への情報共有の徹底をお願いします。
- なお、要保護児童については、欠席の理由の如何に関わらず、休業日を引き続き7日以上欠席した場合(但し、本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く)には、速やかに市町(児童福祉主管課)等に情報提供してください。

(『学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針』 文部科学省等 平成31年2月28日)

※要保護児童とは、市町要保護児童対策地域協議会において児童虐待ケースとして進行管理台帳に登録されている幼児児童生徒をいう。

『児童虐待の防止等に関する法律』第6条第1項 児童虐待に係る通告

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは、児童相談所に通告しなければならない。

市町児童福祉主管課

当該幼児児童生徒の居住地である市町(児童福祉主管課)へご連絡ください。

三重県児童相談センター

※緊急性が認められる場合は全国共通189【24時間通告】
北勢児童相談所 TEL 059-347-2030 伊賀児童相談所 TEL 0595-24-8060
中勢児童相談所 TEL 059-231-5666 紀州児童相談所 TEL 0597-23-3435
鈴鹿児童相談所 TEL 059-382-9794 南勢志摩児童相談所 TEL 0596-27-5143

※このリストは、『学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き』(令和元年5月9日 文部科学省)をもとに、三重県子ども・福祉部及び警察等の関係機関と連携を図りながら作成しました。

【子どもと会える場合】

下記のリストに複数(場合によっては1つでも)該当する場合は、児童相談の第一義的な窓口である市町(児童福祉主管課)へ、緊急性が認められる場合は、児童相談所等へ通告

子どもの体に現れる様子から

- 不定愁訴、反復する腹痛、便秘などの体調不良を訴える。
- 夜驚、悪夢、不眠、夜尿がある。(学齢期に発現する夜尿は要注意)
- 短期間のうちに、不自然なケガ(打撲によるあざ、火傷など)、繰り返しケガがある。
- 衣服が季節に合わない、汚れている。他のきょうだいと極端な差異が見られる。
- 身体、髪、手足、口腔内が不潔で、時には、異臭がする。
- 体重の極端な増減など、これまでになかったような身体の変化が見られる。
- 虫歯の治療など、必要な医療ケアがなされていない。

子どもの行動から

【周囲との関係において】

- 警戒心が強く音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。
- 極端に甘えるかと思うと、些細なことでも激しく怒り攻撃的になる。
- 向かい合って話そうとしても視線が合わない、合わせようとしてもしない。
- 大人への反抗的態度や顔色を何う態度、意図を察知した行動がある。
- 不自然に子どもが保護者と密着している。
- 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。
- 乱暴な言葉づかい、他者への暴力を繰り返す。
- わざと相手から怒られ、嫌われるような言動を繰り返す。
- 触れられること、近づかれることをひどく嫌がる。人を避けようとする。
- 他人へのいじめや生き物への残酷な行為がある。
- 友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。
- 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。
- 保護者といるとき、いないときで極端に子どもの態度が違う。家に帰りたいがらない。

【本人自身の行動において】

- 深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す。
- 表情が乏しい。感情が不連続である。
- 自暴自棄な言動がある。
- 一度興奮すると落ち着くまでにすいぶん時間がかかる。
- ボーっとしている。急に気がなくなる。
- 給食を異常なほどがつがつと食べるなど、食べ物の強い執着がある。
- 極端な食欲不振が見られる。
- 頻りに保健室に入出入りする。
- 机の周囲、ロッカーや靴の中の整理ができず、持ち物をなくす。
- 落ち着かない態度、教室での立ち歩き、集中困難な様子である。
- 学校への提出物がほとんど提出されない。
- 体育や身体測定のとときにはよく欠席する。
- きょうだいの面倒を見るためや理由のほっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。

【性的虐待】

- 性的なことに極端に興味を持ったり、極端に嫌う。
- 年齢に不釣り合いな性に関する知識を持っている。
- 絵画や作文などに性的関係、接触を暗示させるようなものがみられる。
- 服の着替えを極度に嫌がる。
- 自分の服に閉じこもったり、自傷行為を行ったりする。

保護者の様子から

【子どもへの関わり】

- 理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。
- 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。
- 「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。
- きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。
- 子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。
- 殴るなど子どもに暴力を振る。大きな声で怒るなど、威圧的である。
- 子どもを放置して適切な世話をしない。
- 病気やけがの時も病院へ連れて行かない。緊急性を感じていない。
- 子どもへの近づき方、距離感が不自然である。
- 子どもの普段の様子を具体的に語らない。

【心身の状態】

- 精神科への受診歴、相談歴がある。(精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない)
- アルコール依存(過去も含む)や薬物の使用歴がある。
- 子育てに関する強い不安がある。
- 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。

【気になる行動】

- 些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。
- 被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。
- 他児の保護者との対立が頻回にある。

【学校との関わり】

- 子どもを学校・園に登校(園)させない。
- 訪問しても子どもに会わせようとしない。
- 欠席の理由など、子どものことを尋ねると話に矛盾があり、不自然な言い訳をする。
- 保護者と連絡をとることができない。

家族・家庭の状況から

- 夫婦間の口論、言い争いがある。
- 絶え間なくけんかがあったり、家族(同居者間の暴力)不和がある。
- 家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。
- 理由のわからない頻繁な転居がある。
- 近隣とのつきあいを拒否する。
- 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。

【子どもと会えない場合】

下記のリストに原則1つでも該当する場合は、児童相談の第一義的な窓口である市町(児童福祉主管課)へ、緊急性が認められる場合は、児童相談所等へ通告

保護者の様子から

【子どもへの関わり】

- 理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。
- 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。
- 「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。
- きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。
- 子どもを放置して適切な世話をしない。
- 病気やけがの時も病院へ連れて行かない。緊急性を感じていない。
- 子どもの普段の様子を具体的に語らない。

【心身の状態】

- 精神科への受診歴、相談歴がある。(精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない)
- アルコール依存(過去も含む)や薬物の使用歴がある。
- 子育てに関する強い不安がある。
- 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。

【気になる行動】

- 些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。
- 被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。
- 他児の保護者との対立が頻回にある。

【学校との関わり】

- 子どもを学校・園に登校(園)させない。
- 欠席の理由など、子どものことを尋ねると話に矛盾があり、不自然な言い訳をする。
- 保護者と連絡をとることができない。

家族・家庭の状況から

- 夫婦間の口論、言い争いがある。
- 絶え間なくけんかがあったり、家族(同居者間の暴力)不和がある。
- 家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。
- 理由のわからない頻繁な転居がある。
- 近隣とのつきあいを拒否する。
- 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。

【引用】「児童虐待気づきリスト」(令和5年12月改訂)(県教育委員会HP)

<https://www.pref.mie.lg.jp/SEISHI/HP/m0206900056.htm>



保護者との連携

学校教育を円滑に進めるために、学校は家庭とのパートナーシップを築くことが不可欠です。保護者が学校の教育活動に積極的に参加することによって、生徒指導は効果的なものになるといっても過言ではありません。保護者との関係づくりを進めるための代表的な手段としては、学級・学年・学校だより等の通信、保護者会、PTA、三者面談、学校行事などが挙げられます。また、あらかじめ、学校から保護者に速やかに電話連絡する事項を明確化し（例えば、児童生徒が転んでけがをした、児童生徒同士のけんかがあったなど）、そのようなことが起きた場合には、躊躇せず、すぐに連絡することが保護者との信頼関係の構築に寄与することになります。さらに、学校の生徒指導基本方針等について、保護者と学校との間で共通理解を持つために、学校の教育目標や校則、望まれる態度や行動、諸課題への対応方針等について、保護者に周知し、合意形成を図ることが求められます。

1. 学校からの連絡について

（１）連絡内容

- ・学校や学年、学級の教育目標や指導方針、評価規準・方法 など
- ・学校における学習指導、学習活動 など
- ・学校、学級での生活の様子 など
- ・学業成績の連絡（通知表の項参照）
- ・事務的な連絡、諸調査 など
（各種行事等の案内・連絡、給食費・学級費等の集金依頼、調査等の依頼 など）

（２）連絡方法

- ・ホームページや学校通信、学年通信、学級通信、連絡帳などの文書によるもの
- ・家庭訪問
- ・電話、学校メール配信システム
- ・PTA総会、個別・学級・学年懇談会、地区懇談会等の会合

（３）連絡上の留意点

- ・保護者への連絡は、校長を最終責任者とする公的な連絡であることに留意しましょう。
- ・長くなりそうなことや複雑な用件、大切な連絡は、電話での話よりも、家庭訪問など、保護者と直接会って話をしましょう。
- ・計画的、組織的に行いましょう。
- ・わかりやすい表現で、できる限り詳しく、正しく伝えましょう。
- ・文書の場合は、誤字や脱字に注意して作成するとともに、確実に読んでもらうための工夫をしましょう。
- ・必要に応じて啓発的なものを取り入れるようにしましょう。
- ・保護者の思いや意見等を把握するようにしましょう。

【コラム】保護者への対応について

- ・保護者の願いや要望等を謙虚に傾聴するよう心がけましょう。
- ・日頃から連携を密にし、情報収集に心がけましょう。
- ・いじめ等、必要な情報は管理職へ速やかに報告し、学校内で共有しましょう。
- ・その場で無理に回答を出そうとせず、他の教職員や管理職と情報共有し、次の対応について検討しましょう。

2. 家庭訪問

「保護者との連携」の具体的な例の一つとして、家庭訪問があります。家庭訪問には、学年始め等に定期的に行う場合と、それとは別に必要に応じて行う場合があります。

(1) 定期的に行う家庭訪問

保護者は、自分の子どもが学校でどのように生活しているのかを知りたいと思っています。授業や休み時間の様子や友人関係等についての話をしましょう。また、家庭での様子や生活習慣、家庭学習について、たずねてみましょう。

○ねらい

- ・教師と保護者との相互理解、協力を図ります。
- ・家庭における児童生徒の生活態度、生活習慣等について把握します。
- ・家庭の様子や生活背景、近隣の地域環境を把握します。

○内容

【家庭における児童生徒の状況】

- ・健康状態や食事、睡眠の傾向
- ・友人関係
- ・家庭での様子
- ・スマホ等の使用状況や使用に係る家庭でのルール
- ・本人のよさやがんばっていること
- ・本人に対する保護者の思い
- など

【学校における児童生徒の状況】

- ・学校や学年、学級の教育目標や担任の考え
- ・友人関係
- ・休み時間の様子
- ・学習意欲や態度
- ・本人のよさやがんばっていること
- ・給食や清掃活動等の様子
- ・部活動等の様子
- など

○留意事項

- ・訪問予定時刻をきちんと守り、無理のない時間で話し合えるようにしましょう。
- ・プライバシーに関わる情報は、その秘密を固く守るようにしましょう。
- ・管理職に報告する必要がある内容は、速やかに報告しましょう。

(2) 必要に応じて行う家庭訪問

必要に応じて行う家庭訪問の場合、機を逸しないで行うことが大切です。内容が複雑であったり、誤解を招く可能性があったりする場合は、まず電話で訪問内容を簡潔に伝え、直接訪問し、顔を合わせ、話をしたほうがよいでしょう。

○ねらい

- ・学校における児童生徒の状況を事実に基づいて伝えます。
- ・教師と保護者との相互理解、協力を図ります。

○留意事項

- ・訪問予定時刻をきちんと守り、無理のない時間で話し合えるようにしましょう。
- ・内容によっては、学年主任や生徒指導担当等と一緒に複数での訪問をしましょう。
- ・児童生徒のよいところを認め、課題があれば、ともに解決をめざすよう話をしましょう。
- ・スクールカウンセラー等が家庭訪問する必要がある際は、校長の指示のもと必ず教師が同伴しましょう。
- ・管理職に報告する必要がある内容は、速やかに報告しましょう。

🕒 考えてみよう！

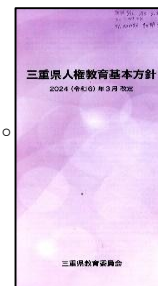
- 保護者との信頼関係を築くために、
 - 保護者と対話する際のポイントを話し合しましょう。
 - 学校・学級の通信や学校 Web ページなど、情報発信の方法や内容について見直してみよう。
- ネットDE研修の講座名「根拠に基づいた保護者*理解・保護者*対応」を視聴して、感想を話し合しましょう。また、動画の「第3章 やってはいけない対応について」を視聴して、これまでの自身の経験と照らし合わせて、振り返ってみましょう。

人権教育

三重県では、「三重県人権教育基本方針」（以下、「人権教育基本方針」とする）に基づき、すべての教育活動において人権教育を推進し、その充実を図っています。

全文を pp. 102-105 に掲載しますので、まずはその内容をしっかりと理解しましょう。

（三重県人権教育基本方針 （2024（令和6）年改定）（県教育委員会HP）
<https://www.pref.mie.lg.jp/JINKYUI/HP/17243018118.htm>）



1. 人権教育の目的

人権教育は、「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力」を育み、自己実現に向けて未来を切り拓き、人権文化を構築する主体者づくりをめざします。

この目的の実現に向けて、次の3点を具体的な目標としています。

自尊感情を高め、自他の価値を尊重する意識を育む

自己や他者を尊重しようとする感覚や意思は、自らが一人の人間として大切にされているという実感がもてる環境の中で育まれます。差別やいじめ、厳しい生活背景等の影響によって、自分のもっている能力を発揮できずに自己実現が阻まれることがあってはなりません。

そこで、一人ひとりが自分に誇りをもち、自分らしく生きようとする態度を身につけられるよう、学校や地域において、互いを信頼し受容し合える豊かな人間関係をつくることが重要です。また、そうした豊かな人間関係を基盤に仲間とともに、まわりの人からの偏見等によって強いられた困難な状況を解決する方法について考え出せる技能を育むことも重要です。

人権についての理解と認識を深める

差別や人権侵害を見抜くために、一人ひとりが、人権の普遍的価値や自分自身の権利について理解するとともに、さまざまな人権問題の解決に必要な知識を身につけることが重要です。

必要な知識として、例えば、「自由、責任、正義、平等、尊厳、権利、義務、相互依存性、連帯性等の概念の理解」や「人権の発展・人権侵害等に関する歴史や、現状に関する知識」「憲法や関係する国内法及び『世界人権宣言』その他の人権関連の主要な条約や法令等に関する知識」等があります。

人権尊重の行動につながる意欲・態度や技能を育む

人権問題を解決するための実践行動は、知識的側面だけでなく、価値的・態度的側面、技能的側面の3側面の資質・能力が結びつくことによって可能となります。

そのため、価値的・態度的側面であれば「人間の尊厳、自己価値及び他者の価値を感知する感覚」や「自己についての肯定的態度」、技能的側面であれば「人間の尊厳の平等性をふまえ、互いの相違を認め、受容できるための諸技能」や「他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性」等の資質・能力を身につけることが重要です。

2. 同和教育の理念や成果をふまえて

部落差別を許さず、主体的に差別をなくしていこうとする人間の育成をめざして同和教育が始められました。現在、その理念や成果を重要な柱とする人権教育を推進しています。

○ 子どもを取り巻く実態から教育課題をとらえてきたこと

子どもの姿を、その生活背景や地域の実態とともにとらえることによって、子どもや保護者の願い、そして、それらが差別等により妨げられていることを明らかにしてきました。願いの実現を阻んでいるものを取り去り、子どもが自らの将来を切り拓いていく力を身につけるための取組を進めるには、人権に関わる子どもを取り巻く実態を的確に把握し、教育課題を明確にすることが不可欠です。

○ 子どもの教育を受ける権利等を保障してきたこと

差別等を背景とする、子どもの長期欠席や不就学を克服する取組は、日本国憲法の理念を実現しようとするものでした。その中で、基礎学力の保障、公正な採用選考、「奨学金制度」の整備等、さまざまな取組が進められてきました。

○ 一人ひとりが認められる仲間づくりを進めてきたこと

「つづる」「語る」活動や子どもの自主的な活動を支援する取組等をとおして、集団の中で個が生かされ、共に生きることを重視した仲間づくりが進められてきました。一人ひとりの子どもが互いの願いや悩み、中でも、差別とどのように関わっていくかを共有し合い、課題の解決に向けて共に考え、行動できること等を重要な視点としてきました。その中で、自己についての肯定的態度や、他者の思いや願いを共感的に受容できる想像力や感受性を培い、自他の人権を尊重しようとする人権感覚を育成することを大切にしてきました。

○ 学校・家庭・地域が一体となった推進体制を確立してきたこと

学力保障や進路保障等、学校におけるさまざまな取組が進められる中で、それらの取組は家庭・地域等の多くの人々に支えられてこそ、その効果が十分発揮されます。このことから、学校・家庭・地域等が一体となった推進体制づくりが進められてきました。

○ 教職員としての資質と実践力の向上を図ってきたこと

これまで、教職員が人権問題に対する正しい認識を深め、差別解消に向けて取り組むために、研修等が積極的に進められてきました。地域の実態から学んだり、人権侵害を被っている人や差別解消のために取り組んでいる人等から話を聞いたりすること、また、生活体験から自分自身と人権問題との関わりを見つめ直すこと等が、教職員に自己変革や気づきをもたらすことを明らかにしてきました。さらに、具体的な教育実践の交流等が、取組に貴重な視点を示してきました。

◆ 人権教育ガイドライン 2025(令和7)年発行



人権教育ガイドラインには、上記の、取組を推進・充実させていくために知っておきたいことのほか、個別的な人権問題についての現状や取組の視点・内容を記載しています。また、「人権教育を推進するうえで大切にしたいこと」をQ&A形式で掲載しています。

(三重県人権教育基本方針の改定に基づき、2025(令和7)年3月改定)

3. 人権問題を解決するための具体的な実践行動につながる教育を

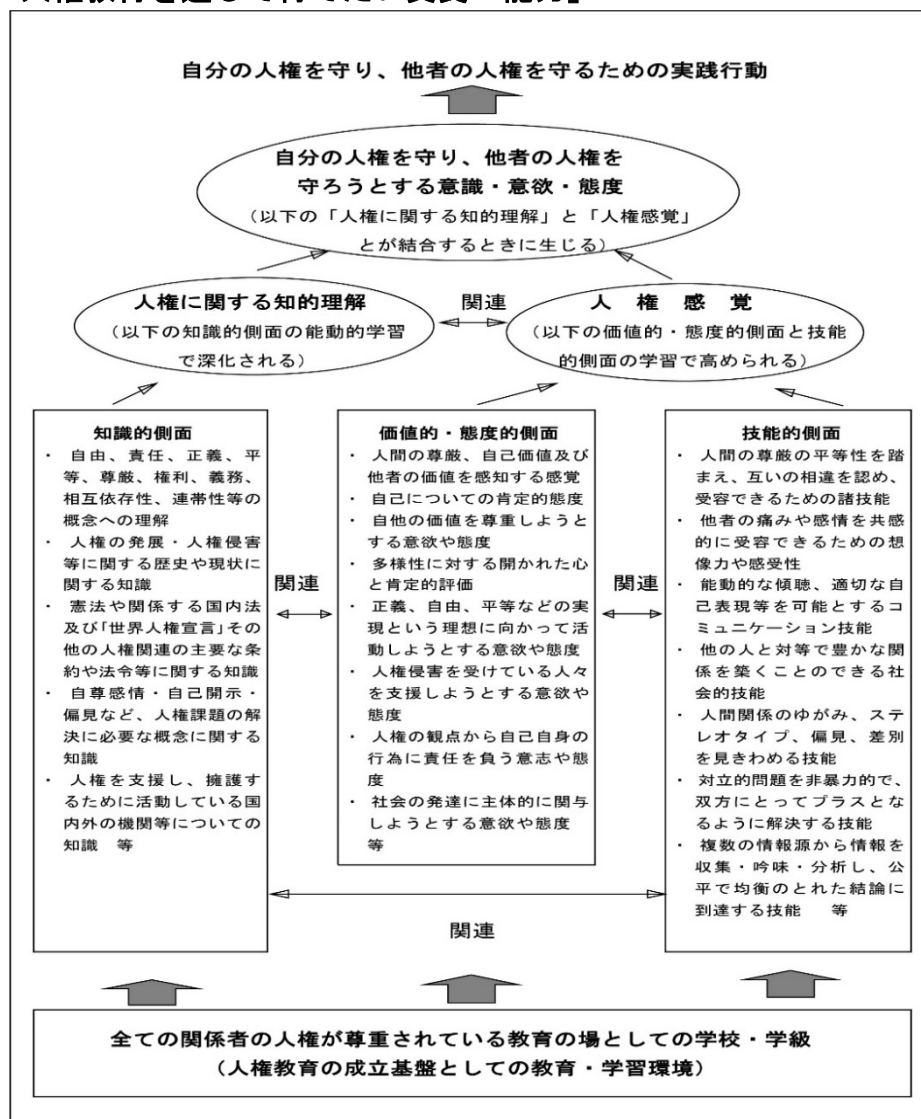
人権問題を自分の経験やくらしと重ねて共感的にとらえたり、その問題が存在する社会に自分はどうか向き合うかを考えたりすることで、人権問題の解決のために自分の生活や社会の状況を変えていこうとする意識を育むことが大切です。

その意識を自他の人権を守るための具体的な実践行動ができる力につなげるためには、知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面^{※1}に関わる資質・能力をバランスよく育成することが求められます。これらの3側面に関わる指導を相互に関連づけながら、人権教育推進計画等に基づき、あらゆる場と機会を活用して系統的に人権教育を推進することが大切です。

こうした取組を進めるためには、教職員自身が人権問題を解決する責務を自覚し、子どもとともに学ぶ姿勢を大切にしながら、日常的に自らの人権に関する認識の深化と、人権意識の向上に努めることが不可欠です。

※1 知識的側面とは「自由・平等・権利等の諸概念、人権の歴史や現状、国内法や国際法等についての知識等」、価値的・態度的側面とは「自他の人権の尊重、多様性に対する肯定的評価、自由等の実現のために行動しようとする意欲等」、技能的側面とは「コミュニケーション力、合理的・分析的な思考力、偏見や差別を見きわめる力等」。

「人権教育を通じて育てたい資質・能力」



【引用】「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」文部科学省

4. 個別的な人権問題に対する取組を

「人権教育基本方針」では、以下の個別的な人権問題を解決するための教育を積極的に推進するものとしています。^{※2}

- 部落問題 ●障がい者の人権に係る問題 ●外国人の人権に係る問題
- 子どもの人権に係る問題 ●女性の人権に係る問題 ●高齢者の人権に係る問題
- 患者の人権に係る問題(HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者等)
- 犯罪被害者の人権に係る問題 ●アイヌの人々の人権に係る問題
- 刑を終えた人・保護観察中の人等の人権に係る問題 ●性的指向・性自認に係る人権課題
- 貧困等に係る人権課題 ●ひきこもりに係る人権課題
- インターネットによる人権侵害 ●災害と人権
- 北朝鮮当局による人権侵害等 など

※2 社会の動向等により新たに生じる人権問題についても、状況に応じ必要な教育に取り組みます。

◆Web 資料「人権学習教材・人権学習指導資料」参照

個別的な人権問題についての教材や学習展開例、資料等を掲載し紹介しています。

（資料1）2022（令和4）年に施行「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」

この条例は、不当な差別その他の人権問題の解消をはじめとする人権尊重に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、不当な差別その他の人権問題の解消を推進し、もって不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現を図ることを目的としています。

第19条 1項より【人権教育】

県は、市町、関係機関等と連携し、学校教育等を通じて、誰もが等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであることその他の人権尊重の理念を体得させ、不当な差別その他の人権問題の解消に向けて主体的に取り組むことができる実践力を育むため、必要な人権教育を積極的に行うものとする。

「逐条解説」（人権教育・人権啓発の内容の具体例）

- ①様々な不当な差別などの人権問題について理解を深め、それらを自分自身の課題として捉え、それらの解消に向けた具体的な行動につなげられるような教育・啓発。
- ②なぜ不当な差別などの人権問題が発生するのかを考えることを促す教育・啓発。
- ③世界人権宣言・人権に関する諸条約・本条例をはじめとする人権に関する法令や条例の認知度向上を図り、それらの内容理解を深める教育・啓発。
- ④不当な差別などの人権問題の解消に当たって障壁となるような慣行や観念などを改善していくことの意識づけを図る教育・啓発。
- ⑤自分自身が権利の主体であることの認識を促し、権利を行使するための制度等について理解を深めるとともに、他者の人権を尊重しようとする態度を育む教育・啓発。
- ⑥人権侵害行為を被っている人をはじめ、全ての人が自分を価値ある存在であると認識し、誇りをもって自分らしく生きようとする意欲や態度を育む教育・啓発。

◆Web 資料「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」参照

（資料 2）2016（平成 28）年に施行された差別を解消するための 3 つの法律

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」〔障害者差別解消法〕

この法律は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

〔ヘイトスピーチ解消法〕

この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的としています。

「部落差別の解消の推進に関する法律」〔部落差別解消推進法〕

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的としています。

◆Web 資料「人権教育を進めるための法律等」参照

💡 考えてみよう！

この後に紹介する『人権教育サポートガイドブック』の pp.19-27 には、「**3** 部落問題に係わる質問への対応」という資料が掲載されています。そこに示されている次の質問について話し合みましょう。その後に資料を読み、さらに話し合いを深めましょう。そうすることで、子どもからだけでなく保護者からの質問にも対応できることにつながります。また、自身の部落問題に関する学習の意義等も確認することができます。

- ・子どもから「そっとしておけば、部落差別はなくなるんじゃないかな？」と聞かれた場合、その場でどのような返答をするか、話し合みましょう。



『人権教育サポートガイドブック』『人権教育サポートブックⅡ』には「考えてみましょう」「研修しましょう」という個人研修や校内研修で活用できるコーナーがあります。活用し、教職員としての力量を高めましょう。

5. 人権感覚あふれる学校づくり

「人権感覚あふれる学校づくり」とは、幼児・児童・生徒(以下「子ども」という。)の望ましい人間関係を形成し、人権尊重の意識や実践行動ができる力を育むため、教科等指導、生徒指導、学校経営、その他さまざまな取組など、教育活動全体を通じて一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校をつくることです。そのための観点として以下の取組を位置づけ、市町教育委員会等、多様な主体と協働しながら取り組みます。

- (1) 教育的に不利な環境のもとにある子どもの学力を向上させることで、すべての子どもの学力・進路を保障する取組の充実を図り、子どもの現在や将来が経済的・社会的な事情に左右されないよう学校づくり・環境づくりを進めます。
- (2) 子どもや家庭・地域社会の実態を的確かつ総合的にとらえ、差別を解消するうえでの課題を明らかにします。
- (3) 子どもを主体とする人権教育の充実に努めるとともに、地域ぐるみの推進体制のもと、総合的・系統的に人権教育を推進します。

◆Web 資料「人権が尊重される授業づくり等の視点例」参照

人権教育の視点に立った授業づくりや、人間関係づくり・雰囲気づくりのための環境整備の取組等の視点例を掲載し紹介しています。

6. 人権尊重の地域づくり

「人権尊重の地域づくり」とは、子どもが生活の基盤を置く家庭や中学校区程度の範囲の地域において、学校が行う人権教育に係るさまざまな取組を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤をつくり、子どもと保護者、地域住民等が一緒になって活動に当たることを通じ、これらの人々の間に人権尊重の意識を広めることです。県教育委員会は、そのための推進体制づくりや学習活動づくり等の観点を以下のように位置づけ、市町教育委員会等、多様な主体と協働しながら取り組みます。

- (1) 市町と協働し、行政と地域社会が一体となった人権教育推進体制を充実し、県内全域に取組の活性化を図ります。
- (2) 地域社会の実態をとらえ、課題を明確にし、内容や形態に工夫をこらした学習活動を多様な主体と協働し推進します。
- (3) さまざまな学習の場における人権教育を積極的に推進します。

「子ども支援ネットワーク」について

家庭の環境や経済状況、社会的な事情から生じる偏見・差別等により心身ともに健康に育つための環境が整っていない中、日々の生活を送っている子どもたちがいます。現在、県内すべての中学校区では、そのような子どもたちの自尊感情や学習意欲の向上を図るために、学校・家庭・地域が連携し活動を行う「子ども支援ネットワーク」が構築されています。

それぞれの中学校区の「子ども支援ネットワークづくり」推進教員が学校間、校種間で連携した取組を推進したり、保護者や住民等とともに活動や研修等を計画したりしています。



◆人権教育サポートガイドブック ～すべての教育の中で人権教育を～

県教育委員会は、各学校において、すべての教育の中で人権教育を効果的に進めるための確かな人権感覚を身につけ、教育実践力を高めることができる研修資料を発行・配付しています。

『人権教育サポートガイドブック』2020(令和2)年発行
・主に個々の教職員の指導力向上を図るための研修資料



「取り上げているテーマ（題材）」

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| ① 当事者の不利益や生きづらさに気づく | ⑨ 子どもを虐待から守るために |
| ② 人権に関する法や条例等について学ぶ意味 | ⑩ いじめが起きやすい教室 |
| ③ 部落問題に係わる質問への対応 | ⑪ 差別的な発言があったら？ |
| ④ 障がい者の権利についての理解を深めよう | ～「その場」で大切にしたいポイント～ |
| ⑤ ヘイトスピーチの解消に向けて | ⑫ 子どもの人権を尊重した関わり方 |
| ⑥ 教職員が自分のことを振り返ることで | ⑬ 学習意欲や仲間との関係性を高める授業 |
| ⑦ 子どもの不安や悩み等を聞く | ⑭ 個別的な人権問題について学ぶ必要性 |
| ⑧ 保護者と対話することの効果 | ⑮ 心に響く人権学習のポイント |

『人権教育サポートガイドブックⅡ』2021(令和3)年発行
・主に学校組織（チーム）の指導力向上を図るための研修資料



「取り上げているテーマ（題材）」

- | | |
|-----------------------------|-------------------|
| ① 子どもの現状と課題をふまえて取組を進めるために | ⑥ 人権作文の取組の充実に向けて |
| ② レポートを通して子ども理解を深める | ⑦ 主体的に活動する機会を保障する |
| ③ 人権侵害（差別事象）後の学校組織としての取組 | ⑧ 教科学習等から広がる人権学習を |
| ④ インターネット上で自他の人権を守るために | ⑨ 保護者がつながる・学び合う取組 |
| ⑤ 不登校の子ども一人ひとりに合わせた支援をするために | ⑩ 活性化しよう！校内研修 |



一人ひとりが読んで研修できる内容となっています。経験年数の少ない先生にもわかりやすいものになるよう心がけました。

また、全体・学年等、様々な集合研修に活用していただくこともできます。考えや疑問、経験等を出し合えば、さらに理解が深まります。

各校に冊子と併せて、データCDも配付しており、子どもの実態に応じて編集加工することができます。データを共有サーバーに保存するなどし、多くの先生方が活用しやすいようにしている学校もあります。



人権学習指導資料等の紹介



『わたし かがやく』(2006(平成18)年)
・生徒用 人権学習教材
・全校種対象(主な対象は中学校)



『気づく つながる つくりだす』(2012(平成24)年)
・人権学習指導資料
・高等学校及び特別支援学校高等部対象



『ともに つくる あした』(2013(平成25)年)
・いじめの問題を解決するための指導資料
・全校種対象



『みんなのひろば』(2016(平成28)年)
・人権学習指導資料
・小学校高学年及び特別支援学校小学部対象



『みんなのひろば』(2017(平成29)年)
・人権学習指導資料
・小学校低中学年及び特別支援学校小学部対象

『みらいをひらく』(2021(令和3)年 増補版)
・様々な個別的人権問題を解決するための人権学習指導資料に加え、
「新型コロナウイルス感染症に係る人権学習指導資料」と
「命と人権を守る学習指導資料」を収録
・全校種対象



研修資料『部落史について教科書記述をもとに考えよう』
(2022(令和4)年)

《学べる内容》
・近世の身分制に関する現在の定説
・部落問題に係わる近現代の学習のポイント 等

『個別的人権問題に関する学習促進資料』
(2024(令和6)年)
『個別的人権問題に関する学習促進資料Ⅱ』
(2026(令和8)年)

・人権学習だけでなく、教科学習等の日常の教育活動の中で
個別的人権問題を解決する学習を進めるための「研修資料」「学習資料、学習例」等を収録
・全校種対象



◎資料に関する問い合わせは、人権教育課調査研修班まで。(TEL 059-233-5520)

人権教育に関する資料や情報を人権教育課HP

<https://www.pref.mie.lg.jp/DOKYOC/HP/index.htm>にて提供しています。ご活用ください。

I 基本的な考え方

国際連合では、1948年の世界人権宣言以降、全世界からあらゆる差別や人権侵害をなくすため人権に関する多くの条約等を採択し、人権が尊重される社会の実現に取り組んでいます。採択された条約等では人権教育を「知識の共有、技術の伝達、及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う、教育、研修及び情報」と定義し、段階的に目標を定め、計画的に取り組が進められています。このように国際社会では、「人権教育は人権が尊重される社会の実現へ本質的な貢献をなす」という共通認識が広く定着し、すべての人の人権を実現することをめざす持続可能な開発目標の達成にも主要な役割を果たすとされています。また、国においては、人権教育・啓発の重要性から、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を定め、その施策の実施について、国や地方公共団体の責務としています。三重県では「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」で学校教育等を通じ人権教育を積極的に推進することを定めています。

三重県教育委員会はこれまで、国内外の人権や人権教育に関する動向をふまえながら、1997(平成9)年に施行された「人権が尊重される三重をつくる条例」のもと「人権に関する問題への取組を推進し、不当な差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を図る」ため、同和教育の理念や成果を重要な柱とする人権教育を推進してきました。

具体的には、「差別の現実から深く学ぶ」という原則のもとに、自分と重ねて人権問題をとらえることを大切にし、単なる心がけだけではなくそれらを解決し、社会を変えていく具体的行動につなぐことをめざしてきました。また、その取組にあたっては、偏見や差別によって一人ひとりが抱えさせられている課題や悩みから出発して、仲間づくりを進め、自分自身に誇りをもち、自分らしく生きることができるよう、学力保障や進路保障を柱として進めてきました。

人権教育の推進にあたっては、その基盤として、教育・学習の場そのものが人権尊重の精神に立った環境でなければなりません。そのためには、人権侵害を被っている人々の意見や思いを聴き、その視点に立つて考えることが必要です。また、人権教育の重要な要素である教育関係者自身が多様な人々との出会いを通じて確かな人権感覚を身につけるとともに、子どもの権利を尊重し、その最善の利益が実現されるよう取り組むことが必要です。

さらに、家庭、幼稚園等・学校(以下「学校」という。)、地域など、それぞれの場で多様な機会をとらえて人権教育を実施するとともに、学校、社会教育機関、教育委員会、社会教育関係団体、民間団体、公益法人などの各実施主体がその担うべき役割をふまえ、相互に有機的な連携・協力関係を一層強化し、総合的かつ効果的に人権教育を推進することが重要です。県民一人ひとり、NPO、地域団体、市町、県などの多様な主体が、協働して公の取組を進めていくという考え方に立ち、互いの取組に学びながら、個々の取組を着実に進め、充実させていくことが求められています。

三重県教育委員会は、教育を取り巻く社会情勢の変化を的確にとらえ、これまでの取組を継承・発展させていきます。そして、社会的に不利な立場にある人の人権は侵害されやすいという現実をふまえ、常に被差別の視点、人権侵害を被っている人々の視点に立ち、さまざまな人権問題を解決するため、日本国憲法や国際条約、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」および「人権教育・啓発に関する基本計画」、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」その他の差別を解消するための法律や条例などに基づき、県全体の人権教育を各主体と協働しながら積極的に推進していきます。

Ⅱ 人権教育の目的

人権教育は、総合的な教育であり、すべての教育の中で行われるものであるとの基本的認識のもと、「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力」を育み、自己実現に向けて未来を切り拓き、人権文化を構築する主体者づくりをめざします。

上記の目的を達成するため、以下の３点を目標とします。

- 自尊感情を高め、自他の価値を尊重する意識を育む。
一人ひとりが、自分に誇りをもち、自分らしく生きようとする態度を身につける。
- 人権について理解と認識を深める。
一人ひとりが、人権の普遍的価値や自分自身が有する権利について理解するとともに、さまざまな人権問題の解決に必要な知識を十分に身につける。
- 人権尊重の行動につながる意欲・態度や技能を育む。
一人ひとりが、日常生活の中で人権尊重の考え方に反するような出来事をおかしいと思う感性や人権を尊重する姿勢を養い、行動に現れるよう人権感覚を十分に身につける。

Ⅲ 個別的な人権問題に対する取組

一人ひとりが、人権問題の解決を自分の課題ととらえ、状況を変えようとする行動力を身につけられるよう、個別的な人権問題について理解を深め、解決に向けた実践行動に必要な態度や技能を育む教育を積極的に推進します。

主な人権問題としては、部落問題、障がい者、外国人、子ども、女性の人権に係る問題のほか、高齢者、患者（HIV 感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者等）、犯罪被害者、アイヌの人々、刑を終えた人・保護観察中の人等の人権に係る問題、性的指向・性自認、貧困等、ひきこもりに係る人権課題、インターネットによる人権侵害、災害と人権、北朝鮮当局による拉致問題等 があります。

社会の動向等により新たに生じる人権問題についても、状況に応じ必要な教育に取り組みます。

Ⅳ 人権教育推進方策

人権感覚あふれる学校づくり

「人権感覚あふれる学校づくり」とは、幼児・児童・生徒（以下「子ども」という。）の望ましい人間関係を形成し、人権尊重の意識や実践行動ができる力を育むため、教科等指導、生徒指導、学校経営、その他さまざまな取組など、教育活動全体を通じて一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校をつくることです。そのための観点として以下の取組を位置づけ、市町教育委員会等、多様な主体と協働しながら取り組みます。

- 1 教育的に不利な環境のもとにある子どもの学力を向上させることで、すべての子どもの学力・進路を

保障する取組の充実を図り、子どもの現在や将来が経済的・社会的な事情に左右されないよう学校づくり・環境づくりを進めます。

- (1) 子どもを権利の主体として尊重し、学校の多様性、包摂性を高め、意見表明や参加する権利などの子どもの権利や、いのちとくらしを守る基盤を保障する取組を進めます。
- (2) 子どもが、偏見や差別が存在する社会に生きる一人であることを自覚し、自分自身の生活や社会の状況を変えようとする行動力や未来を切り拓く実践力を身につけられるよう、学習活動を創造します。

2 子どもや家庭・地域社会の実態を的確かつ総合的にとらえ、差別を解消するうえでの課題を明らかにします。

- (1) 身のまわりにある差別やいじめなど人権に関わる問題の解決に向けて課題を明らかにします。
- (2) 子どもの生活の背景にある家庭や地域社会に存在する差別の実態を明らかにします。

3 子どもを主体とする人権教育の充実に努めるとともに、地域ぐるみの推進体制のもと、総合的・系統的に人権教育を推進します。

- (1) 学校教育目標の中に、人権教育の目標を明確に位置づけます。
- (2) 解決すべき課題や指導のねらいを明確にした全体計画を立て、発達段階をふまえて系統的・日常的に取組を進めます。
- (3) 家庭、地域、関係する学校および関係機関と密接な連携を図り、地域ぐるみの体制で人権教育を推進します。

人権尊重の地域づくり

「人権尊重の地域づくり」とは、子どもが生活の基盤を置く家庭や中学校区程度の範囲の地域において、学校が行う人権教育に係るさまざまな取組を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤をつくり、子どもと保護者、地域住民等が一緒になって活動に当たることを通じ、これらの人々の間に人権尊重の意識を広めることです。

三重県教育委員会は、そのための推進体制づくりや学習活動づくり等の観点を以下のように位置づけ、市町教育委員会等、多様な主体と協働しながら取り組みます。

1 市町と協働し、行政と地域社会が一体となった人権教育推進体制を充実し、県内全域に取組の活性化を図ります。

- (1) 市町において、多様な主体による人権教育推進体制のもと、協働して取組を推進します。
- (2) 人権教育推進体制を構築する関係者の人権意識や実践力の向上および関係者の拡大に努めます。
- (3) 多様な主体と連携を深め、効果的な人権教育のための情報提供に努めます。

2 地域社会の実態をとらえ、課題を明確にし、内容や形態に工夫をこらした学習活動を多様な主体と協働し推進します。

- (1) 市町と協働し、地域社会の実態を的確にとらえ、課題を明らかにします。
- (2) 地域社会における課題を克服するため、人権教育推進体制を構築する関係者との協働による計画的・系統的な学習活動の推進を支援します。

3 さまざまな学習の場における人権教育を積極的に推進します。

- (1) 市町と協働し、地域住民の自発的な学習活動意欲を喚起することで、自主的・組織的な学習活動を促進します。
- (2) 市町の独自性を尊重しながら、地域における人権教育の拠点として、教育集会所・公民館・隣保館等がそれぞれの役割を果たせるよう協働し推進します。

V 教育関係者の取組

教育関係者は人権問題について認識を深め、差別を解消するための自らの責務を自覚し、子どもが学習の主体であるという認識に立ち、積極的に人権教育を推進します。

- さまざまな人権問題が現在の社会の中に厳存しているという事実認識に立ち、その現状を的確にとらえます。
- 人権問題は、差別によって基本的人権が侵害されているところに本質があるという認識に立ちます。
- 人権問題は、一人ひとりが自己に関わる課題として自覚していくことをとおして解決していくものであるという認識に立ちます。
- 社会に存在するさまざまな意識、慣習や制度の中に、差別を温存し助長しているものがあるという認識に立ちます。
- 人権に関する自らの意識を見つめ直し、職場の中で互いを磨き合うことにより確かな人権感覚を身につけ、教育実践力を高める研修に努めます。
- 被差別の人々の生き方に学び、継承してきた文化について理解します。
- 人権問題の解決のために取り組まれてきた実践や成果に学びます。

VI 附則

- 1 本基本方針は、概ね三重県人権施策基本方針の改定に合わせ、見直していきます。
- 2 本基本方針に基づく取組の参考となる資料を作成します。

特別支援教育

特別支援教育については、令和3年1月に「中央教育審議会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」が取りまとめられ、「特別支援教育を進展させていくために、引き続き、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく必要がある。」ことが示されました。

自立と社会参画をめざした特別支援教育を推進するために、「特別支援学校幼稚部教育要領」「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」および「特別支援学校高等部学習指導要領」の趣旨をふまえた取組が必要です。

1. インクルーシブ教育システムの構築

障害者権利条約において、インクルーシブ教育システムは、障がいの有無にかかわらず、子どもたちが共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、生活する地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されること等が必要であると示されています。

また、合理的配慮は、今後の特別支援教育を推進していく上でのキーワードであり、文部科学省は次のように定義しています。

障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者および学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものである。なお、学校の設置者および学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した、または過度の負担を課さないもの。

【引用】「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年）（文部科学省HP）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm

これらのことから、障がいの有無にかかわらず、子どもたちが同じ場で共に学ぶことを基本の理念としつつ、個別の教育的ニーズに対しては、自立と社会参画を見据え、最も的確に応える学びの場において教育を行い、「学ぶ楽しさ」「わかる喜び」を実感できるよう視覚情報の活用や見通しを持ちやすい展開の工夫等、授業のユニバーサルデザイン化を図っていくことが、それぞれの学校や教員に求められています。

また、特別な支援を必要とする子どもたちは、どの学校にも在籍していることから、全ての教員は特別支援教育に関する知識・技能を有し、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な指導・支援が行われるよう、学校全体で取り組む体制を整備する必要があります。

文部科学省が令和4年12月に公表した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」において、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は小学校・中学校で8.8%となっています（前回調査 平成24年12月 6.5%）。また、高等学校で2.2%となっています。

2. 早期からの一貫した支援

障がいのある子どもの自立と社会参画を実現するためには、早期からの一貫した支援が不可欠です。そのため、本県では保護者が子どもの支援に必要な情報を引き継ぐツールとしてパーソナルファイル等の活用を促進してきました。パーソナルファイルは、本人および保護者が、個別の教育支援計画※¹や個別の指導計画※²等の支援情報を綴じるファイル形式になっており、支援者の交替や進路決定の際など、節目ごとの引継ぎに活用できるように県内全域での普及に取り組んでいるところです。

※1 個別的教育支援計画

一人ひとりのニーズを正確に把握し、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障がいのある幼児児童生徒一人ひとりについて作成した支援計画。

※2 個別の指導計画

一人ひとりの障がいの状態等に応じたきめ細かい指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、個別的教育支援計画等を踏まえて、より具体的に教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画。

【参考】「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年）（文部科学省HP）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm

小中学校学習指導要領において、特別支援学級に在籍する子どもたちや通級による指導を受ける子どもについては、個別的教育支援計画、個別の指導計画を作成することが義務付けられ、また、通常の学級に在籍する障がいのある子どもたちについても同計画等を作成し活用することに努めるとされています。

同計画等については、これまでも小学校や中学校等の通常の学級においても作成が進められていますが、特別な支援を必要とする子どもたち全てに対しては未作成の学校がある状況です。このことは、子どもへのよりよい支援や、中学校から高等学校への効果的な支援情報の引継ぎに影響することから、同計画等の作成が不可欠であることを周知しているところです。

また、本県では伊勢まなび高等学校、みえ夢学園高等学校、北星高等学校、熊野青藍高等学校（紀南校舎）、白子高等学校において通級による指導を実施しています。令和8年度からは松阪工業高等学校においても開始しました。発達障がいを含む特別な支援を必要とする生徒は高等学校にも在籍していることから、同計画等の更なる作成・活用の促進が必要です。

引き続き、支援情報の円滑な引継ぎなど、早期からの一貫した支援体制の充実に努め、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を実施します。

パーソナルファイルの活用について

特別支援教育課

- パーソナルファイルとは、支援の情報をスムーズに引き継ぐための情報引継ぎツールです。
 - ・幼児期から学齢期・社会参画に至るまで、必要な支援情報を円滑かつ確実に引き継ぐことで、きめ細かな指導・支援につながります。
 - ・学校と保護者が支援情報を共有するとともに、進路先等と支援情報を共有することで円滑かつ確実な引継ぎに活用します。

情報の蓄積・共有

説明の負担を軽減

一貫した支援

よりよい支援の検討

- 保護者による作成と管理
 - ・必要な情報（生育歴等）の記入
 - ・支援に役立つ情報の綴じ込み
 - ・家庭で保管
- 情報共有とよりよい支援の検討
 - ・就学、進学、就職の際の引継ぎ時
 - ・教育相談や懇談会時
 - ・福祉サービス利用時
- 提供の方法
 - ・市町等教育委員会や福祉窓口で配付
 - ・各学校で配付
 - ・三重県教育委員会のホームページからダウンロード
- 市町独自のパーソナルファイル
 - ・県内11市町では、独自の様式を活用

綴じ込むと役立つ情報

母子健康手帳

個別的教育支援計画

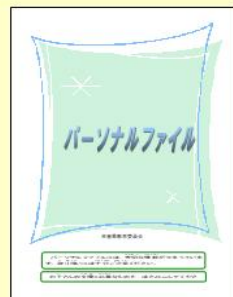
個別の指導計画

個別の移行計画

入院診療計画

お薬手帳

サービス利用計画 等



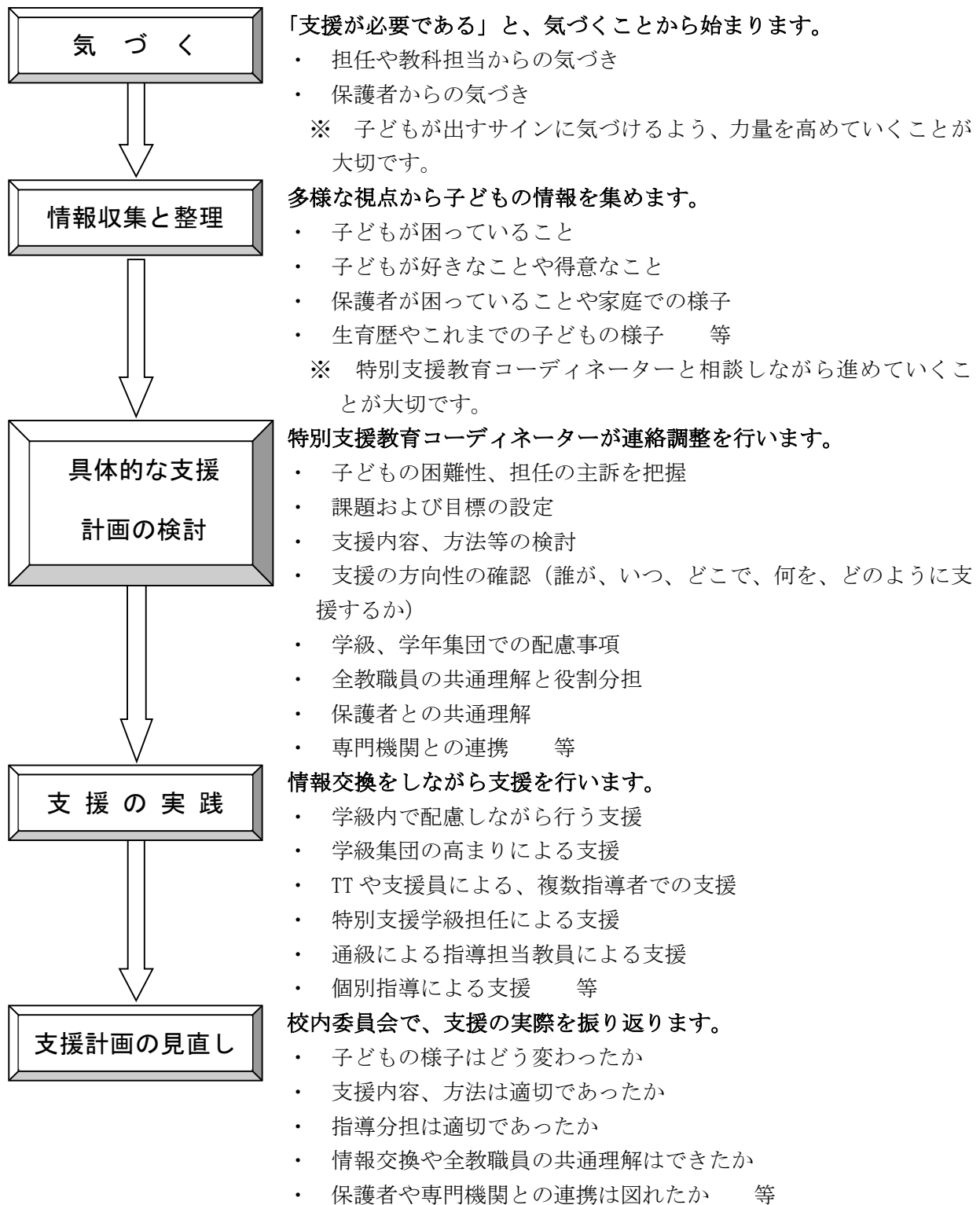
◆ パーソナルファイルの主な内容(必要なページを使用)

- お子さんに関する情報
 - ・プロフィール（誕生～3歳）
 - ・マイページ【幼児期】【就学後】
 - ・必要な医療行為等
 - ・補助装具
- 支援情報
 - ・各種相談・検査等の記録
 - ・医療に関する記録
 - ・かかりつけ医療機関
 - ・福祉制度利用の記録
 - ・手帳等の記録
 - ・就園・就学の記録
 - ・進路相談の記録
 - ・職場実習の記録
 - 等
- 支援を受けられる機関
- 自由記録欄

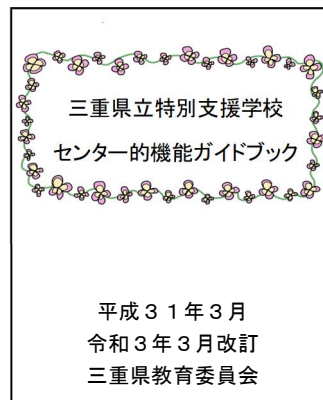
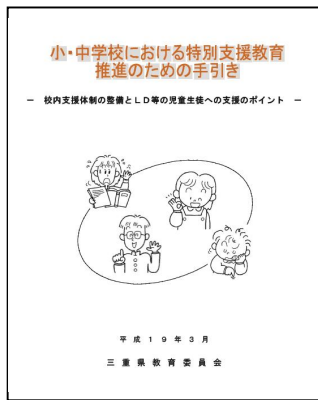
3. 具体的な校内支援

特別な支援を必要とする子どもへの支援を行う際には、一人で悩まずに、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の下で情報を共有し、方法等を工夫しながら取組を進める必要があります。

以下に、具体的な支援の流れを示します。



特別支援教育を推進していく上では、関係機関と連携しながら支援を行うことが大切ですが、関係機関と連携するまでに、校内で十分に取組を進めることが必要です。



【参考】

「小・中学校における特別支援教育
推進のための手引き」
(平成 19 年 3 月)
県教育委員会

【参考】

「三重県立特別支援学校センター
的機能ガイドブック」
(平成 31 年 3 月 (令和 3 年 3 月改
訂)) 県教育委員会

4. 特別支援学校のセンター的機能

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」および「特別支援学校高等部学習指導要領」には、「特別支援学校は地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすように努める」と示されています。

このことについては、「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」(平成 29 年 3 月)(文部科学省)で、センター的機能の具体的内容として以下のことが示されています。

- 各学校の教職員への支援機能
- 各学校の教職員に対する研修協力機能
- 特別支援教育に関する相談・情報提供機能
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画等の作成への助言など、児童等への指導・支援機能
- 教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との連絡・調整機能
- 児童等への施設設備等の提供機能 等

また、上記に加え、本人や保護者からの相談、職業教育や就労に関する相談についても対応が求められており本県では特別支援学校のセンター的機能として次のような取組を進めています。

(1) 児童生徒・保護者の方への取組

- ①課題やつまづいていることを明らかにします。
- ②障がいの特性や認知の特性、ニーズに応じた指導や支援の方法、環境の整理の仕方などをアドバイスします。
- ③特別支援学級や特別支援学校を含む就学や転学の相談に応じます。
- ④進路や卒業後の就労の相談に応じます。
- ⑤福祉や医療等の他機関への支援の橋渡しに関する相談に応じます。

(2) 教職員・関係機関の方への支援

- ①個別の教育支援計画の様式や記入の仕方、実際の指導・支援場面の目標との関連などについてアドバイスします。
- ②個別の指導計画の様式や記入の仕方、実際の指導・支援場面への活用方法をアドバイスします。
- ③学校全体で支援する校内体制や校内委員会の在り方についてアドバイスします。
- ④具体的な教材や教具を紹介します。
- ⑤教職員研修会に、講師や助言者として参加します。

💡 考えてみよう！

インクルーシブ教育の実現のための指導や支援、教職員の連携など、所属校での取組をふり返り、課題や改善点について話し合ってみましょう。

キャリア教育

平成 23 年の中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（以下、「答申」とする）では、「キャリア教育」とは、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることをとおして、キャリア発達を促す教育」とされています。

1. キャリア教育の基本的方向性

「答申」では、キャリア教育の基本的方向性について以下の 2 点を挙げています。

- ① 幼児期の教育から高等教育まで体系的にキャリア教育を進めること。その中心として、基礎的・汎用的能力を確実に育成するとともに、社会・職業との関連を重視し、実践的・体験的な活動を充実すること
- ② 学校は、生涯にわたり社会人・職業人としてのキャリア形成を支援していく機能の充実を図ること

【参考】「答申」

基礎的・汎用的能力は、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の 4 つの能力に整理されています。

○人間関係形成・社会形成能力

多様な他者を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力。

○自己理解・自己管理能力

自分と社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情を律し、進んで学ぼうとする力。

○課題対応能力

仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力。

○キャリアプランニング能力

「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方について、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力。

【参考】「答申」

2. キャリア教育が求められる背景と学習指導要領

近年、グローバル化が社会に多様性をもたらすとともに、急速な情報化や技術革新が人間生活を質的にも変化させつつあります。このような変化の激しい社会に対応するためには、「生きる力」の理念を具現化し、どのような資質・能力を育むことをめざしているのか、明確にしていくことが重要です。キャリア教育においては、勤労観・職業観を形成・確立し、将来直面するであろうさまざまな課題に柔軟かつたくましく対応する力を高めることが大切です。子どもたちの社会的・職業的自立に必要な能力を育成し、キャリア発達^{※1}を促すため、社会・職業との関連を重視しつつ、小学校・中学校・高等学校等における体系的なキャリア教育の推進が強く求められています。

学習指導要領では、「（児童）生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科（・科目）等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。」と示されています。

児童生徒が自己のキャリア形成の方向性と学校での学びとを関連付けながら見通しをもったり、学びを振り返ったりすることができるよう、教職員はキャリア教育の視点からも主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることが求められています。

※1 人が生涯の中でさまざまな役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ねが、「キャリア」の意味するところであり、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を「キャリア発達」と言います。

3. キャリア教育の充実に向けて

子どもたちのキャリア発達を促すには、発達段階に応じた「縦」の連携（学年間・異校種間の緊密な協力や円滑な接続）と、さまざまな教育力を生かす「横」の連携（学校と家庭や地域・社会、企業、就労支援諸機関等との協力や協働）を活性化し、持続させることが重要です。また、キャリア発達は、個々の子どもで異なるため、一人ひとりをきめ細かく支えていくことが大切です。

教職員は、子どもたちに多様なキャリア形成に必要な能力や態度を身に付けさせるとともに、これらの能力や態度の育成を通じて、とりわけ勤労観・職業観を自ら形成・確立できる子どもの育成を目標とすることが必要です。

（１）キャリア教育計画の策定

キャリア教育は、学校教育全体の活動を通じて体系的に行われるものです。キャリア教育の充実を図るためには、子どもや地域の実態に応じて、ねらいや取組等を焦点化・重点化して、キャリア教育の全体計画と年間指導計画を策定することが必要です。

全体計画は、子どもたちのキャリア発達を促進するために身に付けさせたい力を、意図的・継続的に育成していくために、各学校における目標、育成する資質・能力、教育内容・方法、各教科等との関連等を示すものです。

各学年における年間指導計画は、各発達の段階における資質・能力の到達目標を具体的に設定するなど、全体計画を具現化するものです。学習指導要領における各教科（・科目）等のキャリア教育に関する事項を確認し、相互の関連性や系統性に留意し、有機的に関連付け、発達の段階に応じた創意工夫ある教育活動が展開できるように策定する必要があります。

現在三重県では、すべての県立高等学校でキャリア教育計画に基づいた系統的なキャリア教育が推進されています。

（２）キャリア教育の点検と見取り

キャリア教育を充実させるためには、計画を立てるだけではなく、策定した計画が適切であったかを点検することが大切です。点検を行う際のポイントとしては、実践を継続的に進められる体制をつくること、目標・計画・実践の一貫性を確認すること、保護者・地域・事業所等と恒常的に意見交換する場をつくることが挙げられます。

子どもたちの成長を見取るためには、社会的・職業的自立に向けて身に付けさせたい力を明確にし、子どもたちの実態をふまえた評価規準・指標を設定することが大切です。その際、身に付けさせたい力を子どもたちと共有するとともに、ポートフォリオ等により多様な側面から子どもたちの学びを捉えることが大切です。

（３）「語る」、「語らせる」、「語り合わせる」で変えるキャリア教育

子どもたちが自分の思いや考えを意識できるよう、教職員が「語り」、子どもたちに思いや考えを「語らせ」、「語り合わせる」ことにより、子どもたち自身に自ら気づくことを促し、主体的に考えさせることができます。

その際に、子どもたちが日々の学習活動等をまとめたポートフォリオ（キャリア・パスポート）を活用し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につなげることができるよう、対話的に関わる必要があります。

教職員による一方的な指示や目的が明確でない話し合いでは、子どもたちの変容は一時的に見られることがあっても、子どもたちの成長・発達につながるとは限りません。教職員は、それぞれの取組において子どもたちのキャリア発達を促すという意図をもって働きかけることが大切です。

「語る」、「語らせる」、「語り合わせる」活動は、学校におけるキャリア・カウンセリングです。キャリア・カウンセリングについて、文部科学省の資料では「子どもたちが自らの意思と責任で進路を選択することができるようにするための、個別又はグループ別に行う指導援助」と説明されていますが、中学校等・高等学校の進路指導における進路相談のみに限られるものではありません。どの校種においても、あらゆる場面で行うことができます。

4. 「キャリア・パスポート」について

『キャリア・パスポート』の様式例と指導上の留意事項（平成31年3月29日付け文科省通知）では、「『キャリア・パスポート』とは、児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのことである」とされています。その記述や自己評価の指導にあたっては、教師が対話的に関わり、児童生徒一人ひとりの目標修正などの改善を支援し、個性を伸ばす指導へとつなげながら、学校、家庭及び地域における学びを自己のキャリア形成に生かそうとする態度を養うよう努めなければなりません。

学習指導要領では一人ひとりのキャリア形成と自己実現について、以下のような記述があります。

一人ひとりのキャリア形成と自己実現の指導にあたっては、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこと。その際、児童生徒が活動を記録し蓄積する教材等を活用すること。

〔【参考】「学習指導要領」（小）p.185、（中）p.164、（高）p.479〕

「キャリア・パスポート」はここで示される「児童生徒が活動を記録し蓄積する教材等」にあたります。

○「キャリア・パスポート」の3つの意義

横をつなぐ

学校の教育活動全体で行うキャリア教育の要としての特別活動の意義が明確になること

縦をつなぐ

小学校から中学校、高等学校へと系統的なキャリア教育を進めることに資するということ

自己理解・
児童生徒理解につなぐ

児童生徒にとっては自己理解を深めるためのものとなり、教師にとっては児童生徒理解を深めるためのものとなる

〔【参考】「学習指導要領解説 特別活動編」（小）pp.82-83、（中）p.72、（高）pp.68-69〕

○キャリア・パスポートの内容

- ① 児童生徒自らが記録し、学期、学年、入学から卒業までの学習を見通し、振り返るとともに、将来への展望を図ることができるものとします。
- ② 学校生活全体及び家庭、地域における学びを含む内容とします。
- ③ 学年、校種を越えて持ち上げることができるものとします。
- ④ 大人（家族や教師、地域住民等）が対話的に関わるものとします。
- ⑤ 詳しい説明がなくても児童生徒が記述できるものとします。
- ⑥ 学級活動・ホームルーム活動で「キャリア・パスポート」を取り扱う場合にはその内容及び実施時間数にふさわしいものとします。
- ⑦ カスタマイズする際には、保護者や地域などの多様な意見も参考にします。
- ⑧ 通常の学級に在籍する発達障がいを含む障がいのある児童生徒については、児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて指導すること。また、障がいのある児童生徒の将来の進路については、幅の広い選択の可能性があることから、指導者が障がい者雇用を含めた障がいのある人の就労について理解するとともに、必要に応じて、労働部局や福祉部局と連携して取り組みます。
- ⑨ 特別支援学校においては、個別の教育支援計画や個別の指導計画等により「キャリア・パスポート」の目的に迫ることができると考えられる場合は、児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた取組や適切な内容とします。



◆ Web 資料「キャリア教育指導資料」参照

参考となる資料や Web ページ等を掲載しています。

ESD・環境教育

ESDは、「持続可能な開発のための教育」と訳されており、「持続可能な社会づくりの担い手を育む教育」のことをいいます。地球に存在する人間を含めた命ある生物が、遠い未来までその営みを続けていくために、環境・貧困・人権・平和・開発といったさまざまな地球規模の課題を自らの問題としてとらえ、身近なところから取り組む(think globally, act locally)ことで、課題解決につながる価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことをめざす学習や教育活動のことです。

1. ESDの実践にあたって

学習指導要領においては、前文及び総則に、「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられており、各教科等においても関連する内容が盛り込まれています。このことから、学校教育の各教育活動でESDの視点に立った学習活動を行う必要があります。

ESDの視点に立った学習活動を行うためには、国立教育政策研究所が提示した次の6つの構成概念(例)も参考にし、自分が行っている授業が、これらの構成概念のうちでどの概念の理解を深めるものとなっているかを考えることが実践の手掛かりとなります。

－持続可能な社会づくりの構成概念(例)－

- | | | |
|------------------|------------------|----------------|
| I 多様性(いろいろある) | II 相互性(関わり合っている) | III 有限性(限りがある) |
| IV 公平性(一人ひとり大切に) | V 連携性(力を合わせて) | VI 責任性(責任をもって) |

環境、経済、社会の面において持続可能な将来が実現できるような価値観と行動の変革をもたらすことをESDの目標の一つとしていますが、学校において、その目標を達成するためには、具体的にどのような能力・態度を育成する必要があるのか、一つの参考として、国立教育政策研究所の「学校における持続可能な開発のための教育(ESD)に関する研究[最終報告書]」(2012年3月)において例示されている「ESDの視点に立った学習指導で重視する能力・態度(例)」も参考にしながら、各学校で決めることが大切です。

－ESDの視点に立った学習指導で重視する能力・態度(例)－

- | | |
|----------------|-------------------|
| ① 批判的に考える力 | ② 未来像を予測して計画を立てる力 |
| ③ 多面的・総合的に考える力 | ④ コミュニケーションを行う力 |
| ⑤ 他者と協力する力 | ⑥ つながりを尊重する態度 |
| | ⑦ 進んで参加する態度 |

2. ESDを通じてSDGsの達成を

SDGs^{※1}(Sustainable Development Goals; 持続可能な開発目標)の目標4は、「質の高い教育の提供」に関するもので、「持続可能な開発のための教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。」とあります。「教育が全てのSDGsの基礎」であり、「全てのSDGsが教育に期待」している、とも言われています。また、国連総会決議(2017年12月)において、ESDが「質の高い教育に関する持続可能な開発目標に不可欠な要素であり、その他のすべての持続可能な開発目標の実現の鍵」であることが確認されました。

ESDを通じて、日頃の学校現場での取組を、SDGsの達成、そして持続可能な社会の構築につなげていけるように実践していきましょう。

※1 SDGs

2015年9月に国連サミットにて各国首脳により採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられたもので、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指した2030年までの国際開発目標のことをいいます。持続可能な開発の達成に向けて先進国と途上国の双方が取り組む目標が17、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。

1、2について

【参考】「持続可能な開発のための教育

(ESD: Education for Sustainable Development)」(文部科学省HP)

<https://www.mext.go.jp/unesco/004/1339957.htm>をもとに作成



3. 環境教育の実践

E S D の取組の一つが環境教育です。現在、地球温暖化の進行やオゾン層破壊の問題、海洋プラスチック問題等の地球環境破壊につながるさまざまな問題が生じており、その解決に向けての対応が喫緊の課題となっています。

こうした地球的な課題にも、身近な環境について知るところから目を向けていくことが、E S D の第一歩につながります。人間と環境の関わりだけでなく、地域社会の持続可能性等に焦点を当てることも大切な視点となります。

(1) 三重県での取組

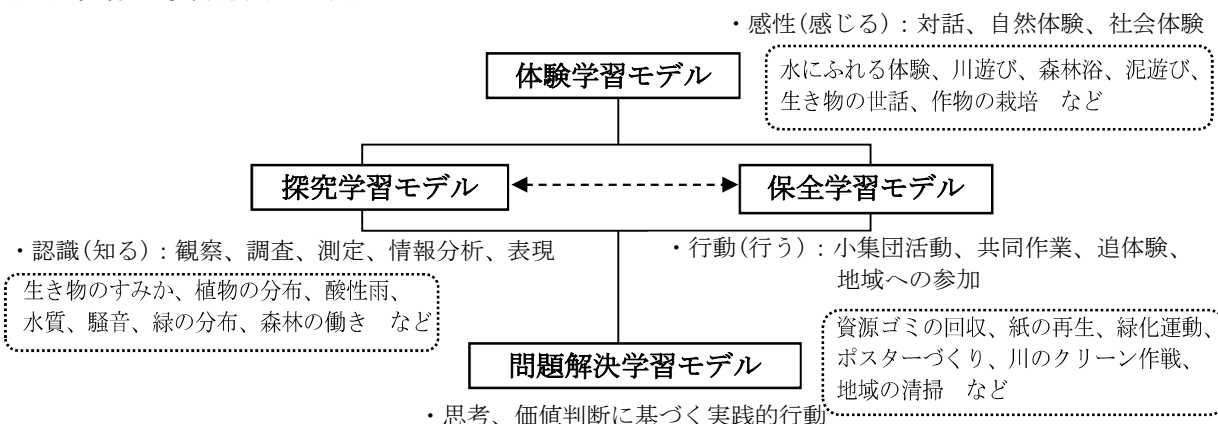
三重県においては、平成 24 年度に策定（令和 2 年 3 月改訂）した「三重県環境基本計画」に基づき、環境を大切にする心を育むとともに、一人ひとりが主体的に環境保全等に取り組む態度の育成を目指して、環境教育の推進を図っています。令和 2 年 3 月改訂版には、S D G s の考え方も取り入れられています。

各学校では、身近な自然環境や環境問題を題材として、観察・調査・見学等の体験的な学習を取り入れるなど、学校教育活動全体を通じて、特に「学校環境デー」を中心として、さまざまな取組が進められています。県HPにも「学校環境デー」の実践が紹介されています。

【参考】「三重県環境基本計画」（県HP）
<https://www.pref.mie.lg.jp/KANSEI/HP/m0049900042.htm>



(2) 多様な学習方法の工夫



(3) 授業構成上の配慮事項

指導内容の系統性・体系化を図る ・ 思いつきの指導や一部の教員の取組にならないよう、教育活動全体の中に位置づけ、「環境教育に関する全体的な計画」を作成しましょう。	子どもの発達に即し、地域の特性を生かす ・ 指導内容が難しくなりすぎないようにしましょう。 ・ 教員自身が地域でフィールドワークを行い、実態や課題を正しく把握しましょう。
日常生活に根ざした展開をする ・ 知識の習得にとどまることのないように留意しましょう。 ・ 学習は、毎日の生活や地域の現実の中からスタートし、再びそこに戻るようにしましょう。	インターネット等の教材を活用する ・ 直接観察の困難な他地域の環境に関する情報を入手したり、環境の時間的変化を調べたりする等、いろいろな情報の利用を心がけましょう。

【参考】

- ・ 「学習指導要領解説 総則編」（小・中） 「付録 6：現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容」の「郷土や地域に関する教育」「海洋に関する教育」「環境に関する教育」
- ・ 「持続可能な開発のための教育（E S D）推進の手引」（令和 3 年 5 月改訂）（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/content/20210528-mxt_koktoku01-100014715_1.pdf



🤔 考えてみよう！

日々の教育活動において、E S D の視点に立った学習活動にはどのようなものがあるか見直してみよう。

学校図書館の利用

学習指導要領では、児童生徒が学ぶ意欲を持ち、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決することができるようになることが重視されています。このような中、学校図書館は、子どもの知的活動を増進し、情操を養い、人間形成を行ううえで学校教育に欠くことのできないものであり、子どもの主体的な学習や自主的に調べる学習の場として、重要性が増してきています。

1. 学習指導要領における位置づけ

小・中・高等学校を通じて、学習指導要領 総則において以下のように示されています。

学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。【参考】「学習指導要領」(小) p. 23、(中) p. 24、(高) p. 28、(特小・中) p. 70、(特高) p. 51】

各教科等においては、学校図書館を計画的に活用した教育活動の展開に一層努めることが大切です。

読書活動における利活用に加え、授業やさまざまな学習における利活用を通じて、児童生徒の言語能力、情報活用能力等の育成を支え、主体的・対話的で深い学びを効果的に進める基盤としての役割が重要であり、その機能の活用が十分に図られるよう諸条件を整備していくことが、各学校に求められています。

2. 学校図書館の役割

学校図書館は、図書館資料を児童生徒や教員の利用に供すること等により、「学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成すること」(「学校図書館法」第2条)を目的とするものであり、以下の3つの役割を担うものです。

- ①読書センター 自由な読書活動や読書指導の場となること
- ②学習センター 児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりすること
- ③情報センター 児童生徒・教職員の情報ニーズへの対応や、児童生徒の情報収集・選択・活用能力を育むこと



学校図書館が充実し、その役割を果たすことで以下のことなどが期待されています。

①読書好きの子どもを増やし、確かな学力、豊かな人間性を育む

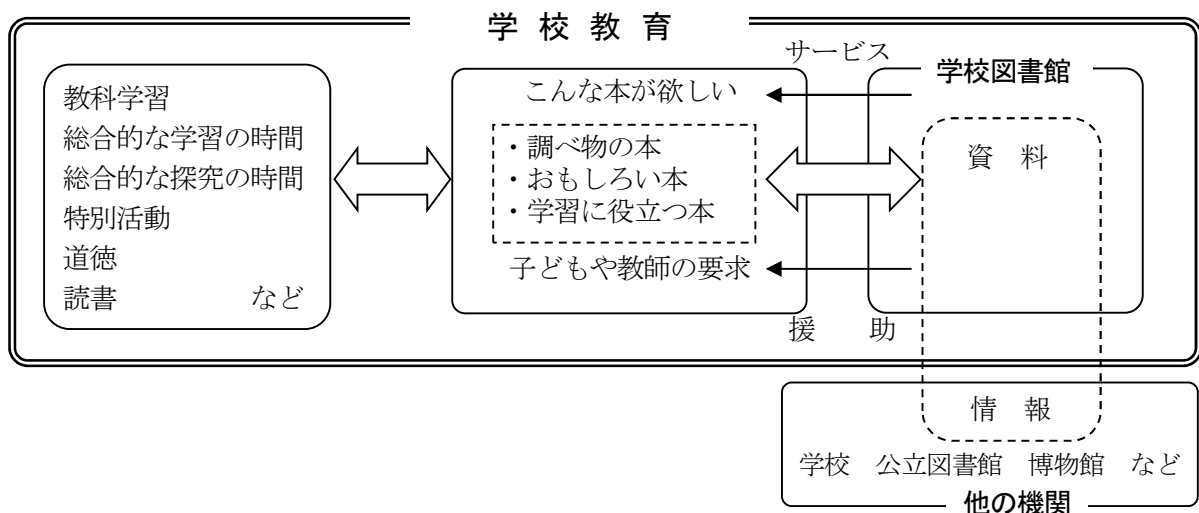
④豊かな授業に役立つ資料を通じ、教員の指導力が向上する

②授業で蔵書・新聞等を利活用し、思考力・判断力・表現力等を育む

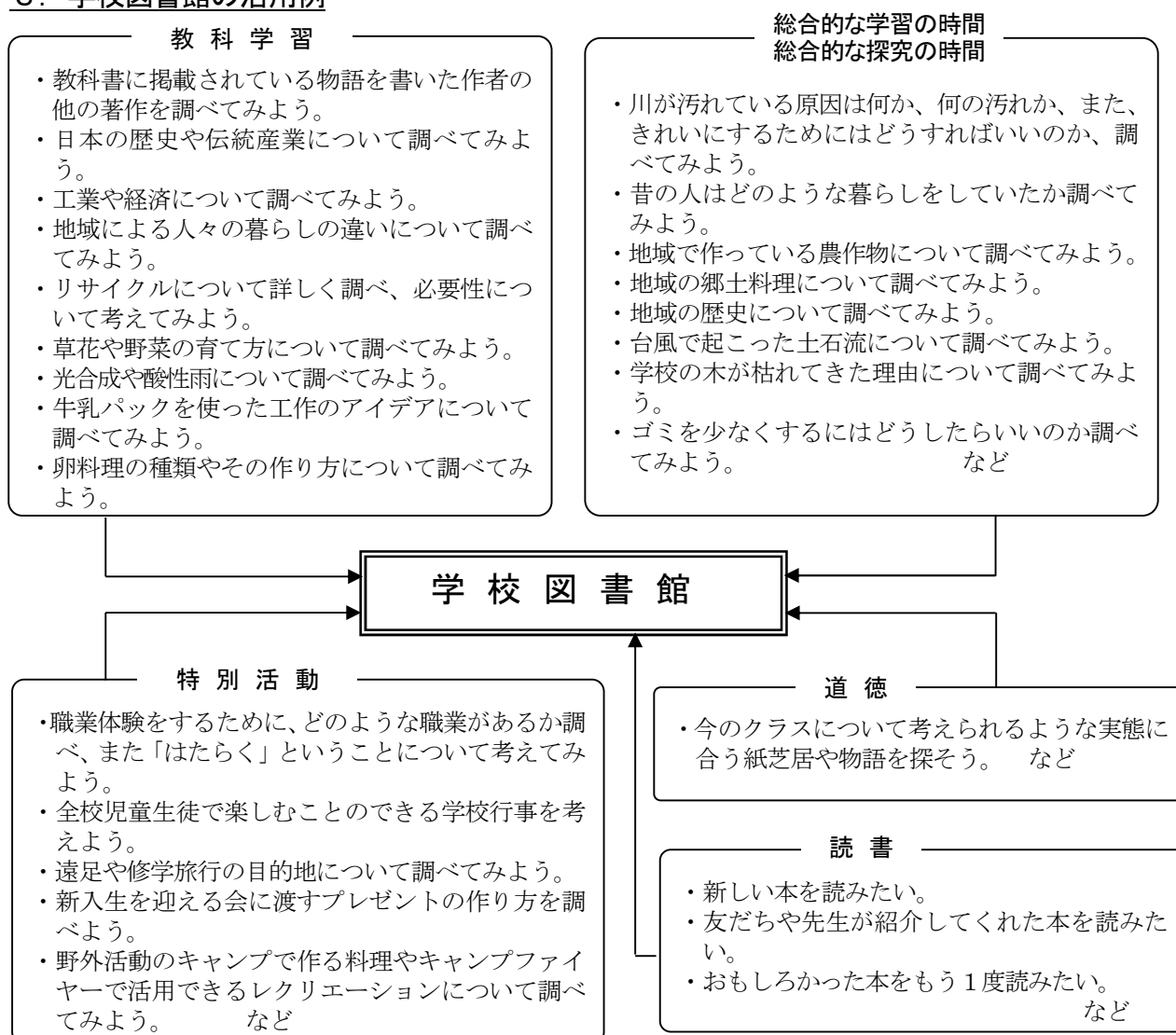
⑤悩みを抱える子どもの「心の居場所」となる

③探究的な学習活動を行い、情報活用能力を育む

⑥多様な子どもが自分に合った手段や方法で読書したり情報を得たりする



3. 学校図書館の活用例



◎確認してみましょう！

令和2年3月に、「図書館実践事例集～主体的・対話的で深い学びの実現に向けて～(学校図書館)」(文部科学省HP)が作成されました。全国の小中高特の各校種でのさまざまな実践がまとめられています。確認してみましょう。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/mext_00768.html



4. 三重県子ども読書活動推進計画

県教育委員会では、読書活動に親しむことによってすべての子どもたちが健やかに成長できるよう、令和7年3月に「本よもうねっとプランー第五次三重県子ども読書活動推進計画」を策定しました。ここでは、県のこれまでの取組や読書活動を取り巻く現状などをふまえ、子どもの読書機会を確保するとともに、家庭・地域・学校・企業など、皆さんと協力し、社会全体で全ての子どものそばにいつも本がある環境をつくることをめざしています。

◎参考となる Web ページ等

- 「本よもうねっとプランー第五次三重県子ども読書活動推進計画」(県教育委員会HP)

<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0046300358.htm>

- 全国学校図書館協議会HP

<https://www.j-sla.or.jp/>



健康教育・学校保健

1. 健康教育

健康教育の目的は、時代を超えて変わらない健康課題や日々生起する健康課題に対して、一人ひとりがよりよく解決していく能力や資質を身につけ、生涯をととして健康で安全な生活を送ることができるようにすることです。

また、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校「学習指導要領 第1章 総則 第1 学校教育の基本と教育課程の役割の2（3）」において、心身の健康の保持増進に関する指導について次のように述べられています。

学校における体育・健康に関する指導を、児童生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、（保健）体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習（探究）の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

【参考】「学習指導要領」（小）p.18、（中）p.20、（高）p.19、（特小・中）p.62、（特高）p.36

学校における健康教育には次のような3つの機能があります。

○学校保健（心身の健康の保持増進のための保健教育・保健管理・組織活動）

○学校安全（自他の生命尊重を基盤とした安全能力の育成を図るための安全教育・安全管理）
（本書「学校安全」参照）

○食育・学校給食（望ましい食習慣の形成等を図るための食に関する指導、給食管理）
（本書「食育」参照）

児童生徒が身近な健康生活について考え、適切な意志決定や行動選択ができるように、体育、保健・安全、学校給食を総合的に捉えながら、各学校において「学校保健計画」「学校安全計画」「食に関する指導の全体計画」を策定し、教職員の共通理解のもと、教育活動全体で、意図的、計画的に健康教育を進めていく必要があります。

学校保健安全法

第5条（学校保健計画の策定等） 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

第27条（学校安全計画の策定等） 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

学校給食法

第10条（食に関する指導の全体計画） 校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとする。

2. 健康教育の充実

(1) 教育指導面の重要性

多くの現代的健康課題に対応するためには、自ら健康で安全な生活行動を実践するという一次予防を促す教育指導面の充実を図ることが重要です。

(2) 健康教育の位置づけ

保健教育、安全教育及び食に関する指導等を統合した概念として健康教育を整理し、児童生徒の健康課題に学校が組織として一体的な取り組みを進めるとともに、児童生徒の発達段階に応じ、教育活動全体を通じて、自らの健康課題を解決していく態度や安全に行動できる態度の育成を図ることです。

(3) 取り扱う内容

- ・心身の健康の意義に関すること
- ・心身の発育・発達に関すること
- ・心身の健康を高める生活や健康を守る制度等に関すること
- ・環境と健康のかかわりに関すること
- ・傷害や疾病の発生と予防等に関すること
- ・心の健康問題の生じ方や対処の方法と心身の調和に関すること
- ・心身の健康の保持増進や、安全に関すること

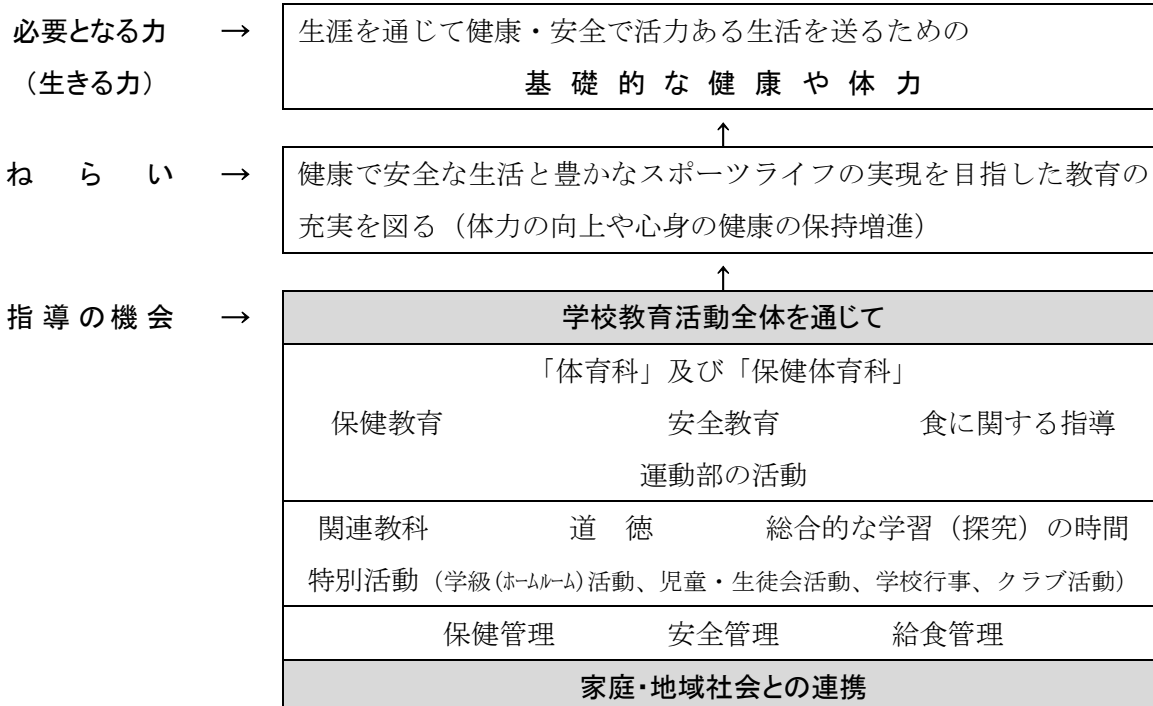
(4) 教科における指導

- ・体育科、保健体育科等の指導の充実を図りましょう。
- ・体育科、保健体育科、家庭科、技術・家庭科等各教科及び道徳科、総合的な学習（探究）の時間などとの関係分野を明確にしましょう。
- ・単に知識を教え込むのではなく、発達段階に応じて課題解決的な学習を一層推進しましょう。

(5) 特別活動等での指導

- ・教科での学習等で得た知識・理解を実践する場として具体的な指導をしましょう。
- ・総合的な学習（探究）の時間を活用した特色ある取組を進めましょう。
- ・家庭や地域との連携を図り効果的な指導を行いましょう。

体育・健康に関する指導の体系



3. 学校保健

(1) 学校保健の3領域

① 保健教育

体育科・保健体育科、家庭科・技術家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習（探究）の時間等、教育活動全体をとおして組織的・計画的に行いましょう。

また、児童生徒の現代的な健康課題について取り上げ、生涯にわたって健康な生活を営むために必要な能力や態度の育成をめざすことが必要です。そのためには、児童生徒の健康状態や生活実態を把握し、適時性のある指導をすることが大切です。

② 保健管理

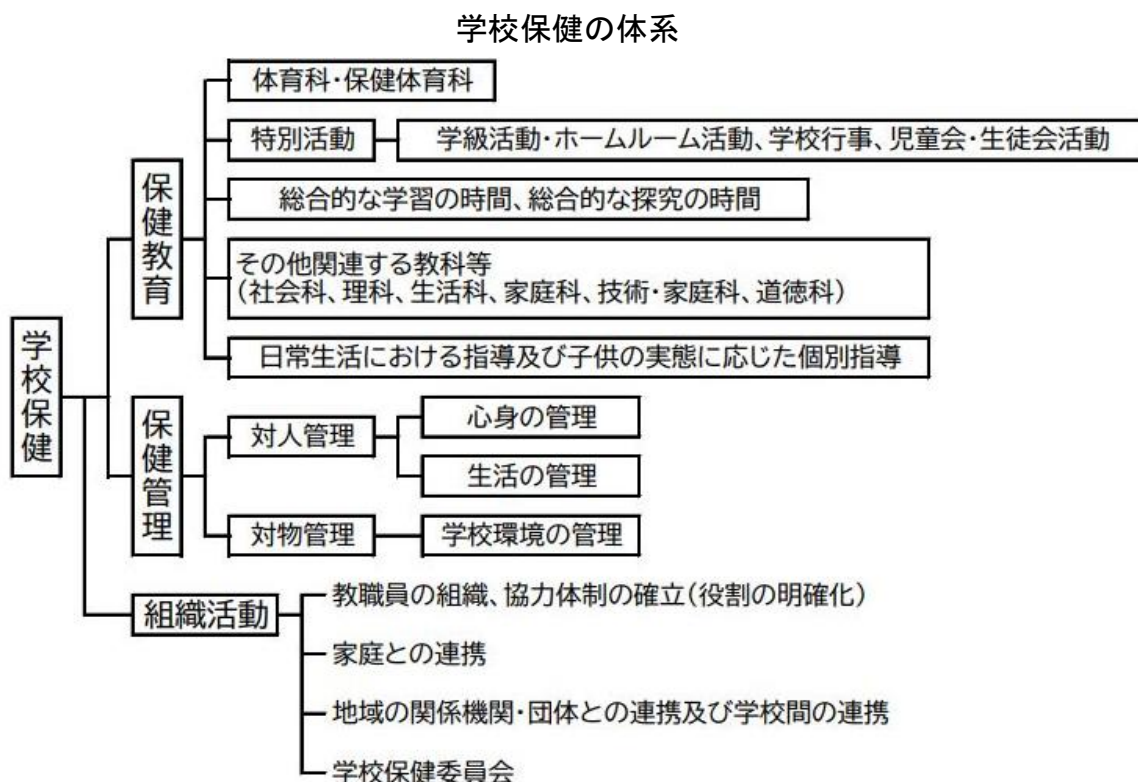
児童生徒の健康の保持・増進を図る活動を「保健管理」といいます。主な内容には次のようなものがあります。

- ・心身の管理・・・健康診断、救急処置、健康観察、健康相談、疾病・感染症の予防等
- ・生活の管理・・・学校生活の管理、健康生活への支援
- ・学校環境の管理・・・学校環境の衛生的管理、環境美化

ここでは、特に学級担任が関わる保健活動として健康観察と健康診断の2つのことについて記載します。（本項「(2) 日常の健康観察による把握」「(3) 健康診断の実施」参照）

③ 保健組織活動

多様化、複雑化している子どもの現代的な健康課題を解決するためには、学校内の組織体制が充実していることが基本であり、すべての教職員が学校保健に関する共通理解にたち、協力して取り組むことが必要です。その一つとして学校保健委員会があります。健康課題をテーマにして学校関係者が研究協議を行い、学校における健康教育を推進する学校内の保健活動の中心組織です。委員会をとおして校内の協力体制の整備はもとより、外部の専門家の協力を得るなど家庭、地域社会の関係機関、医療機関と連携して活性化を図りましょう。



【参考】「学校保健実務必携＜第5次改訂版＞」2020 第一法規より作成

(2) 日常の健康観察による把握

学校における日常的な健康観察は、朝の健康観察を中心に学級担任や養護教諭をはじめ、すべての教職員によって実施し、児童生徒の一日の学校生活全体をとおして継続的に行わなければなりません。とりわけ学級担任による朝の健康観察は、心身ともに健康な一日のスタートをするために重要です。また、学校生活全般をとおして健康観察を行うことは、より深い児童生徒の理解ができるとともに、体調不良のみならず心理的なストレスや悩み、いじめ、不登校、虐待や精神疾患など子どもの心の健康問題の早期発見・早期対応にもつながることから、重要性が増し、学校保健安全法(H21 施行)において位置づけられ、充実が図られています。

① 健康観察の目的

- ア 子どもの心身の健康問題の早期発見・早期対応を図ります。
- イ 感染症や食中毒などの集団発生状況を把握し、感染の拡大防止や予防を図ります。
- ウ 日々の継続的实施によって、子どもに自他の健康に興味・関心をもたせ、自己管理能力を育成します。

② 健康観察の機会

学校における健康観察は学級担任や養護教諭が中心となり、全教職員が共通の認識をもつことが重要です。また、保護者の理解と協力を得て、保護者に子どもの健康観察の視点等の周知をすることも重要です。

場面別の観察ポイント

場面1 登校時、下校時

- 登下校を渋る
- 遅刻や早退が増加する
- 挨拶に元気がない
- 友達と一緒に登下校したからない

場面2 朝や帰りの会

- 体調不良をよく訴える
- 朝夕の健康観察に変化がある
- 朝から眠いと訴える
- 表情や目つきがいつもと違う

場面3 授業場面

- 学習に取り組む意欲がない
- 学習用具の忘れ物が多い
- 教師の話が聞けない
- ぼんやりしている
- 友達と関わる場面でも参加しない

場面4 休み時間

- 友達と遊びたがらない
- 一人で過ごすことを好む
- 外で遊ぶことを嫌がるようになる
- 保健室に行きたがる
- 他学年の子供とばかり遊ぶ

場面5 給食(昼食)時

- 食べる量が極端に減る
- 食べる量が極端に増える
- 食欲がないと訴える
- 友達との会話が減る

場面6 学校行事

- 参加を拒む
- 参加への不安を訴える
- 行事が近づくと体調不良になる
- 行事への欠席が多い

場面7 部活動

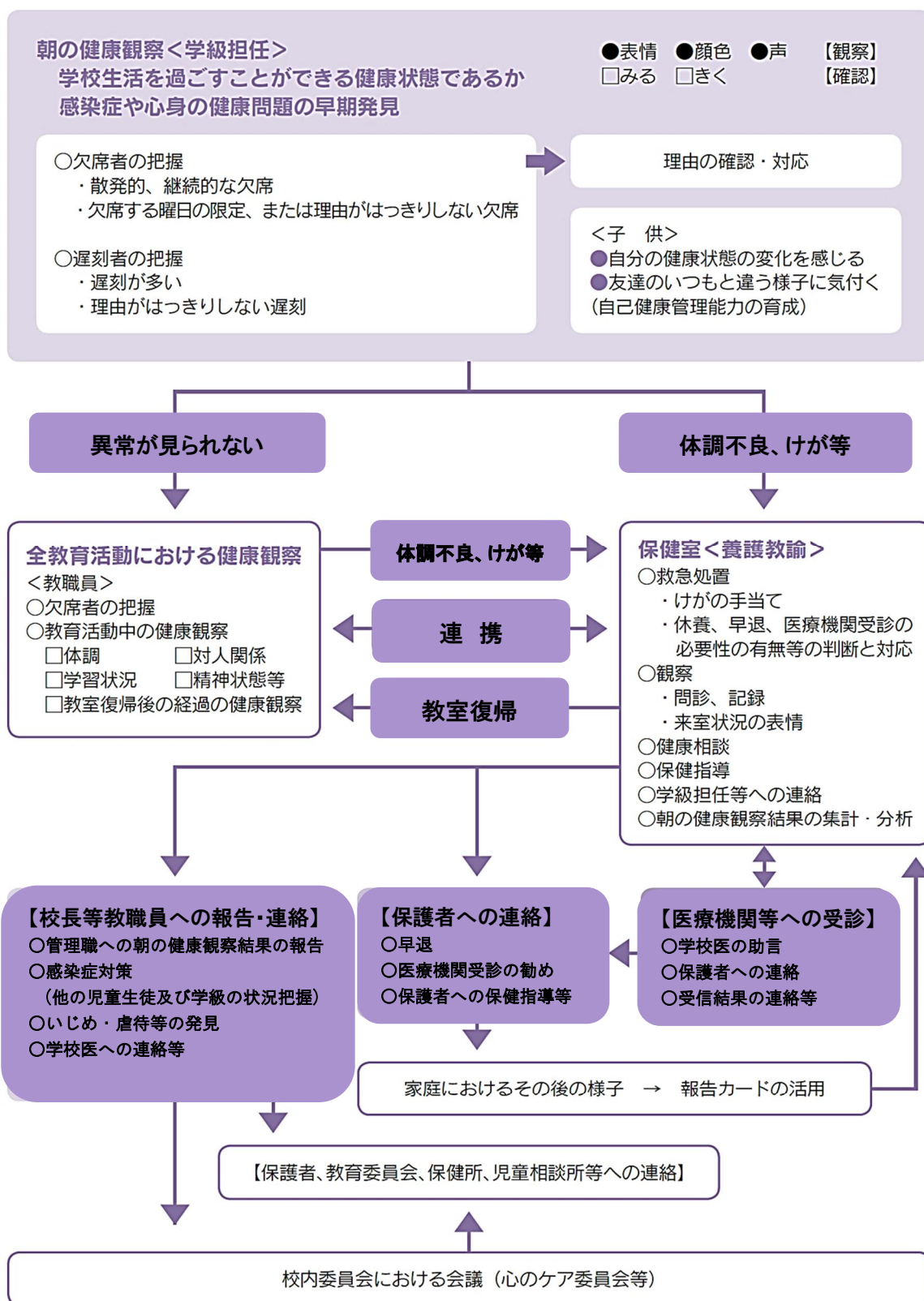
- 休みがちになる
- 練習等への意欲が乏しい
- 友達と関わろうとしない

場面8 その他

- 保健室への来室が増える
- 今までできていたことができなくなる
- 用事もないのに職員室に来る

〔【引用】「学校における子供の心のケア（平成26年3月）」文部科学省〕

健康観察のフローチャート



「教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応」平成 21 年 3 月文部科学省一部改変

〔 【引用】 「学校における子供の心のケア（平成 26 年 3 月）」文部科学省 〕

💡 考えてみよう！

前ページにある「場面別の観察ポイント」のような児童生徒の様子に気づいたとき、あなたはそのことを誰と共有しましたか。これまでの経験を振り返ってみましょう。

(3) 健康診断の実施

児童生徒の健康診断は、学校保健安全法に基づいて実施しています。

学校保健安全法

第十三条（児童生徒等の健康診断） 学校においては、毎学年定期に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

第十四条 学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

健康診断実施の流れ（例）

時期	実施段階	主な内容	留意事項
3月	実施計画	学校保健計画作成 実施計画・要項の作成	・前年度の反省事項、学校行事としてのねらいの確認 ・校内の保健委員会で原案作成 ・学校医の指導助言 ・職員会議で決定
4月	事前の準備と指導	連絡調整 会場の確保、会場づくり 検査器械・器具・薬品等の点検 公簿等の整備 指導資料・諸用紙の準備 保護者への連絡 児童生徒への事前指導	・関係者・関係機関（学校医、学校歯科医、検診機関、行政担当課） ・各検診・検査に適した教室または会場の確保等 ・検査・検診用器械・器具・薬品等 ・健康診断票、保健調査票 ・教師用・児童生徒指導用印刷物、個票、検診用アンケート用紙、学級別記録用紙等 ・保護者向け健康診断のお知らせ等 ・保健だより、学級通信、学級活動
	保健調査	保健調査、アンケート	・記載事項の確認、結果の活用（配慮を要する児童生徒の確認等）
6月	健康診断の実施	打ち合わせ 職員全体・各係・担当 学校医・学校歯科医等 器械、器具（消毒）準備 測定・検査・検診 総合判定	・教職員の協力体制 記録・補助・連絡係等 ・欠席者、検査や検診の時間等 ・学校医、検診機関への対応 ・検査・検診の判定基準等
7月	事後の活動	結果通知（健康診断後、21日以内に通知する。） 未受診者措置 統計処理 健康実態の報告と検討 教育計画の見直し 児童生徒等への保健教育 健康相談 公簿等の整理	・治療の勧め（児童生徒、保護者等） 早期に対応 ・記録整理、集計・統計的検討 健康実態の把握 ・校内保健委員会、学校保健委員会 ・校内企画（運営）委員会、職員会議等へ提案 ・個別・グループ・全体指導、学級活動における保健教育 ・学校生活管理指導票等による保健管理
	評価	健康診断実施に関する評価 児童生徒等の健康への関心や意欲	・実施段階別・観点別評価 ①計画：教職員の共通理解、連絡調整、全体の日程、器具検査等 ②事前指導：指導の機会と方法内容 ③実施計画：日程、役割分担、結果の記録方法、実施手順 ④事後指導：結果通知、医学的事後措置 個別指導、健康相談等 ⑤事後処理 ・総合、発育発達状態の把握、疾病異常の把握、健康への関心・健康診断の必要性の理解等



次年度の計画立案

【参考】「児童生徒等の健康診断マニュアル平成27年度改訂」公益財団法人日本学校保健会

4. 学校におけるアレルギー疾患の取組について

アレルギー疾患は決して珍しい疾患ではなく、学校には各種のアレルギー疾患の子どもが多数在籍しています。これまで全く症状が見られなくても、突然起こる場合もあり、全ての学校で、アレルギー疾患の理解といざというときの対応を整えておく必要があります。

＜アレルギー疾患に対する取組のポイント＞

- ・各疾患の特徴をよく知ること
- ・個々の児童生徒等の症状等の特徴を把握すること
- ・症状が急速に変化することを理解し、日頃から緊急時の対応への準備を行っておくこと

※「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」（以下、管理指導表といいます）は、当該児童生徒の症状等の特徴や、学校生活上の留意点等が記載されています。アレルギー疾患があり、学校における配慮や管理が必要だと思われる場合には、医師が記載する管理指導表の提出を依頼し、該当する児童生徒の保護者は、毎年度学校に提出することとなっています。記載する医師には、病状・治療内容や学校生活上の配慮する事柄などの指示が変化する場合、向こう1年間を通じて考えられる内容を記載してもらいます。なお、大きな病状の変化があった場合はこの限りではありません。提出された管理指導表は、緊急時に教職員誰もが閲覧できる状態で管理する必要があります。また、次年度にも必ず引き継がれるようにしましょう。

アレルギー疾患には、気管支ぜん息や食物アレルギー・アナフィラキシーのように緊急の対応を要する疾患があります。特にアナフィラキシーは非常に短時間のうちに重篤な状態に至ることがあります。

＜アナフィラキシーとは＞

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時かつ急激に出現した状態をいいます。その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態であることを意味します。

アナフィラキシーの原因のほとんどは食物ですが、それ以外に昆虫刺傷、医薬品、ラテックス（天然ゴム）などが問題となります。中にはまれに運動だけでも起きることがあります。

緊急時に備えて、アドレナリン自己注射薬（「エピペン®」：アナフィラキシーを起こす危険性が高く、万一の場合に直ちに医療機関での治療が受けられない状況下にいる者に対し、事前に医師が処方する自己注射薬）等が処方されていることがありますので、教職員の誰が発見者になった場合でも適切な対応がとれるように教職員全員が情報を共有し、常に準備をしておく必要があります。

◆緊急時の対応については Web 資料「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」を参考にしてください。

【アレルギー疾患の対応に関する参考資料】

- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》」（令和2年3月）公益財団法人日本学校保健会
- ・「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月）文部科学省
- ・「学校におけるアレルギー疾患対応の手引《令和2年度改訂》」（令和3年2月）県教育委員会
- ・ネットDE研修「子どもの命をまもるために ―アナフィラキシー編―」（令和5年11月）県教育委員会

💡 考えてみよう！

児童生徒がアナフィラキシーを起こしたときの必要な対応について、自校の危機管理マニュアルを確かめましょう。また、周りの人たちと一緒に、対応のシミュレーションをしてみましょう。

食育

子どもたちが多くの時間を過ごす学校等は、食育を推進していく場として大きな役割を担います。幼児教育から高等学校まで、切れ目のない食育を推進していくことで、生涯にわたって健やかに生きるための基礎を培います。

1. 食に関する指導の目標

学校教育活動全体を通して、学校における食育の推進を図り、食に関わる資質・能力を次のとおり育成することをめざします。

(知識・技能)

食事の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図り、健康で健全な食生活に関する知識や技能を身に付けるようにする。

(思考力・判断力・表現力等)

食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理したり判断したりできる能力を養う。

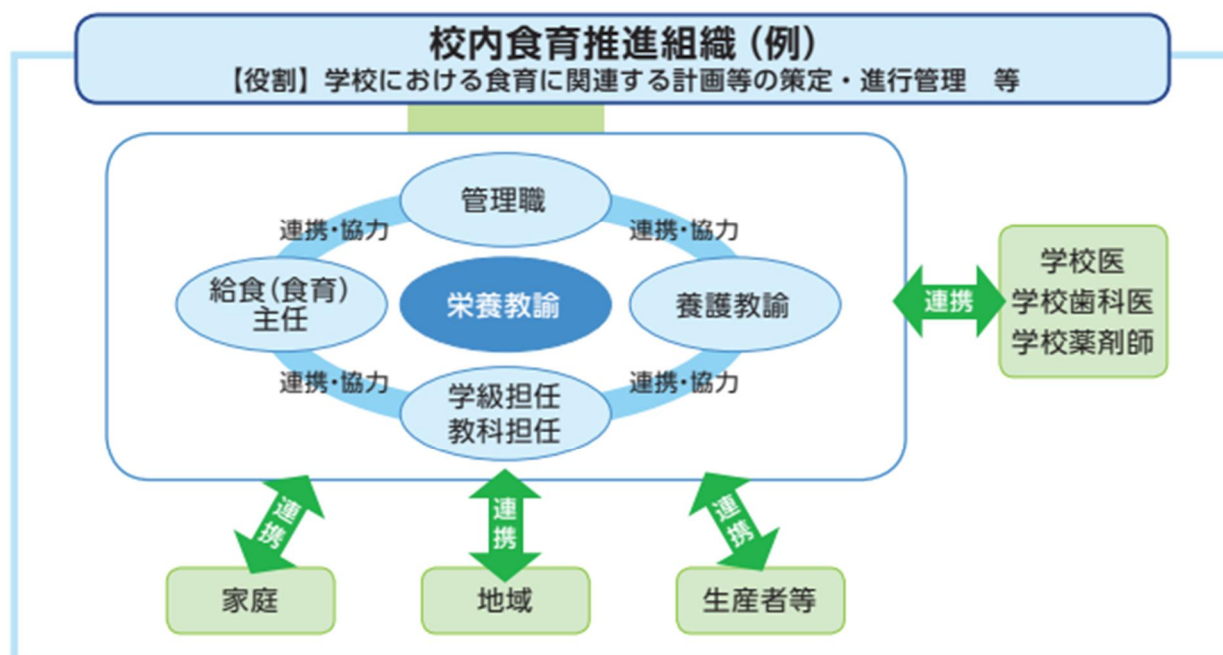
(学びに向かう力・人間性等)

主体的に、自他の健康な食生活を実現しようとし、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を養う。

〔【引用】「食に関する指導の手引-第二次改訂版-(平成 31 年 3 月)」文部科学省 〕

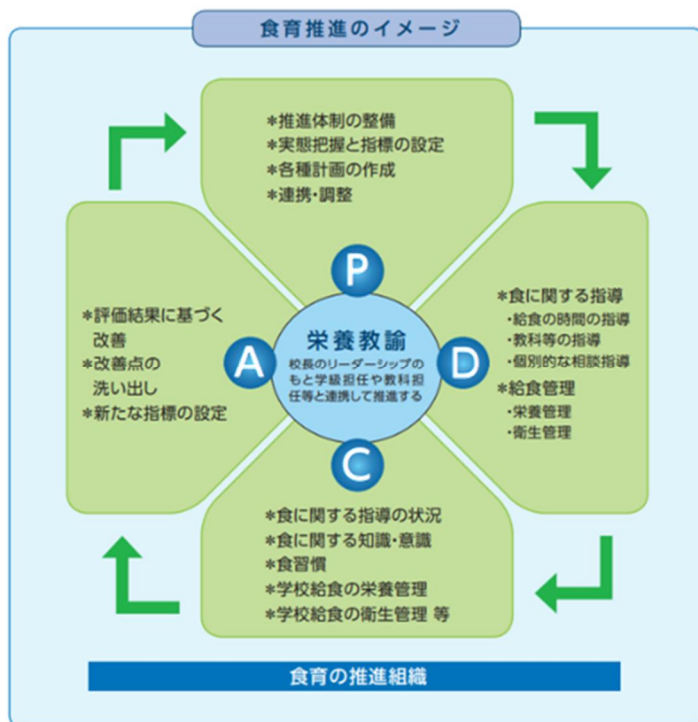
2. 食育の推進体制

食育推進組織を設置し、食に関する指導の全体計画を作成して年度初めに全教職員に共通理解を図ります。（「食に関する指導の手引-第二次改訂版-(平成 31 年 3 月)」pp. 35-73（文部科学省）を参照）



〔【引用】「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進のPDCA～(平成 29 年 3 月)」p. 6 文部科学省 〕

3. 食育推進のPDCA



【引用】「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進のPDCA～（平成29年3月）」 p. 5 文部科学省

各学校において食育を推進する際には、「計画（P）」「実践（D）」「評価（C）」「改善（A）」のPDCAサイクルに基づいて行います。PDCAサイクルに基づいて行うことで、よりよい食育を推進することが可能となります。

改善（Act）の目的は、評価（Check）の結果を踏まえて、計画や実践を見直し、より良い食育計画を作成することです。評価（Check）が年度ごとと実践の取組ごとの評価があるように、改善（Act）も、それぞれの評価に伴い、年度ごとと実践の取組ごとに実施されます。

〔【引用】「食に関する指導の手引－第二次改訂版－（平成31年3月）」 pp. 24-25 文部科学省〕

4. 食に関する指導の内容

食に関する指導の内容は、以下の3つに体系化しています。

（1）教科等における食に関する指導

関連する教科等において食に関する指導を行う場合には、当該教科等の目標がよりよく達成されることを第一義的に考え、その実現の過程に「食育の視点」を位置づけ、意図的に指導することが重要です。

〈食育の視点〉

食事の重要性	食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。
心身の健康	心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。
食品を選択する能力	正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。
感謝の心	食べ物を大事にし、食料の生産等に関わる人々へ感謝する心をもつ。
社会性	食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。
食文化	各地域の産物、食文化や食に関わる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。

（２）給食の時間における食に関する指導

給食の時間に行われる指導は「給食指導」と「食に関する指導」に分けることができます。

【給食指導】日々の指導は主に学級担任等が担い、運営や指導方法は学校全体で統一する。

○給食の準備から片付けまでの一連の指導の中で、正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、はしの使い方、食事のマナーなどを習得させる。

【食に関する指導】献立を教材として用いた指導を、学級担任等と栄養教諭が連携して進める。

○献立を通して、食品の産地や栄養的な特徴を学習させる。

○教科等で取り上げられた食品や学習したことを学校給食をとおして確認させる。

（３）個別的な相談指導

集団での対応では適切な指導が困難な課題（偏食傾向、肥満・痩身傾向、食物アレルギー等）を有する児童生徒に対して、個別的な相談指導を行います。全教職員が個別指導の方針について理解したうえで、管理職、栄養教諭、学校栄養職員、学級担任、養護教諭、ＳＣ（スクールカウンセラー）・ＳＳＷ（スクールソーシャルワーカー）、学校医、保護者等が連携を図り、指導にあたることが重要です。

💡 考えてみよう！

- 自校の食に関する指導の全体計画を見て、
 - １．学校や地域の特長を生かした食に関する指導についてアイデアを出しましょう。
 - ２．児童生徒の実態から、どのような食に関する指導が必要か考えてみましょう。
- 給食指導で日ごろから心がけていることはどのようなことですか。意見を出し合ってみましょう。

学校安全

学校安全は、学校安全計画に基づき、安全教育、安全管理、組織活動の側面から、生活安全、交通安全、災害安全の3領域に実践課題を設定し、全ての教職員で取り組むことによって実現される教育活動です。学校における安全教育は、教職員と家庭・地域社会が連携するとともに、安全管理および組織活動と一体的に、計画的に進める必要があります。

1 学校における安全教育の目標

学校における安全教育の目標は、児童生徒が日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できるような資質や能力を養うことにあります。具体的には次の3つの目標が挙げられます。

- (1) 日常生活における事件・事故災害や犯罪被害等の現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。
- (2) 日常生活の中に潜むさまざまな危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにする。
- (3) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

各学校では、児童生徒の発達段階や地域の実情を考慮して、学校の特色を生かした目標や指導の重点を計画し、教育課程を編成して指導にあたる必要があります。

2 事件・事故等への対応

事件・事故を防止するためには、学校は、事件・事故につながる危険因子を除去するとともに、災害の影響を最小化するように努めなければなりません。また、事件・事故や災害が発生した場合は、学校は、迅速に対応し、被害の最小化、早期回復に向けた取組を進めることが求められます。そのためには、学校として、事件・事故や災害への対応を想定した危機管理体制と組織活動、外部の関係機関との連携を、平常時から築いておく必要があります。

(1) リスクマネジメント

児童生徒がさまざまなトラブルに対し、自ら回避したり解決したりすることができるよう、コミュニケーションスキルの育成や安全教育を実施するとともに、事件・事故や災害発生時にも児童生徒の安全を確保し、被害の最小化等が実現できるよう、平時から危機管理マニュアルを整備するとともに、危機対応の実践的研修を実施する。

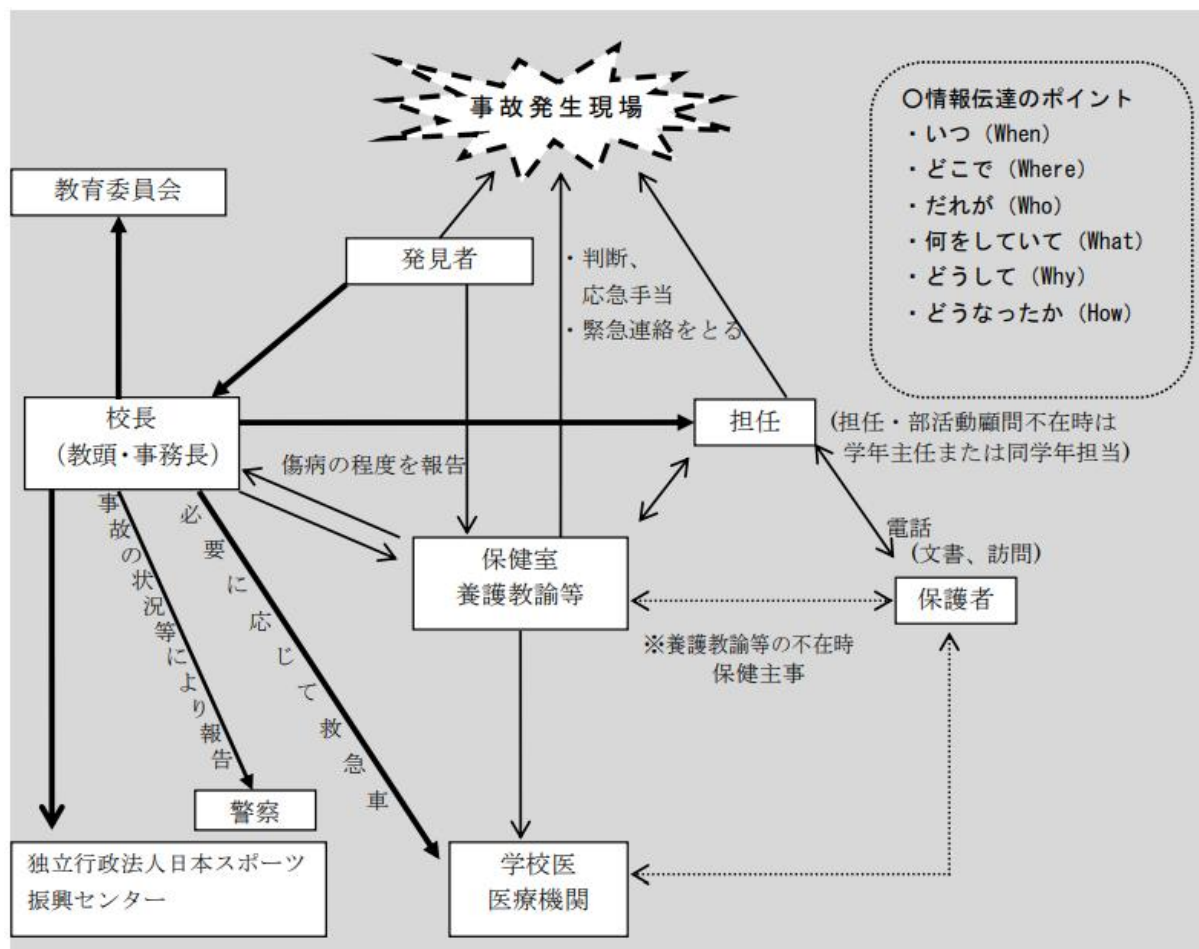
(2) クライシスマネジメント

安全管理や安全教育による事前の取組を進めていたにもかかわらず、事件・事故が発生したり、災害の影響が及んだりした際には、児童生徒の安全確保を最優先に考え、心のケアや関係機関と連携した対応を進めるとともに、学校運営の回復と再発防止に向けた取組を進める。

○学校管理下の事故と学校の対応

不慮の事故が発生したとき、混乱することなく、迅速かつ的確に対応ができるよう、全教職員の共通理解と協力のもとに万全の体制を確立しておくことが大切です。

医療行為の必要な事故が発生した場合の対応の一例は次の図のとおりです。



【引用】「学校管理下における危機管理マニュアル」(令和7年3月改訂) p. 17 県教育委員会
<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001189409.pdf>

【コラム】学校の管理下における児童生徒の事故等について

学校の管理下における児童生徒の事故については、校長から教育委員会に報告しなければなりません。そのため、以下の事項について、必要に応じ保健主事・養護教諭との連携のもとに、速やかに正確に校長へ報告しましょう。

- 事故の種類・内容、児童生徒の安否・けがの程度
- 発生日時・場所
- 被害者の名前・住所・学年・組・保護者の名前・連絡先
- 交通事故の場合は、相手方の名前等
- 詳細な事故発生状況
- 事故発生にあたり、取った処置
- 事故に関連のある内容についての平素の指導状況・事後の指導状況等の事故前後の教育的措置 など

※危機管理対応マニュアルの設置場所を確認のうえ、一読しておく必要があります。

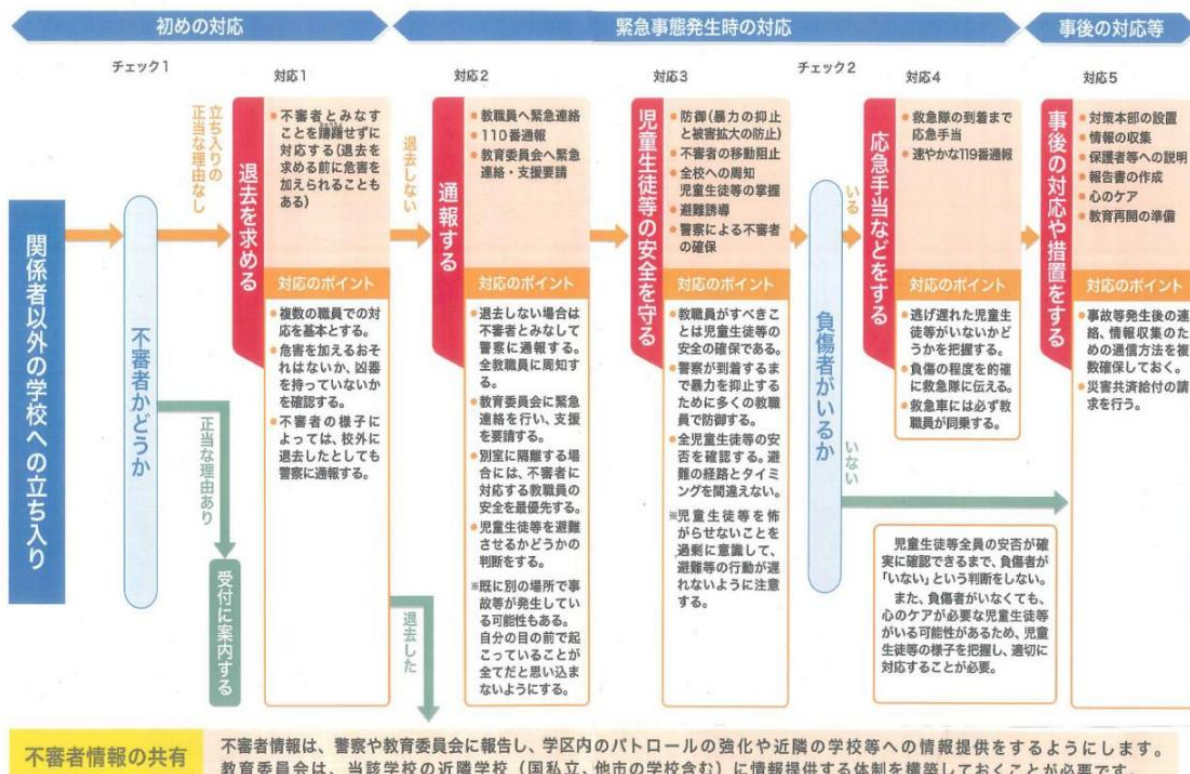
○不審者侵入時に即応できる体制づくり

事件・事故の発生を未然に防ぐため、危機管理について、万全を期することが求められています。万が一学校に不審者が侵入するなどの緊急事態が発生した場合に、子どもや教職員、来校者等の学校内にいる人々の安全を守ることができる体制の整備が必要です。

不審者の侵入により想定される事態の推移と対応の一例は、次の図のとおりです。

不審者の立ち入りへの緊急対応の例

各学校においては、以下のフローを参考に、各学校の実情にあった対応ができるよう体制整備や訓練を行う必要があります。



【引用】「学校管理下における危機管理マニュアル」(令和7年3月改訂) p.72 県教育委員会
<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001189409.pdf>

◎確認してみましょう！

学校の安全に関する参考資料が各学校へ配付されていますので、参考にしてください。(すべて出典は文部科学省)

- ・学校安全資料DVD「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」(平成21年3月)
- ・学校安全資料DVD「生徒を事件・事故災害から守るためにできることは」(平成22年3月)
- ・「生きる力をはぐくむ学校での安全教育」(平成31年3月改訂)
- ・学校安全資料DVD「安全な通学を考える～加害者にもならない～」(平成24年3月)
- ・学校安全資料DVD「安全に通学しよう～自分で身を守る、みんなで守る～」(平成25年3月)
- ・「学校の危機管理マニュアル作成の手引」(平成30年2月)
- ・『「登下校防犯プラン」について』(平成30年6月)
- ・「文部科学省交通安全業務計画」(令和2年2月)
- ・「生徒指導提要」(令和4年12月)
- ・「学校事故対応に関する指針【改訂版】」(令和6年3月)

防災教育・防災対策

1. 防災教育・防災対策の推進

(1) 防災ノート



子どもたちが、自然災害に対して自分の命を自分で守る力を身につけられるよう、学校では防災学習教材の充実や教職員の防災に関する意識や知識の向上等に取り組み、防災教育を推進していく必要があります。県教育委員会では、県内の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校に防災ノートを配付し、学校における防災

教育を推進しています。小学生（低学年版）、小学生（高学年版）、中学生版、高校生版があり、各発達段階に応じた防災意識の向上や、災害発生時の適切な行動について考えさせる教材が系統的に配置されています。また、最新の防災情報などを反映し、随時、改訂（現在第12版）を行うとともに、ポルトガル語、スペイン語、中国語、タガログ語、ビザイヤ語の外国語版防災ノートや指導者用防災ノートを配付しています。

毎年、5月頃に各学校に必要部数を配付するほか、県教育委員会教育総務課 学校防災・危機管理班 Web ページから、防災ノートや指導者用防災ノートをダウンロードすることができます。また、授業における活用の具体的なポイント等の映像指導資料等も視聴できます。

(2) 「防災教育推進支援事業」による学校における防災教育の支援

学校が実施する体験型防災学習や保護者、地域住民等との合同の避難訓練等の防災教育の取組について、県教育委員会から職員を派遣して支援を行います。

- 児童生徒の体験型防災学習（防災タウンウォッチング、防災マップ作成等）の支援
- 保護者、地域住民等と連携した避難訓練や防災学習の支援
- 防災に関する図上訓練（DIG、HUG等）の支援 等

(3) 教職員を対象とした防災研修の実施

公立小中学校や県立学校で中心となって防災教育・防災対策を推進する立場にある教職員「学校防災リーダー」を対象に、毎年度、7月下旬から8月にかけて、学校防災に必要な知識や具体的な手法を習得する研修を実施しています。

また、南海トラフ地震などの大規模災害発生時に備えるため、学校再開や児童生徒の心のケア等、災害時の学校運営に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備える教職員を育成し、令和2年度に「三重県災害時学校支援チーム」を設置しました。県内外で学校が長期間休校となるような災害が発生した場合などには、被災した学校に隊員を派遣し、早期再開を支援するとともに、平時には、所属校において、防災訓練や防災教育を担当しています。

なお、令和6年1月1日に発生した能登半島地震においては、三重県のカウンターパート

である石川県輪島市に令和6年1月10日から三重県災害時学校支援チーム先遣隊を派遣して、学校の被害状況などの調査を行いました。その結果をふまえ、令和6年1月19日（第1次隊）から令和6年3月31日（第14次隊）まで輪島市内の学校に派遣し、延べ46人の隊員などが、現地教員の授業支援や児童生徒の心のケアなどの活動を行いました。また、派遣された隊員の経験や知見を共有し、近年発生が予想される南海トラフ地震への学校等の防災対策の参考とするため、「能登半島地震支援における三重県災害時学校支援チーム報告書」を令和6年10月5日に作成しています。

（４）学校防災みえ Web ページ

児童生徒が1人1台学習端末等を活用して、災害発生時に適切な判断・行動ができる知識を身につける防災学習に取り組むことができるよう、学校などで地震が発生した状況を体験できる「360度地震体験動画」や保護者と一緒に家庭の防災対策を考える防災教育用デジタルコンテンツを作成し、学校防災みえ Web ページに掲載しています。また、防災ゲーム、防災ノート等の防災教材、教職員向けの防災資料、過去の災害での体験談など、授業等で活用できる資料や映像も掲載しています。

2. 子どもたちの命を守るために

○各学校における「危機管理マニュアル（危険等発生時対処要領）」

各学校では、児童生徒等の安全を確保するため、危険等発生時に職員が講じるべき措置の内容や手順を定めた「危機管理マニュアル（危険等発生時対処要領）」を作成しています。

学校における「危機管理マニュアル」の作成の手引書として、県教育委員会では、「学校における防災の手引」や「学校管理下における危機管理マニュアル」を作成して、各学校に配付しています。

学校の「危機管理マニュアル」を共通理解するとともに、上記の手引書も参考にしながら毎年全職員で見直しを行う等、多くの視点で子どもたちの命を守るための改善策を図る必要があります。

◎参考となる Web ページ等

- 「防災ノート」等（県教育委員会HP）

<https://www.pref.mie.lg.jp/kyoiku/hp/bosai/68638018172.htm>

- 学校防災みえ Web ページ

<http://www.mie-c.ed.jp/gakkobosaimie/>

- 「学校における防災の手引」（令和7年3月改訂）県教育委員会

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001185901.pdf>

- 「学校管理下における危機管理マニュアル」（令和7年3月改訂）県教育委員会

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001189409.pdf>

外国人児童生徒教育

国際化の進展に伴い、学校現場では帰国児童生徒や外国人児童生徒、外国につながる児童生徒（以下、外国人児童生徒等）の受入れが多くなっています。今後、外国人児童生徒等がさらに増加し、国籍の多様化や多言語化が進むことが見込まれます。これらの児童生徒の多くは、外国における生活経験等を通して、我が国の社会とは異なる言語や生活習慣、行動様式を身につけていますが、一人ひとりの実態は、その母国や日本語能力、在留期間、年齢、外国での就学形態や教育内容・方法、さらには家庭の教育方針などによってさまざまです。このため、これらの外国人児童生徒等の受入れにあたっては、一人ひとりの実態を的確に把握し、当該児童生徒が自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるように、学級担任だけでなく、学校全体が連携するとともに、母語支援員や関係機関と連携・協働し取り組むことが大切です。

1. 異文化理解について

外国人児童生徒等は、他の児童生徒が経験していない異文化での貴重な生活経験をもっている場合があります。外国での生活や異文化に触れた経験の他、これらを通じて身につけた見方や考え方、感情や情緒、外国語の能力などの特性を、本人の各教科等の学習に生かすことができるよう配慮することが大切です。また、本人に対するきめ細かな指導とともに、他の児童生徒についても、外国人児童生徒等と共に学ぶことを通じて、互いの長所や特性を認め、広い視野をもって異文化を理解し共に生きていこうとする姿勢を育てるよう配慮することが大切です。

【参考】「学習指導要領解説 総則編」(小) pp.115-116、(中) pp.113-114、(高) pp.164-165、
(特小・中) pp.286-287、(特高) pp.207-208

2. 日本語の指導及び教科の指導について

外国人児童生徒等の中には、日本語の能力が不十分であったり、日常的な会話はできていても学習に必要な日本語の能力が十分ではなく、学習活動への参加に支障が生じたりする場合があります。このため、外国人児童生徒等が日本語を用いて学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるよう、一人ひとりの日本語の能力を的確に把握しつつ各教科等や日本語の指導の目標を明確に示し、きめ細かな指導を行うことが大切です。

日本語指導が必要な児童生徒は、小中学校や初期日本語指導教室等において、基本的な生活に必要な日本語を習得し、友人などとの交流を重ねる中で学校生活がスムーズに送れるようになっていきます。しかし、学校生活に慣れ、他の児童生徒と同様に会話できるようになってきていたとしても、各教科等の授業の内容が理解できているかを丁寧に確認することが必要です。生活するために必要な「生活言語」と、授業を受けていくために必要な「学習言語」との違いを理解した上で、JSLカリキュラム^{*1}等を活用し、児童生徒に「学習言語」を習得させていくことが必要です。

平成26年に学校教育法施行規則が改正され、日本語の習得に困難がある児童生徒に対し、日本語の能力に応じた特別の指導を行うための特別の教育課程を編成し、実施することが可能となりました。この制度を活用しながら、外国人児童生徒等の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的・計画的に行うことが必要です。また、外国人児童生徒等が在籍し、大半の時間を過ごすことになる通常の学級における指導にあたっては、以下に示すような、一人ひとりの日本語の能力などに応じた支援が求められます。

- ① 授業において使われている日本語や学習内容を認識できるようにするための支援
- ② 学習したことを構造化して理解・定着できるようにするための支援
- ③ 理解したことを適切に表現できるようにするための支援
- ④ 自ら学習を自律的に行うことができるようにするための支援
- ⑤ 学習や生活に必要な心理的安定のための情意面の支援

具体的には、

- ・ ゆっくりはつきり話す

- ・ 日本語による発話を促す
- ・ 絵や図などの視覚的支援
- ・ 授業のねらいや学習の流れが分かるワークシートの活用など教材の工夫 等

が考えられます。

母語を十分に学習することなく来日したり、日本生まれであっても家庭環境の中で言語の習得が十分でなかったりする外国人児童生徒の中には、基盤となる言語がないために、なかなか日本語や教科の学習が身につかないケースがあります。また、母語でも自分の悩みを家族に伝えることができず悩むケースも少なくありません。いわゆる「ダブルリミテッド」という状況です。家庭における母語での会話を大切に、家族間では母語を用いてさまざまな話をしていただけるよう、懇談会や家庭訪問などで保護者に伝えていくことも重要です。

小中学校において、日本語指導が必要な児童生徒が日本語や各教科等の学習がなかなか定着していかない場合に、知的障がいの可能性を考えることもあるかもしれません。しかし、発達検査を受けさせる際には、前述の「学習言語」や「ダブルリミテッド」のことなども勘案するとともに、日本語力が低いことが、発達検査の結果に影響することのないよう、専門の通訳者に同席してもらうなど、丁寧に進めていく必要があります。

※1 Japanese as a Second Language の略。日常的な会話はある程度できるものの、学習活動への参加が難しい外国人児童生徒に対して、学習活動に日本語で参加する力を育成するため、日本語指導と教科指導とを統合的に行う指導方法。

【参考】「学習指導要領解説 総則編」(小) pp. 116-117、(中) pp. 114-116、(高) pp. 165-166、(特小・中) pp. 287-289、(特高) pp. 209-210

3. 三重県における外国人児童生徒教育の取組

(1) 日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍等の状況

県内の公立小中学校※²に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒※³数は、令和元年度から令和3年度までは2年連続して減少していましたが、令和4年度は増加に転じ、令和7年度調査によると、日本語指導が必要な外国人児童生徒は、県内の274校(約57%)に在籍し、在籍地域の広域化が進んでいます。また、言語数については、38言語となっており、5言語(ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ビザイヤ語、中国語)の割合が、約78%を占めています。

※2 公立小中学校には、義務教育学校を含む。

※3 日本語指導が必要な外国人児童生徒とは、日本語の能力が不十分であったり、日常的な会話はできていても学習に必要な日本語の能力が十分ではなく、学習活動への参加に支障が生じたりする児童生徒のことをいい、外国人とは外国籍の児童生徒及び日本国籍(重国籍を含む)の児童生徒のことを表す。

県内の公立小中学校及び県立高等学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移

年度		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
公立小中学校	人数	2,527人	2,447人	2,301人	2,356人	2,499人	2,623人	2,780人
	増減数	+167	-80	-146	+55	+143	+124	+157
県立高等学校	人数	253人	262人	288人	276人	254人	255人	297人
	増減数	-1	+9	+26	-12	-22	-21	+42

県内の公立小中学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒の主な言語

言語		ポルトガル語	スペイン語	タガログ語	ビザイヤ語	中国語	その他
外国人	外国籍	917人	344人	279人	254人	179人	523人
	日本国籍	56人	19人	61人	9人	39人	100人

【参照】三重県による令和7年度日本語指導が必要な児童生徒数調査

(2) 具体的な取組

県教育委員会では、市町教育委員会が独自に雇用している母語ができる支援員とは別に、外国人児童生徒巡回相談員（以下「巡回相談員」とする）の配置や派遣を行っています。巡回相談員は、各学校の訪問や同時双方向によるオンラインで、日本語指導が必要な外国人児童生徒に対し、日本語指導等の支援を行います。ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ビザイヤ語、中国語、ベトナム語の6言語（令和6年度）に対応することができ、令和6年度には3,587回の学校訪問を行いました。

また、ICTを活用したオンライン日本語教育の取組も進めています。単に動画を視聴するのではなく、双方向型で、先生と児童生徒が会話しながら進めることができるのが特徴です。授業はやさしい日本語を用いて行いますので、どの言語を使う児童生徒でも受講することができます。

巡回相談員業務内容（学習支援、通訳支援、翻訳、多文化共生授業、個別懇談における保護者対応、保護者等の相談対応）

◎確認してみましょう！

県教育委員会では、「外国人児童生徒教育関係」として、下記のURLに、「教員向けの日本語指導の手引き」、「多言語での保護者への連絡文書例」等を掲載しています。

<http://www.pref.mie.lg.jp/GAKOKYO/HP/46437025577.htm>



【コラム】

日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施について

（平成26年4月1日施行）

省令及び告示の概要

（1）特別の教育課程の編成・実施【学校教育法施行規則】

小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部において、日本語指導が必要な児童生徒（例：帰国児童生徒又は外国人児童生徒など）に対して、その日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合には、「特別の教育課程」を編成・実施することができる。

①指導の内容【告示】

児童生徒が日本語を用いて学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるようにすることを目的とする指導とする。

②授業時数【告示】

年間10単位時間から280単位時間までを標準とする。

また、学校教育法施行規則第140条の規定による障害に応じた特別の指導（いわゆる「通級による指導」）の対象となっている児童生徒が、（1）の特別の教育課程による日本語指導を受ける場合には、児童生徒の負担にも配慮し、2種類の指導を併せて、授業時数の合計がおおむね280単位時間以内とする。

（2）他校における指導【学校教育法施行規則の一部改正】

在籍校の校長の判断により、（1）の児童生徒が他校において「日本語の能力に応じた特別の指導」を受けた場合には、当該授業を在籍校の「特別の教育課程」に係る授業とみなすことができる。

部活動の運営

学校部活動(以下、「部活動」とする)は、学校教育の一環として、学級や学年の枠をこえて、興味と関心をもつ同好の生徒が自主的・自発的に集い、指導者の指導のもと、個人や集団としての目的や目標を持ち、切磋琢磨することを通して、人間関係の大切さなどを学ぶことができる活動です。

部活動は、「中学校学習指導要領 総則 第5 学校運営上の留意事項」及び「高等学校学習指導要領 総則 第6款 学校運営上の留意事項」に以下のように位置づけられています。

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

【引用】「学習指導要領」(中) p.27、(高) p.31

部活動における教育的意義や効果を高めるため、短期間で活動の成果(試合に勝つなど)を求めること以上に、生徒が意欲的に参加できる環境づくりや生活のバランスを考慮した運営を心がけるなど、適切かつ効果的な指導が必要です。

県教育委員会では、「三重県部活動ガイドライン」(平成31年改訂)に、国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の内容を盛り込み、令和5年12月に「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」(以下、「ガイドラインおよび方針」とする)を策定しました。以下の本文は、「ガイドラインおよび方針」を引用または参考にして作成したものです。

1. 適切な部活動の運営の在り方

部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることをふまえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにする必要があります。

また、学校教育の一環として行われる部活動の教育的意義や効果が高まるよう、「生徒の健全な成長」「生徒にとって望ましい部活動」の視点から、学校では「ガイドラインおよび方針」等に基づき、活動状況を再確認するとともに、必要に応じて見直すことが大切です。

2. 適切な活動計画の作成と共通理解

学校は、学校教育目標や「ガイドラインおよび方針」等に基づき、部活動の意義をふまえた学校部活動運営方針を作成し、各部活動の指導者をはじめ全教職員は、この方針で示された指導のねらい、指導上の留意点等について理解することが必要です。そのうえで、指導者の指導理念を示すとともに、生徒の志向や能力、保護者の願いなどを十分に汲み取り、各部活動の活動計画等を立てることが必要です。

指導者は、活動方法の工夫等を行いながら、過度な指導とならないよう、生徒の発育・発達段階に応じた活動日数や活動時間を設定し、年間計画・月間計画・日々の活動計画を立てることで、生徒に活動の見通しを持たせながら、活動を展開させていきます。

また、運動部活動では、指導計画等を立てるにあたって、大学や研究機関等での科学的な研究や科学的根拠等から得られたスポーツ医・科学の視点を取り入れることも大切です。

学校部活動運営方針や各部活動の活動計画と活動実態(時間、内容等)を、適宜、振り返ることで、部活動が適切に運営されているかどうかを検証し、必要に応じて見直すことが大切です。

3. 休養日・活動時間の設定

休養日

【中学校】(義務教育学校後期課程、特別支援学校中学部を含む)

☆ 1週間のうち、2日は休養日を設定する。(うち、1日は土曜日又は日曜日とする)

【高等学校】(特別支援学校高等部を含む)

☆ 1週間のうち、1日は休養日を設定する。(土曜日又は日曜日の1日とする)

- ※ 各学校での設定については、「全ての部活動が一斉に設定する」「（活動場所の有効利用等を考慮し）部活動によって違う曜日に設定する」ことが考えられる。各学校の実情に合わせ、休養日を設定する。
 - ※ 大会開催等により、上記のとおり休養日が設定できない場合は、事前に活動計画等により校長の承認を得るとともに、できる限り同一週に休養日を設定する。
 - ※ 生徒の状況（疲労の様子等）によっては、休養日を複数日設定する。
- 《週休日に休養日を設定できない場合の対応例》

- 各学校体育・文化連盟等が開催する大会等について、会場借用や役員派遣の関係から、週休日に大会等を開催せざるを得ない実態がある。年間又は月間の活動計画により、活動（参加大会等）の見通しを持ち、必ず休養日を設定する。
- 週休日に開催される大会等において、勝ち進むなどの理由から、引き続き、翌週の週休日にも活動しなければならない場合は、適宜、その間の平日に休養日を設定したり、その大会等の終了後、まとめて（連続した）休養日を設定したりする。

活動時間

【中学校】（義務教育学校後期課程、特別支援学校中学部を含む）

- ☆ 平日は、2時間以内とする。
- ☆ 週休日および休日（長期休業期間を含む）は、3時間以内とする。

【高等学校】（特別支援学校高等部を含む）

- ☆ 平日は、3時間以内とする。
- ☆ 週休日および休日（長期休業期間を含む）は、4時間以内とする。

- ※ 土・日曜日や休日、また始業前に活動する場合は、生徒・保護者の理解を得たうえで、安全面に配慮することはもとより、生徒の心身の健康状態や学習活動に対する影響を考え、計画することが大切である。
- ※ 放課後の活動時間については、日没時間を考慮して下校時刻を設定するなど、季節等によって活動できる時間を変更するような安全面での配慮が必要である。
- ※ 活動時間とは、活動場所への移動、準備や後片付け以外のスポーツ・文化芸術活動に充てる時間をいう。
 なお、活動時間以外の時間も、できるだけ短時間に終わるようにする。
 （大会等（練習試合等を含む）では、上記の活動時間の設定と異なる計画となることもあるが、大会等の前後に休養日を設定するなど、健康・安全に配慮し、過度な負担にならないよう留意する。）

4. 体罰等の根絶

部活動の指導は、生徒の健康状態、心身の発達状況、技能の習熟度、安全確保等を総合的に考え、合理的な内容と方法により行う必要があります。

指導と称して殴る、蹴る等の行為はもちろんのこと、その他、特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等の行為によって生徒に心身の苦痛を与えたり、パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、セクシャルハラスメントと判断される発言や行為等、生徒の人間性や人格の尊厳を損ね否定したりする行為は決して許されません。体罰等は、直接行為を受けた生徒のみならず、その場に居合わせてその行為を目撃した生徒の心にも悪影響を及ぼします。

体罰は学校教育法でも禁じられている決して許されない行為です。部活動の指導において、体罰を「厳しい指導」として正当化することは、あってはなりません。研修等を重ね、指導力の向上を図り、生徒の「心に響く指導」を心がけてください。

なお、これらの行為については、部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも同様のことが行われないよう注意を払うことが必要です。

5. 安全管理と事故発生時の対応

部活動は、学校管理下において行われる活動であり、生徒の安全な活動が大前提となります。そのため、実施にあたっては、一人の指導者だけでなく、できれば複数の指導者による指導・監督体制をとることが望まれます。

日ごろから、生徒と指導者が事故防止に対する意識を高めるとともに、事故を未然に防ぐため

の行動がとれるようにすることが大切です。そして、万が一の状況が発生した場合には、関係者が適切かつ迅速に対応することが重要です。

① 健康状態の把握

- 指導者は、部員が日ごろから自分の健康管理について関心を持つよう指導するとともに、部員が自分の身体に異変を感じた時に、直ちに指導者に伝わる体制等（伝えやすい環境づくりなど）を整える。
- 指導者は、体調がすぐれない生徒に対して、活動を中止させるなど、適切な対応をとる。
- 健康診断等で異常が認められた生徒に対しては、保護者、養護教諭、学級担任等との連携を密にし、活動の可否の確認や健康状態の把握に努める。

② 個人の能力に応じた指導

- 生徒の個人差に十分配慮した活動内容や方法を工夫し、「易⇒難」等、段階的な指導を行う。
- 特に運動部では、非日常的な身体活動が展開される場合がある。新しい内容（技）や難度の高い技術の練習を行う際には、必ず指導者が付き添い、生徒に無理な状況をつくらないなど、能力に応じた活動とする。

③ 特性を踏まえた合理的な指導

- 「なぜ、この練習が必要なのか」、「この練習を繰り返し行うことで、どのような力が身に付くのか」など、活動の目的や方法について、生徒に理解させる。
- 基本となる技能（柔道の受け身等）を大切に活動丁寧な実践することで、事故を未然に防ぐ。
- 科学的な指導内容や方法を積極的に取り入れるようにする。このことは、生徒の発達の段階を考慮せず、肩、肘、腰、膝などの酷使によるスポーツ障害を防ぐためにも必要である。

④ 施設・設備等の安全点検と安全指導

- 活動場所や使用器具等の安全点検を設定・実施し、生徒にも安全確認の習慣化を図るようにする。
- サッカー（ハンドボール）ゴールにぶら下がり、ゴールと一緒に転倒してしまうことによる事故が発生している。ゴールは、適切に設置（固定等）するとともに、正しく取り扱うよう事前指導を行う。

⑤ 指導時の指導者の立会

- 安全な実施のため、原則、指導者は活動場所で指導する。
- 指導者が活動場所に立ち会えない場合は、他の顧問等と連携、協力したり、危険性が高いと考えられる活動を生徒が行わないよう指導したりして、生徒の能力に応じた段階的な活動をするなど、安全に配慮することが大切である。
- 適切に活動計画を立て、日ごろから安全に配慮した指導を行うことが、生徒はもとより指導者の不安をなくすことにもつながる。

⑥ 部活動時の生徒等の輸送に係わる交通安全対策

「部活動等における児童生徒の輸送に係わる交通安全対策について（県教育委員会 平成7年3月23日 教教第183号、令和3年3月10日 教委第20-553号にて一部改正）」の通知に基づき、生徒の移動中における事故の未然防止を図る。

部活動時の生徒等の輸送について、市町において別に規定等がある場合は、その規定に基づき対応する。

⑦ 天候等を考慮した指導

1 熱中症対策

- 活動時の気象情報には十分留意する。特に、夏の高温・多湿の状況下においては、適切な水分補給や健康観察を行い、熱中症等に注意する。

熱中症を予防するためには気温や湿度など環境条件に配慮した活動が必要である。活動現場の環境条件を把握する指標として暑さ指数（WBGT）が用いられており、暑さ指数を基準とする運動や各種行事の指針を予め整備することで、客観的な状況判断・対応が可能になる。

学校は、熱中症警戒アラート発表時の対応も含め、暑さ指数の測定場所や測定のタイミング、指数の記録及び関係する教職員への伝達体制を整備する必要がある。部活動の指導者は、活動の前や活動中に暑さ指数を測定し危険度を把握するとともに、指数に応じた注意事項等を参考にすることで、より安全に部活動を行うことができる。例えば、運動部活動は、体育よりも運動強度が高いことや防具を着用する競技では薄着になれないこと等、よりきめ細かな配慮が必要である。

各県立学校においては、令和5年8月4日付け県教育委員会事務局通知により、以下のとおり対応することとする。

【暑さ指数（WBGT）に基づいた対応】

（１）活動場所の暑さ指数（WBGT）が31以上の場合 ⇒ 「運動は中止する」

（２）活動場所の暑さ指数（WBGT）が28以上31未満の場合

⇒ 「熱中症の危険性が高いため、激しい運動や体温が上昇しやすい運動は避け、必要に応じて運動は中止する」

（３）部活動における各種大会への参加 ⇒ 「大会主催者の指示に従う」

２ その他荒天時の判断

- 雷や暴風等に対して、活動の中止や中断の判断が的確に行えるよう、気象情報の収集に努める。事前に、生徒（保護者）へ判断基準を示し、生徒が自ら考え、適切に判断できるよう指導することも大切である。

【引用】「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」 pp. 3-9

<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0046100168.htm>

【参考】「学校教育活動等における熱中症事故の防止に向けた対応について」

（令和6年6月13日 県教育委員会）

【コラム】休日の部活動（公立中学校等）の地域展開等について

１．部活動改革のこれまでの経緯

これまで生徒のスポーツや文化に親しむ機会を確保し、生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じて、達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するとともに、自主性の育成にも寄与するものとして部活動が設置されてきました。

一方で、学校の部活動は、少子化の進行や学校の働き方改革が進む中で、これまでと同様に継続することは困難な状況となることが考えられるため、国において部活動の改革について検討が重ねられています。

２．部活動改革の経緯・通知等（令和7年12月時点）

○スポーツ庁

運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720.htm

- ・学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドラインについて
- ・運動部活動の適切な運営のための体制整備 等

地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/039_index/index.html

部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/043_index/index.html

部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00025.htm

○文化庁

文化部活動改革

～部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備～

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/93972201.html>

- ・学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドラインについて
- ・文化部活動改革事業、事例集 等

○県教育委員会事務局保健体育課

部活動改革

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/04/ci500016696.htm>

- ・中学校部活動の地域連携・地域移行（令和6年11月1日）
- ・中学校部活動の「地域連携・地域移行」の必要性
- ・三重県の取組 等

高校の特色化・魅力化

高等学校は、義務教育機関ではないものの、今日では中学校を卒業したほぼ全ての生徒が進学しており、多様な入学動機や進路希望、学習経験、言語環境など、さまざまな背景を持つ生徒が在籍しています。そのため、高等学校には、義務教育において育成された資質・能力を基礎として、生徒の多様な能力・適性、興味・関心等に応じた学びを実現することが求められています。

1. 国の動き

令和5年6月に、教育基本法に示された理念の実現と、国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、政府として策定する「第4期教育振興基本計画」が閣議決定されました。計画では、2040年以降の社会を見据えた総括的な基本方針・コンセプトを「持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」とし、5つの基本的な方針と16の教育政策の目標が示されており、こうした国の教育に係る基本的な考え方についても知っておくことが大切です。

また、中央教育審議会（以下、「中教審」という。）は、令和3年1月に、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」を取りまとめました。答申では、令和の日本型学校教育の構築に向けた今後の方向性を示したうえで、各論において新時代に対応した高等学校教育等の在り方について取りまとめています。その中で、高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化として、次の6つの方向性が提言されています。

- ①各高等学校の存在意義・社会的役割等の明確化（スクール・ミッションの再定義）
- ②各高等学校の入口から出口までの教育活動の指針の策定（スクール・ポリシーの策定）
- ③「普通教育を主とする学科」の弾力化・大綱化（普通科改革）
- ④産業界と一体となって地域産業界を支える革新的職業人材の育成（専門学科改革）
- ⑤新しい時代にこそ求められる総合学科における学びの推進
- ⑥高等教育機関や地域社会等の関係機関と連携・協働した高度な学びの提供

さらに、中教審の初等中等教育分科会における「高等学校教育の在り方ワーキンググループ」では、令和7年2月に審議まとめが取りまとめられました。そこでは、これからの高等学校の在り方に係る基本的な考え方を示したうえで、各論点に対する現状・課題認識と具体的方策として、次の3つの方向性が提言されています。

- ①少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方（小規模校の教育条件の改善に向けて）
- ②全日制・定時制・通信制の望ましい在り方（生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びの実現に向けて）
- ③社会に開かれた教育課程の実現、探究・文理横断・実践的な学びの推進（全ての生徒の学びの充実に向け）

加えて、文部科学省は、令和7年11月に、「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン（仮称））骨子」を公表しました。そこでは、社会状況の大きな変化がある2040年に向けて、次の3つの視点の下で高校改革に取り組むことなどが示されています。

- ①不確実な時代を自立して生きていく主権者として、AIに代替されない能力や個性の伸長
- ②我が国の経済・社会の発展を支える人材育成
- ③一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会・アクセスの確保

こうした社会状況の大きな変化に対する国の動きには、引き続き注視していく必要があります。

【参考】「教育振興基本計画」（令和5年6月16日）（文部科学省HP）

https://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/index.htm

「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和3年1月26日）（文部科学省HP）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00002.htm

「高等学校教育の在り方ワーキンググループ 審議まとめ」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/091/toushin/mext_00005.html

「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン（仮称））」（令和7年11月28日）（文部科学省HP）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1358056_00005.htm

2. 県の取組

県立高等学校の特色化・魅力化については、「三重県教育ビジョン」や「県立高等学校活性化計画」に基づき、取組を進めています。

(1) 三重県教育ビジョン

三重県の教育の振興のための施策に関する基本的な計画である「三重県教育ビジョン」では、「学校の特色化・魅力化」を施策の1つに位置づけ、「高等学校の特色化・魅力化」として次の取組を掲げています。

①スクール・ミッションとスクール・ポリシーの策定・公表

- ・高等学校は、学校に期待される社会的役割やめざす学校像であるスクール・ミッションをふまえ、育成をめざす生徒の資質・能力、教育課程の編成・実施と入学者受け入れに関する方針をスクール・ポリシーとして策定公表し、特色・魅力ある教育の実現に取り組みます。

②各学科・課程の活性化

- ・普通科・普通科系専門学科では、探究的な学び・STEAM教育等の教科横断的な学び・実践的な学びを推進します。また、学際的な学びに重点的に取り組む学科や、地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科等の設置について、学校や地域の実態をふまえながら検討を進めます。
- ・職業系専門学科では、専門分野の知識・技術の習得や高度な資格の取得に取り組むとともに、高等教育機関や産業界等と連携して、企業での実習や専門家による指導、商品開発など、実践的な職業教育を推進します。
- ・総合学科では、生徒が主体的に学習に取り組むことができるよう、「産業社会と人間」や多様な科目を開設するなど、生徒の能力・適性等に対応した柔軟な教育活動を展開します。
- ・定時制・通信制課程では、さまざまな入学動機や学習経験等の背景を持つ多様な生徒が在籍していることをふまえ、ICTを効果的に活用するなどきめ細かな指導を行います。

(2) 県立高等学校活性化計画

県教育委員会では、「三重県教育ビジョン」をふまえ、高等学校の特色化・魅力化に資する「県立高等学校活性化計画」を策定しています。

計画では、少子・高齢化のさらなる進行、グローバル化やデジタル化の進展等により、これまでの社会のシステムや人々の価値観も大きく変化することが見込まれる中で、こうした時代を生きていく子どもたちにあっては、変化を前向きにとらえ、課題と主体的に向き合いながら、自ら学び、考え、多様な人々との協働をとおして、持続可能な社会の創り手となっていくことが求められるとしています。そのうえで、高等学校の活性化に向けた基本的な考え方を、「自律した学習者を育てる学びの推進」、「これからの社会の担い手となる力の育成」、「誰一人取り残さない教育の推進」、「人口減少に対応した学びの推進」、「子どもたちに必要な学びの実現に向けた教職員の資質向上と学校経営改善」とし、具体的取組をまとめています。

これに加え、これからの時代に求められる学びを提供できる県立高等学校のあり方について次の通り整理しています。

- ・15年先までの中学校卒業生数の減少の状況等をふまえると、これからの時代に求められる学びを提供していくには、現行の高等学校の配置を継続していくのは難しい状況にあるため、各地域協議会において、高等学校の学びと配置のあり方について検討を進め、その中で1学年3学級以下の高等学校は統合についての協議も行うこととする。

なお、現行計画の期間は、令和8年度までであることから、現在、次期計画について検討を進めています。令和7年3月には、こうした検討に専門的かつ多角的な視点を取り入れられるよう、教育委員会の附属機関である「三重県教育改革推進会議」に、次期計画の策定に係る県立高校の学びや規模・配置のあり方について諮問しました。当該諮問に対して、令和8年3月に推進会議から答申がありました。そこでは、基本的な考え方として、生徒にとって豊かな学びを提供することを第一の目的とする「生徒ファースト」が示されています。

なお、本計画は、本県の高等学校のスクール・ミッションとして位置づけています。

◎参考となる Web ページ等

三重県のさまざまな高等学校とその取組について調べてみましょう！

「三重県立高等学校案内 Rainbow Message」(県教育委員会HP)

<https://www.mie-c.ed.jp/rainbow/index.html>

「県立高等学校活性化計画」(県教育委員会HP)

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001006074.pdf>

定時制・通信制

昭和 23 年に発足した定時制・通信制教育は、勤労青少年のための後期中等教育機関として県民の資質の向上に大きな役割を果たしてきました。しかし近年、生徒の入学動機や年齢、経歴等が多様化しています。入学者の状況をみると、働きながら学ぼうとする生徒の他に、不登校経験等さまざまな背景により、義務教育段階での学習内容の確実な定着を求める生徒や、日本語指導が必要な生徒、特別な支援が必要な生徒等が増加しています。また、社会人の生涯学習のニーズも高まっています。

このような定時制・通信制課程についての多様化したニーズに対応するため、定通併置や昼間部の設置、単位制の導入、三修制等、柔軟なシステムを生かした定時制・通信制高校が設置されています。

1. 三重県内の定時制・通信制高校

☐ 単位制

<通信制>	<夜間部>	<昼間部>
・北 星 (普通) ・松 阪 (普通)	・桑名 (普通) ・四日市工業 (機械交通工学) (住システム工学) ・北星 (普通) ・飯野 (普通) ・みえ夢学園 (総合学科) ・上野 (普通) ・名張 (普通) ・松阪工業 (普通) ・伊勢まなび (ものづくり工学) ・尾鷲 (普通) ・木本 (普通) ・熊野青藍 木本校舎 (普通)	・北星 (普通・情報ビジネス) 午前部・午後部 ・みえ夢学園 (総合学科) 午前の部・午後の部 ・伊勢まなび (普通) 午前の部・午後の部

2. 定時制・通信制高校等に関する Q & A

Q 1 : 単位制高等学校とは、どのような学校ですか。

A 1 : 単位制高等学校は学年による教育課程の区分を設けず、決められた単位を修得すれば卒業が認められる学校です。定時制・通信制課程については昭和 63 年度に、さらに全日制課程については平成 5 年度に制度化されました。単位制高校の定時制・通信制課程については、科目履修生の受け入れが可能であり、科目履修生であった者が単位制高校に入学した場合、科目履修生としての成果に対して単位を与えることができます。

Q 2：定時制高校、通信制高校の修業年限はどのようになっていますか？

A 2：昭和 63 年 11 月、学校教育法の一部が改正され、平成元年 4 月より、定時制課程・通信制課程の修業年限が「3 年以上」に改められ、全日制と同様 3 年で卒業することが可能となりました。また、修業年限については、下記のようなルールがあります。

〔修業年限を弾力化する方法〕

①定通併修^{*1}

②実務代替^{*2}

③多部制による授業時数の増加、学校外の学修による単位認定

※1 定通併修

定時制の課程の生徒が、当該高等学校の通信制の課程又は他の高等学校の通信制の課程において一部の科目の単位を修得した場合、あるいは、通信制の課程の生徒が当該高等学校の定時制の課程又は他の高等学校の定時制の課程もしくは通信制の課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該実施校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

〔 関係法令「高等学校通信教育規程」第 12 条 〕
〔 昭和 37 年 9 月 1 日文部省令第 32 号 〕

※2 実務代替

定時制及び通信制の課程において、職業に関する各教科・科目を履修する生徒が、現にその各教科・科目と密接な関係を有する職業（家事を含む。）に従事している場合で、その職業における実務等が、その各教科・科目の一部を履修した場合と同様の成果があると認められるときは、その実務等をもってその各教科・科目の履修の一部に替えることができること。

〔【引用】「高等学校学習指導要領」p.26〕

Q 3：通信制高校での学習は、どのように進められるのですか。

A 3：通信教育は、自学自習を基本としており、学習は次の 3 つにより進められます。

①報告課題（レポート）：教科書、学習書、放送視聴等を活用して学習し、報告課題を完成させ、学校に送付して添削指導を受けます。

②面接指導（スクーリング）：月 1 回～2 回登校して教員の指導を受けます。

③試験（テスト）：学習した知識・技能等が確実に定着しているかを確かめます。定められた期限までに合格すれば単位が認定されます。

3. 指導上の留意点

働きながら学ぶ生徒、他の高等学校等からの転・編入者、不登校経験者、日本語指導が必要な生徒、発達障がい等特別な支援が必要な生徒、義務教育段階での学習内容の確実な定着を求める生徒等、多様な生徒が在籍していることから、さまざまな入学動機や学習歴等の背景をふまえたきめ細かな指導を行うなど、適切な支援が求められています。

→三重県では、定時制・通信制教育の普及振興を図ることを目的として三重県高等学校定時制通信制教育振興会が組織され、事務局がみえ夢学園高等学校に置かれています。